

目次

○第1号（12月5日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
日程第 4 一般質問について	5
◇早坂 通君	6
◇清水健一君	14
◇小野関武利君	23
◇松井保夫君	36
日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認について（平成26年度榛東村一般会計補正予算（第7号））	48
日程第 6 請願・陳情について	60
散 会	61

○第2号（12月8日）

議事日程 第2号	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	64
欠席議員	64
説明のため出席した者	64
事務局職員出席者	64
開 議	65
日程第 1 会議録署名議員の指名について	65
日程第 2 一般質問について	65

◇柳田キミ子君	6 5
◇南 千晴君	7 5
◇山口宗一君	8 9
日程第 3 議案第74号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第8号）に ついて	1 0 1
日程第 4 議案第83号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第9号）に ついて	1 1 1
日程第 5 議案第82号 工事請負契約の変更について	1 1 2
散 会	1 1 5

### ○第3号（12月15日）

議事日程 第3号	1 1 7
本日の会議に付した事件	1 1 7
出席議員	1 1 8
欠席議員	1 1 8
説明のため出席した者	1 1 8
事務局職員出席者	1 1 8
開 議	1 1 9
日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 1 9
日程第 2 議案第70号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する 条例について	1 1 9
日程第 3 議案第71号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について	1 2 0
日程第 4 議案第72号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例につ いて	1 2 1
日程第 5 議案第73号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例につい て	1 2 3
日程第 6 議案第75号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）について	1 2 4
日程第 7 議案第76号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第2号）について	1 2 7
日程第 8 議案第77号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2号）について	1 2 8

日程第 9	議案第78号	平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	130
日程第10	議案第79号	平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	131
日程第11	議案第80号	平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第4号)について	133
日程第12	議案第81号	平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算(第3号)について	134
日程第13	請願・陳情	について	136
日程の追加			142
追加日程第1	発委第 5号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書について	143
追加日程第2	発委第 6号	「手話言語法制定を求める意見書」について	145
日程第14	総務産業建設常任委員会	の閉会中の継続調査について	147
日程第15	文教厚生常任委員会	の閉会中の継続調査について	147
日程第16	議会運営委員会	の閉会中の継続調査について	147
日程第17	議員派遣	について	147
議長挨拶			148
閉 会			148

平成26年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

12月5日（金）

# 平成26年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成26年12月5日（金曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成26年12月5日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 承認第5号 専決処分の承認について

平成26年度榛東村一般会計補正予算（第7号）

日程第 6 請願・陳情について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13名）

1番	清水健一君	2番	栢井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	松岡好雄君
9番	柳田キミ子君	10番	岩田好雄君
11番	岸昭勝君	12番	早坂通君
13番	金井佐則君		

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	岩田健一君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	新藤彰君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	小山美子君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第4回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところ、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

さて、師走の慌ただしさが増す中、安倍晋三首相の解散を受けた第47回衆議院選が始まりました。首相が示す道の先に未来はあるのか、地方再生の道は切り開けるのか、政権交代を演出した2年前と同じ師走決戦であります。今度は攻守ところをかえ、2年間の自公政権が審判を受ける側になりました。

自公公約では、「景気回復、この道しかない」と強調しています。安倍政権が打ち出した経済政策の成果を唱え、アベノミクスに邁進する構えです。「景気回復の実感を全国津々浦々に届けたい」と首相の訴えにも力がこもります。

アベノミクスは円安と株高を生みましたが、円の大幅下落で自動車など輸出企業は利益が増大し、その効果で株価も急上昇しました。しかし、円安は輸入に頼る燃料や原材料費の高騰につながり、物価が上昇し賃金が追いつかないのが現状であります。

さきの臨時議会でも申し上げましたが、アベノミクス以外では、安倍政権の外交政策、集団的自衛権や特定秘密保護法の制定など安全保障にかかわる政策、原発再稼働に対する評価があります。

このような問題を一気に解決できるような方法は簡単には見つかりません。裏づけのないバラ色の夢や勇壮な言葉に踊らされずに冷静な判断する力を養っていきたいと思います。

選挙は、国民が主権者として政治を点検し方向を定める唯一の機会であります。その選択が次代を担う政治を決め、暮らしの形をつくっていきます。首相が言う、信じてついて行きなさいという「この道」の先に何が待っているのかしっかり見きわめていきたいと思います。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました7名の議員による一般質問、条例の一部改正、補正予算、請願・陳情など数多くの重要案件が提案されております。議員各位におかれましては、十分にご審議をお願いいたします。

これから真冬に向け寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

それでは、ただいまから平成26年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています、全員出

席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

11番岸昭勝君、12番早坂通君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第3回定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの11日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案等は13件、請願1件、陳情3件であります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧をお願いします。

ここで、村長より今定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） おはようございます。

平成26年榛東村議会第4回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

第4回定例会が本日5日から15日までの11日間開催いただくことに、まずもって御礼を申し上げます。

さて、早いものでことしも残すところあとわずかとなってまいりました。議員の皆様方はもとより村民皆様には、村の発展と行政運営に対し特段のご尽力とご協力を賜りましたことを、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

さて、国においては、12月2日公示、12月14日投開票で、第47回衆議院議員選挙が実施されます。



安倍総理からは、打ち出したアベノミクスは円安や法人税減税で企業の業績回復を後押しし、賃上げを促すことで消費拡大を図ろうとしております。

しかし、円安や円安による物価上昇は家計や中小企業の重荷になり、消費税増税も重なって消費は足踏みを続け、どうすれば国民全体に景気回復の実感が広がるか。今回の衆議院選挙は各党にそう問いかけている選挙であるとも感じております。

また、12月3日には、種子島宇宙センターから小惑星探査機「はやぶさ2」を搭載した「H-IIAロケット26号機」が打ち上げられ、成功しました。地球から約3万キロ離れた小惑星「1999JU3」に向かい、水や有機物を含むとされる岩石を採取する計画で、太陽系や生命の起源に迫る成果が期待されております。

さて、村内に目を向ければ、本年度発注予定の公共事業では、南小体育館建設工事、南部コミュニティセンターの改修工事、各区コミセンの太陽光設置工事、防災広場工事、公共下水道工事、道路建設工事などの工事は順調に進捗しております。

これからもハード事業、ソフト事業両面において、議員皆様のご協力をいただき村民と一丸となって鋭意推進していく覚悟でありますので、議員各位の特段のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回上程させていただく主な議案等についてご説明申し上げます。

まず、条例改正案では、榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例、榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例、榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の4条例の改正を行うものであります。

次に、補正予算でございますが、一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認、続きまして、一般会計補正予算（第8号）、（第9号）、国民健康保険特別会計（第2号）、後期高齢者医療特別会計（第2号）、介護保険特別会計（第2号）、公共下水道事業特別会計（第3号）、農業集落排水事業特別会計（第3号）、学校給食事業特別会計（第4号）、上水道事業会計（第3号）の8会計について補正の必要が生じたので提出させていただきました。

また、工事請負契約では、南部コミュニティセンターの改修工事の工事請負額の変更をお願いするものであります。

以上が、本定例会に上程させていただきました内容でございます。よろしく審議の上、議決をお願い申し上げます、説明並びに挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順位は届け順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いをいたします。時間に制約がございますので、質問に対し、簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問順位 1 番早坂通君の質問を許可いたします。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君登壇〕

○12番（早坂 通君） 皆さん、おはようございます。

うちの孫が風邪をひきまして、それをずっと私が退院以来預かっていたんで、私もちょっと風邪をひいちゃったみたいで、議長に許可を得て、マスクをしたまま質問をしたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

本日は地方自治権と防災行政無線の放送内容の2項目について質問をします。

自治体の長にとって地方自治の理念を理解することは重要であり、地方自治の理念を理解することなしに民主的で健全な行政運営は不可能と思います。

地方自治権については、3月定例議会で一般質問をしました。その際、村長は、「今回勉強しましたことを肝に銘じて住民側に立った地域に合った対応をしていきたいと決意を新たにしたところで」と答弁しています。

しかし、議会が住民に説明することもなく決議したオスプレイに関する決議を、村長は、議会が議決した直後に、私も議会と同じ考えだと表明し、数日後に産経新聞のインタビューに米軍オスプレイ配備にも理解を示すと答えたことを考えると、肝に銘じて住民側に立ち地域に合った行政運営をしていくとの答弁は何であったのか。議席に戻り村長の認識をたずねます。

○議長（金井佐則君） 12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） まず、初めに、村長に地方自治法入門講座というこういうネットから引きましたものを前もって資料として私のほうから渡してあると思います。

よって、まず、この資料の中の確認をそれぞれしていきたいというふうに思うんですけども、まず一つ、4ページですね。この資料の4ページ、村長、開けてみてください。

これは、地方自治の本旨、憲法と地方自治法という題目になっているんですが、憲法92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」というふうになっています。

そして、地方自治法1条には、「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」というふうになっております。

村長、この項目で書かれていることには相違ないということによろしいですか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 早坂議員の質問にお答えします。

先ほど指摘されました点については、私の本当に勉強の浅さとか認識の甘さということでご迷惑をかけたことをまずもっておわび申し上げ、その後いろいろと、自分なりに勉強させていただきました。

今、早坂議員がおっしゃいます地方自治の本旨というものは、今言われたとおりだというふうに認識を新たにしたところでございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ここで重大になってくるのが、憲法92条でも、地方自治の本旨に基づいて地方公共団体の運営は行うというふうにならされているわけです。

その下部の法律である地方自治法、なんて言ったら憲法が日本は最優先ですから、この憲法にこういうふうにもうたわれていて、なおかつその下の地方自治法という法律の中にも、「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項云々」とさっき私が読み上げたような項目になっているわけです。

では、地方自治の本旨は何かと言いますと、それは資料の5ページに書いてありますので、読んでいただければというふうに思うんですが、まず、地方自治の本旨というのは、住民自治と団体自治というふうに定義とか言われているわけです。

じゃ、住民自治というのはどういうものかという、そこにも書いてあります。「地域の政治・行政に地域の住民が参画し、そのあり方を住民の意思に基づいて決定し（自己決定）、その責任において処理すること（自己責任）」というふうになっておりますが、もう一回言いますね。「地域の政治・行政に地域の住民が参画し、そのあり方を住民の意思に基づいて決定し、その責任において処理すること」ということなんです。

団体自治とはじゃ何かと言いますと、「国家の内部に、一定の地域を基準とする国から独立した別個の法人格を有する団体の存在を認め、その団体が自ら地域の政治・行政を広く自らの権能と判断により、その責任で処理すること」というふうになっているわけです。

ここに書いてあることに対する異論はございますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 答えから言えば、もっともだというふうに受けとめております。

その中で、先ほども早坂議員のほうから話されましたように、個々が憲法によって地方自治という

のをちゃんと認めているという中で、やはりこの住民自治・団体自治の自己決定や自己責任について明快に解説して、それにのっとってやらなきゃならないということを明示しているんだというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 要は、今、村長が言いましたとおりで間違いはないと思うんですけども、もう一つ私のほうから詳しく説明を加えたいと思うんですけども、要するに、この地方自治というのは、戦後の日本国憲法で初めて日本の国において保障されたんです。そして、皆さんもご存じのように、20世紀の末、地方分権推進が行われましたね。どんどん地方にいろんな機関委任事務をなくして、法定受託事務ですか、そういうふうにどんどん地方に権限を移すという地方分権推進が行われて、地方自治法が大改正されたわけです。つまり、このときにさらに地方自治権というものが強く保障されたわけです。

それで、じゃ、その地方自治権、地方自治法21条に出ている地方自治の本旨に基づいて地方公共団体の運営は行わなければならないということで、この地方自治の本旨というのは、もうまさにこのとおりで、住民自治というのが一つありまして、「地域の政治・行政に地域の住民が参画し、そのあり方を住民の意思に基づいて決定し」、ここが大事ですね、「その責任において処理すること」。

だから、先日のように、まず、私がこの問題を3月議会で取り上げたのは、去年の11月の日米合同訓練の話のときに、議員会議をしている中で、元議長と村長が盛んに「国策だから」ということを強調したのが、私にとってはすごい違和感を感じて3月に質問したわけです。

どうして私が違和感を感じたかということ、こういうことなんです。国策だから何でも受け入れるなんていうことは、今の日本の地方自治では考えられないことなんです。

なおかつ団体自治も同じようなことが書かれているわけです。この団体というのは、要するに自治体のことですね。「その団体が自らの地域の政治・行政を広く自らの権能と判断により自己決定し、その責任で処理すること」、こうなっているわけですから、やはりあの国策だからという発言は、私は長としてあるべき発言ではなかったというふうに考えております。

そして、さらに、先ほども言いましたが、3月議会で村長は理解したというふうに答弁したにもかかわらず、住民の説明もなく、議会がオスプレイに関する決議をしたそのときでも、村長は、私も議会と同じ考えだとすぐ答弁したわけです。

確かに議会だって私に言わせれば問題ですよ。こういう重要なものを住民に情報を流さず、意見も聞くことなく一方的に決議したということは、議会だって責を問われると私は思っています。

その決議に対して、村長は、本来ならば一晩置いて、住民に説明をして意見を聞きたいと思いませんか、そういうふうにすべきだったはずなんです、この地方自治の理念から行けば。でも、すぐ同じ考えだというふうに言ったということです。

そこで、村長に改めてしつこいようですが、問います。

3月議会での、「今回勉強しましたことを肝に銘じて、住民側に立った地域に合った対応をしたいと決意を新たにしたところだ」と、答弁は真意ではなかったのかと私は思っているのですが、どういう理由でこういう答弁をし、その後の経過となったわけですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今考えれば、本当に反省する点が多々あるというふうに反省しております。

ただ、あのときの私の考えとすれば、地方自治というものの認識の薄さの中で呼応に答弁したというのは、本当に自分としては恥ずかしい思いであります。これを反省しまして、これからでも、あとわずかではございますけれども、この住民自治、あるいは団体自治の地方自治体の理念というものを見据えながら物事を決めたり、それから進めていきたいと、こんなふうに反省をしているところでございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ちょっと7番も一応目を通してもらいましたね、地方団体の事務ということで。

ここの2番に、国が担う事務ということで4項目挙げているんです。国際社会における国家としての存立にかかわる事務。全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務。3番として、全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業。4番として、その他の国が本来果たすべき役割、他国という意味じゃないですね、「その他」というのはそのほかの事務ということですね、その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担うということで、これが国が担う事務で、ほかはもう地方に任せるということなんです。

ここで、だから要するに、これは国家の存立にかかわることだから、沖縄を基礎とすれば、国家の防衛にかかわり国家の存立にかかわることだからということだからというような交渉もしたでしょうけれども、でも結局は、もしそれが正しければ国家として強権を発動できるはずなんですよ、沖縄のときだって。でも、強権を発動できなかったということは、やっぱり地方自治権というものがあるから、国家もやっぱり話し合いで、徹底的に話し合って解決をしていかなければならない立場なんです。徹底的に話し合いをして、どうしたって人間、個人対個人の関係だって、議会と執行の関係だって時には折り合わないこともあります。折り合わないことのときに、今回の沖縄の防衛関係と、防衛に関する事で国と県との話し合いの解決策として、もちろん議会と長が合わなくて、その解決策としてはまた違う方法はあるはずなんですけれども、ただ、今回の沖縄の辺野古の問題で、国家と沖縄県で防衛の問題で話し合っ、お互い話し合いがつかずに、その結果として、じゃ防衛問題ではいろいろ沖縄県民の皆さんにご迷惑をかけるから、それは国がちゃんと認めているわけですよ。ご迷惑を



かけるので、そのご迷惑を国としては軽減できないので、じゃそのかわりに県民の皆さんの福祉や教育を充実するためにこれだけの予算を国から出しますのでどうかご理解くださいと、こういう交渉がされたはずなんですよ。

榛東村でも、旅団化のときもそういう話がされた、そういう経過をたどったはずなんです。反対運動があつて、一倉村長も賛成とは言わずにずっと反対の態度を貫いていて、住民からは反対運動があつて、人に言わせれば、ある特定の団体がやっていた運動だと言うけれども。確かにその運動の先頭に私は立っていました。でも、ある特定の団体が主体的にやっていたけれども、でも、あの中に一般の関係ない住民の方もいっぱい参加してきているんですよ。そういう結果として、旅団化の問題は話し合いで決着がついたわけです。

だから、そういう地方自治権というのは国だって簡単には侵すことはできないようになっているんです。そのところの認識をしっかり持っていただきたいと思います。

しつこいようなんですが、3月議会のこともありますので、もう一度、今後は地方自治の本旨に基づいてきっちりと自治体運営をしていくという村長の覚悟を聞きたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 早坂議員からいろいろ事細やかに話していただきました。解説もしていただきまして感謝申し上げます。

確かに平成9年のときから平成13年までの間に、師団を旅団にするということで、村を挙げて、また議会も挙げていろいろと議論したのは私も覚えております。

そんな中で、今早坂議員が話されますように、国とそれから地方との権限のすみ分け、これはやっぱりあのときには遂行していったのかなというふうに今思っているところでございます。

そんな中で話し合いをして、やはりその話し合いの中での保障というのが出てきて、お互いに納得できたというような経緯がございます。この村でも、これからずっと相馬原がある以上はこういう問題に対応することが多々あるというふうに私も思っております。そんな中では、今回勉強させていただくものについて、そういった中で一つ一つ検証しながら進めてまいりたい。

そしてまた、この中で、私が足を踏み外したというようなときであれば、皆さん方がすぐに指摘をしていただきまして、むらづくりの方向性を定めながらみんなで行っていきたいと、こんなふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ぜひ再度、地方自治権については、村長も忙しいのは重々承知しています。再度、この議会が終わってからも、さらにそれを確固としたものにするために少々勉強しておく必要があると思うんです。これなくして地方自治体の長は私は務まらないと思っているんです。

対外的にも、出て行って、例えば具体的な例を言うと、村長なら県の市町村会ですか、そこに行つて、市町村会の職員はちゃんと見えています。この村長何もわかっていないな、この町長はなかなかわかっていないのか、この地方自治権の理念をきちっと理解しているか理解していないかということ。

例えば、本は幾らでもあります。私は、最近買ったのはこの本なんですね、「新地方自治法」というんです。つまり、さっき言いました20世紀の末、地方分権が推進されましたね、地方自治法が大改正されました。その後の地方自治法について解説している本なんですけれども、ほかにも本はいっぱいありますので、ぜひしっかり地方自治権というのを踏まえておいていただきたいと思います。

阿久澤村長の名誉のためにも一言言っておきたいんですが、この地方自治権の理念、地方自治の理念を理解している全国の市町村長、そう多くないと言ったらいいのか、理解している人はそう多くない。理解していない人も多い。どういうふうに言ったらいいかわからないんですけども、かなり私の推測によると、町村長にあつては半分の人でも理解していないかと私は思っているんですけども、本当のところでは理解しているという意味に関しては。ですから、これを理解していないというのは阿久澤村長だけではなくて、やっぱり全国の市町村長もそういう実態だと私も思います。それなので、今後ぜひしっかりと踏まえて勉強していただきたいというふうに思います。

最後、また一言だけ言わせてもらいます。

阿久澤村政から出発して3年8カ月余りが経過いたしました。その阿久澤村政に対する私の評価は、前村政よりもよいと思っております。これははっきり言います。ただ、村長個人も含め行政の運営の仕方、課題は多いというふうに考えております。ぜひ、今後その地方自治法の理念をしっかりと踏まえて自治体運営をしていくことを期待いたしております。どうぞよろしくお願ひします。

答弁はよろしいです。

次の質問に移ります。

次は、防災行政無線です。

先般の文化祭のときに、私が文化祭を見に行ったときに、その文化祭の役員の方だと思んですが、この文化祭の開催日時も防災無線で放送してもらえないかという要望がありました。

私も大変恥ずかしいんですが、この防災無線に関する条例というのは過去改めて見たことがなかったんです。

私がこの8年前、議員になった終わりごろから防災無線についていろんな話の内容が話題になったことがあって、そのとき記憶しているのは、行政の説明は、防災無線だから防災に限った情報だけだというふうに言われた記憶があります。

今回そういう要望がありましたので、それなりの法律なり根拠を調べて改めて対応していきたいと思ひますということで、別れました。

その後、すぐにインターネットで榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例、これを見

ました。その中には、「第1条の2 行政需要の多様化と情報化時代に対応し、災害非常時の連絡及び行政連絡と住民生活に必要な情報を正確かつ迅速に伝達することを目的として、榛東村防災行政無線施設を設置する」というふうになっております。

これは、村長、間違いないですね。条例が改正されたということはないですね。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） はい、そのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） さらに、じゃ、行政連絡と住民生活に必要な情報とは何かというのが、次の2条に書いてあります。当然、火災、災害その他の緊急事態の発生に関する事項、これはいいですね。災害予防並びに気象予報及び気象警報に関する事項。3として、榛東村又は国等からの行政連絡に関する事項、そして4として、前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた事項。この村長が必要と認めた事項はどの条例にも入っているんですけども。

そういうことから考えますと、村長に質問しますが、文化祭の開催日時などは防災無線を使って放送できるのかできないのか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） できないことはございません。ただ、防災無線の利用の中で、事前に広報なんかでお知らせが徹底できるというものについては、なるべく防災無線を使わずにその広報等で周知徹底を図っていこうということで今進めさせていただいております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） その文化協会の役員の方が言ったのは、今回の文化祭の開催については一回回覧で回っただけなんです。回覧で一回回すとか、回覧をちゃんと隅から隅まで見る人はどのくらいいるかということです。たとえそれを見ても、忘れちゃう方もかなりいると思うんです。

それで、そういうふうに周知徹底すると今言いましたけれども、今言ったような現状があるわけです。それについては、村長はそんなことはないと思っているんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） その一つ的手段として、やっぱり緊急を要さなければ前々からそういう周知はできるんじゃないかというふうに思っております。それが、村民が見ているか見ていないかということになりますと、それはちょっと私のほうからもわかりませんが、そういった手だてをし



ながら、防災無線の活用というものは、あくまでも先ほど早坂議員が言われました4つの中に当てはまるということであれば、これは検索しながらやっていかなければというふうに思います。

ただ、通知をしたからそれでいいんだということではなしに、それが天候やそれから緊急なことで中止だということであれば、これは緊急を要するということに当てはまるかなということ、防災無線の使用ということになるかというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） この条例に関し、必要な事項は規則で定めるというふうに第10条で言っていますね。だから、ここできっちりと、どういうものならば防災無線でできるというふうに決めておけば、際限なく内容が広がるということもないですし、それでなおかつ、今決められた一日2回の放送時間にそういうこともまとめて言えば、住民のほうからうるさいとか、そういうことの苦情が、中には一人や二人いるかもしれないんですけども、それほど来るとは思われないんですね。そういったことを考えれば、やっぱり行政、自治体というのは、さっきも言いましたけれども、住民生活や福祉の向上、そういうものを、要するに能率的に健全に行っていくのが自治体の業務ですから、住民の皆さんがそういうふうに望んでいるならば、そういうことも村長として考える必要はあると思うんですね。いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご指摘の点につきましては、防災行政無線の運営に関する要綱を現在作成中であります。そんな中で、早坂議員が話されましたこともいろいろ含めた中で改善していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） これ最後になるかなとも思うんですが、この問題について、私は県の担当課に問い合わせました。出た人の名前はどこか忘れちゃいましたけれども、多分控えていないんだと思うんですね、こういう状態だったから。

そして、その方が言うには、別に今私が言ったような行政連絡とか、住民の生活に必要な情報を放送しても何ら問題ないと。防災・災害だけに限らないと。ただ、何を放送するかはそれぞれの自治体で決めていただくことで、私が具体的な文化協会の場合をいいとか悪いとかは言えませんが、そういう説明でした。

ぜひ、先ほど冒頭言ったような、初めから行政連絡や住民生活に必要な情報を蹴飛ばすような考えじゃなくて、それをよりいかに取り上げていけるかの方策を、ぜひ、そこから出発してほしいと思うのです。

ですから、先ほども何度も言いますが、何でもかんでも取り上げるとなれば切りがないから、やっぱりその辺のガイドラインをきちっとつくって、なおかつ、10条で、この施行に関して必要な事項は規則で定めるというふうになっているのですから、そこで規則できちっと定めればいいわけですね。ぜひそういう方向で検討をしていただきたいというふうに思っております。再度答弁を求めます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これについては、かねがね住民からも防災無線の使用について、それから放送内容についていろいろとご意見が寄せられております。

そんな中で、先ほどもお話しされましたように、執行のほうでは、防災行政無線の運営に関する要綱を見直すということで、今指示を出して進めているところです。先ほどから早坂議員が言われますように、住民が許せる範囲内の伝達、放送をしてほしいということであれば、それらも加味しながらこれからの防災無線放送の利活用に生かしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 以上で12番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。この時計で10時より再開をいたします。

午前9時46分休憩

---

午前10時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

質問順位2番清水健一君の質問を許可いたします。

1番清水健一君。

〔1番 清水健一君登壇〕

○1番（清水健一君） 皆様、おはようございます。

議席番号1番、公明党の清水健一でございます。

今年度4月に文科省から発表された「学びのイノベーション事業実証研究報告書」の中に、ICTを活用した教育の成果というアンケート結果があります。

そこには、小学3年生から6年生と中学生の調査で、「楽しく学習することができた」は、平成22年から25年12月現在で、小学生の平均94.4%、中学生の平均92.3%、「コンピューターを使った授業はわかりやすい」、小学生の平均91%、中学生の平均84.9%となり、ICT教育に高い関心を示していることがわかります。

次に、小学6年生に、「コンピューターや電子黒板を使った授業はわかりやすいと思うか」という問いに対し、全国平均が71.7%に対し実証校では95%と全国平均を大きく上回りました。

また、中学3年生に、「本やインターネットを使ってグループで調べる活動をよく行っている」の

問いに、全国平均31.4%に対し実証校は77.1%と、これも大きく引き離しております。

教員の意識調査を実施した結果も、生徒と同じで、ICTを活用した授業は効果的であると全機関を通じて約8割以上の教員が評価していると調査結果でわかりました。

そこで、今回はICT教育について、2点目に障害者福祉支援についてを質問させていただきます。

以降、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 1番清水健一君。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） では、通告に従いまして質問を続けさせていただきます。

初めに、ICT教育について質問させていただきます。

先ほど述べた結果からもわかるとおり、ICT教育をしっかりとした取り組みで実施することにより、期待以上の効果が出ると思えます。

これまでの情報教育は、パソコン操作になれることが中心であったと思います。しかし、現状は、なれる授業から活用させる授業の時代に入っているのではないのでしょうか。タブレットパソコン等の普及により、電子黒板と連動させた授業展開は今後主流になっていくと思えます。

そこで、質問いたします。

我が榛東村での小・中学校のICT教育の現状はどうなっていますか。

○議長（金井佐則君） 阿佐見純教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

まず、本村の現状ということで、各小・中学校にはパソコン教室がございまして、3校とも子供たち用で40台、1人1台と、そういう配置です。そして、教員に対しては、校務用として1人1台以上配置してございます。

そのICT教育に関して必要な周辺機器というのがございますけれども、モニター、これは各教室、それから特別教室に51程度のモニターが設置してございます。それからプロジェクター、それから実物投影機というのは、学校によって数は違いますけれども、必要数は配備されていると。中には教員個人のもを持参して授業に活用しているという状況がございまして。電子黒板については、まだ配置されておられません。

現在ICT教育に、じゃ、具体的にどのように取り組んでいるかということでございますが、中学校では、一つは、技術科という教科がございまして、その中で教育課程に位置づけられておりますけれども、情報通信ネットワークであるとか、それからデジタル作品の設計・制作というような学習を行っています。

また、総合的な学習というのがございまして、その中で、調べ学習であるとか、プレゼンテーションのソフトを使って伝え合うと、そのような授業を行っている。

小学校につきましては、例えば実物投影機とモニターを接続して教材を提示する。それから、パソコンとモニターを接続して教材の提示。それから、ある意味、電子黒板的な活用を行っているということ。それから、パソコンとプロジェクターで、例えば先生自作のソフトを投影して授業を進めると、そういうことでございます。

それから、大事なことになると思いますけれども、教員のICT活用指導力という面につきましては、これは個人差がございますので、小学校についてはICTの支援員を配置してございます。月に2回程度、北と南入っていただいているということでございます。これは、担任がICTを活用して授業をする際のT2、補助として入っていただいていると。それから、教員の指導力に差があるものですから、放課後等を活用していただいて、個別に指導してもらって支援していただいている状況でございます。

次に、ネットワークの環境でございますけれども、各校とも光回線入っているんですけども、北小学校だけはADSLですので、近々光に変える予定でございます。あとは、Wi-Fiの環境については、まだ設置してございません。

それから、教員側の校務支援ということで、この12月から各3校に校務支援システムというのを導入いたしました。実際の運用は来年度、27年度からなんですけれども、現在のところ、各校の担当者を集めて説明会を実施。300人入りまして、教職員対象にこの使い方を学んでいただくということでございます。

この校務支援システムというのは、例えば通知表であるとか出席簿であるとか、個人上子供たちの情報であるとか、指導要領等ございますけれども、これをパソコンで処理できるというシステムでございます。

ただ、この導入というのは、教員の多忙化を防ぐという目的なんですけれども、一番の狙いは、そういうことをすることによって子供たちと触れ合う時間をふやすんだと、そういう目的でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 今お聞きして、いろいろ工夫をなされてICT化を進めているというのをわかりました。その進められている中で、効果と申しますか、そういったものをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

ICTの活用の効果というのは、子供たちの学習への興味、関心をまず高めると。それから、わかりやすい授業、主体的な学びと申しますか、それを実現する上で非常に効果的であると。それから、一人一人の子供たちのその能力であるとか特性に応じたその個別学習、これが可能になると。あるい

は共同で学習するときにも有効であると。それから、現在、特別支援教育というのが非常に充実していますけれども、その障害のある子供たちが学習、それから生活上で困難な面を改善、それから克服して自立した日常生活であるとか、社会参加が可能となるというふうでございます。

私も現場にいたとき、それから今の立場で各学校の授業を見させていただいているわけですが、いわゆる教科書と先生のトークとといいますか、普通の黒板の授業よりはICTを活用することによって、子供の理解も深まる、それから思考力も高まると。それから多くの知識であるとか情報であるとか、そういうものが確保できて、子供たちの考えさせる時間であるとか作業時間をふやすことができる、そういうこともございます。

それから、きちっとした調査を行っていませんけれども、清水議員さんが最初におっしゃったように、子供たちが楽しく学習できるとか、コンピューター等を使った授業はわかりやすいと、そういう声は聞いてございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 国では2013年12月現在、総務省及び文部科学省は、フューチャースクール推進事業や学びのイノベーション事業など、ICT教育推進事業を行っております。

その成果に基づき、教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドラインの策定を行っています。

政府は、2019年度までに全児童・生徒に1台ずつ情報端末を整備する予定だとしています。本村では、学力を向上させるためにこのICT教育を充実していく計画はありますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 文科省のほうで、23年度から25年度まで学びのイノベーション事業ということで、指導面とソフト面について指定校制度をつくってやっとな。総務省のほうでは、フューチャースクールということで技術面ということでございました。私もそれを読まさせていただきました。

文科省のほうでは、今度は第2期の教育振興計画というのが示されました。その中に、教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画と、こういうところがございますけれども、それらを参考にして今現在検討中ということでございます。

この計画を村としても策定していくのに当たって、その教育のIT化に向けた環境整備というのをきちっと構築しなければならないということが一番なんですけれども、具体的には、電子黒板の配置であるとか、それから無線LANの環境整備がまず必要になってくるだろうということを1点目。それから、電子黒板と連動したデジタル教材、デジタル教科書ですかね、まずは、教科書も必要だろうと。それから、当然パソコンの中に学習用のソフトウェアを入れなくてはなりませんので、コンピュ

ーターに搭載する学習ソフトウェアと。このような整備も必要である。

恐らく数年後には、文科省のこれの計画で行くと、タブレット端末は1人1台となる見通しだろうというふうに思っています。本格的に導入される時期に入ってきているなど。

まず、短期的な目標としては、各校に電子黒板を配置して、パソコンと接続をして学習を進めることが必要なのかなというふうに考えております。

それから、電子黒板というものは非常に高価なものでありますので、これも計画的に配備しなければなりません。いずれにしても非常に予算がかかると思いますので、中期あるいは長期の計画的に導入をしていきます。

私自身も大きな都市のほうの小学校に出向いていって、いろいろ視察させていただいて、その辺の問題も、課題もありますので、勉強づけていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） そうした推進していく中でいろんな問題点があると思うんですね。そういった問題点というのは、今現在どのようなものが考えられますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

一番の問題点というのは、指導者、いわゆる教員の研修をいかに計画的に進めるかというところにかかっているのかなというふうに考えております。

一応この事業を進めるに当たりましては、教育委員会主導で各学校の担当を集めて組織をつくっていかなくてはならないかなというふうに考えております。あとは先ほどもお話ししましたように、予算面で多額の費用がかかるものですから計画的に進めていかなければならないと。その2つが大きな課題というふうに捉えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） しっかり進めていただきたいと思います。

それで、ICT教育を充実することにより期待以上の効果が出る、こういった発表がされているんですけども、教育長はどのようにお考えになりますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

このICT教育の狙いというのは、やっぱり子供たちの学力を向上することが一番の目的ということになると思います。

ですから、子供たちが楽しく学んで、授業の狙いというのが1時間1時間ございますので、それをしっかりと身につけることが大事だと。そうしますと、ICT教育で周辺機器等々いろいろございませけれども、何が何でも使うということは私はだめだろうと。その授業の狙いに即して、ここでこういう使い方をすれば子供たちがわかってくれるとか、楽しい、ここで使えば少し子供たちが作業する時間をふやせる、考える時間をふやせると、そういうことなんだろうと。ですから、先ほど申し上げましたように、そこには教員の指導力、IT指導力というのが大きくかかわっているというふうに考えます。

教育の専門家である教員につきましては、もう時代の流れもどんどん早く進んでおりますので、日々研さんをしてもらうことが大事かと。そういう整備ができてくれば期待以上の効果が出るだろうというふうには確信しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） また、ICT教育の一部であります反転授業、「反転授業というのは授業と宿題の役割を反転させる授業形態を言い、通常は授業中に生徒へ教材を使って知識や考え方等の伝達、学習を行い、授業外でその内容の復習を行うことを反復し、学んだ内容の定着を図ります」とあります。

この反転授業も全国で数校ですけれども、数少ないですけれども取り入れているところがあります。教育長、この反転授業というのはどのようにお考えになりますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

反転授業というのは、佐賀県の武雄市、11小学校を調べてはございますけれども、その中で取り入れている授業形態でございます。

子供たちがタブレットを1台ずつ市から与えられて、その中には、今は恐らく先生の45分の授業が動画として入っていると。それを家に持ち帰って、その授業を子供たちが見ると。中には、わかんないなということは、動画ですからまた繰り返し見られるだろうと。翌日学校に行き、そのタブレット端末での授業を行う。電子黒板等を利用するんだと思うんですけども、それに映し出して、子供たちが理解できなかったところとか、あるいはお互いに教え合う時間というシステムかというふうに私も聞いております。

その利点としては、今の学校のほとんどの授業が1時間目から6時間目まできっちり授業が入って

教科が違う。そこで全部理解できればこしたことはないんですけども、それは不可能。そうすると、この反転授業を使えば、恐らく子供たちの知識とか理解は深まるだろうというふうには容易に想像できます。

それから子供たちが、担任が、この子はどこがわかっているな、わかっていないなというのを今まで以上にはっきりするだろうというふうに思います。それから、不登校傾向の子供も、預かれば授業のことがわかると、教科書ではわからないところがあるという、そういうメリットはあるんだろうというふうに考えております。ただ、その反面、課題もあるんだろうというふうに思います。

これは武雄市が始めたということで、まだ全国的に普及しておりません。ですから、今後、その武雄市の反転授業の成果、それから課題等をよく調べていかなければならないということがございます。

それから、授業というのは、いわゆる教員と子供たちが相対して、先生側は、子供たちが、どうもあの子はきょう何か疲れているなとか、わかっていないなというのはわかるわけです。顔と顔をつき合わせてやるところに一つ大事な意味があるだろうと。

恐らく、そうすると授業の中も、例えば子供たちの交流はあるでしょうし、そういうことを考えたときにどうかなということは私も考えております。授業の元になるのは学習ルールというのがございますので、そういうものはどこで指導していくんだろうなというふうな懸念はございます。

それから、この授業は家庭の協力がなくなかなか多分できないだろうと思います。ご家庭も今いろんな事情のご家庭ございますので、そこがちょっと心配な部分があるかなと。

本村の子供たちは、いろんな全国の学力・学習状況調査等の結果を見ても、家庭の学習が確立されていないと、そういう部分がございますので、そういうやっぱり家庭学習の部分をしっかり身につけた上でないと、なかなか実施も難しいなというふうな考えでおります。それから、その反転授業を行う際には、先ほど来出たICT教育ですので、環境の整備がすごく大変なんだろうと。ただ、非常に参考になる面はあるなというふうには私自身今考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 自分もICT教育が100%いいとは思っていないんですけども、いい面も悪い面もあると思います。今までの教育のあり方とかそういったことを踏まえた上で、ICT教育の導入ということでぜひともいいものを取り入れて、どんどん子供たちの興味をそそるものとか、また、学習効果があらわれるものというものをぜひお願いしたいと思います。

最後に、村長にお話しをお聞きしたいんですけども、こういったICT教育の環境を整えていく上で、中長期的にどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕



○村長（阿久澤成實君） 私も興味を持ってインターネットで調べてみたんですけども、自分でもなかなかわからないところが多かったんですけども、今、教育長からの答弁、それから議員からの質問等で、やりとりの中で思ってきたんですけども、行政とすれば、いい面、悪い面はあるけれども、時代に乗っておくれないように生徒さんを導いていくということは行政の仕事だというふうに思っています。

そんな中で、今、具体的に武雄市という話が出ましたけれども、この市は非常に財政豊かなところなんです。ご存じのように、武雄競輪というものを市で立ち上げている。その財政を全部教育面に回しているというふうなお話も聞いております。

人のところを指くわえて見ているわけにいきませんで、財政的な面からも確立した中で進めていきたいなど、こんなふうに思っています。前向きに今取り組んでいます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 次の質問に移りたいと思います。

障害者福祉支援について。

ヘルプカードの導入についてお伺いいたします。

ヘルプカードは、障害のある方や難病を抱えた人などが障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先などをあらかじめカードに記入しておくものです。そして、本人や家族が持ち歩くことで、災害時や日常生活の中で困った際に提示することにより、周囲に障害への理解や周囲からの手助けをお願いしやすくするためのものです。

ヘルプカードは、特に聴覚に障害のある人や内部障害者、知的障害者など、一見、障害のあることがわからない方が周囲に支援を求める際に有効であります。何げないことで周りに誤解を招いたり、事故やトラブルに巻き込まれたり、大変な状況になることがあります。そうした際に、ヘルプカードを提示し、実際役に立った事例が報告されています。

現在、地域の実情に応じ、さまざまなカードや手帳などが作成されていますが、本村榛東村ではこうした障害者支援に取り組んでいますか。

○議長（金井佐則君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 現在、子育て・長寿支援課の窓口では、群馬県が群馬県障害者社会参加推進協議会へ委託して障害のある方と支援者のための防災マニュアルとともに作成しましたSOS防災カードを希望者へ配付しております。

SOS防災カードの内容は、こちらに今手元にあるんですけども、ヘルプカードとほとんど内容は変わりません。一応、防災をテーマとしてつくられておりますが、日常での緊急時にも活用できます。

なお、ヘルプカード、SOS防災カード、それぞれ個人情報情報を記してあることから、所持した人がその取り扱いと紛失等には十分注意しなければなりません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） ヘルプカードの意義としては4点あるんですけども、1点目に、本人にとっての安心、2点目に、家族・支援者にとっての安心、3点目に、情報・コミュニケーションを支援、4点目に、障害に対する理解の促進の4つが定められています。

榛東村でも障害者の理解を深めるため、つながりのある地域づくりを目指すためにもヘルプカード、SOSカードですか、そういったものを現在村では取り組んでいるというか、希望者がいて書いた人というのはいますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 窓口に配置してあるだけですので、誰が持っていったかとはちょっと確認できておりません。

それと、SOS防災カードは群馬県の障害のある方と支援者のための防災マニュアルに示されておりますので、既に関係各所へ配付されております。清水議員さんのご提案のヘルプカードを榛東村が導入した場合は、2つのカードがここに存在することになりまして、ちょっと混乱があると思います。そのヘルプカードの分類については慎重に検討しなければならないと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） SOSカードでもいいんですけども、しっかりと活用していただければと思います。

というのは、東日本大震災で未曾有の大災害を初め、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発しております。3年前の震災で感じましたが、避難所があっても、避難所で地域の方と一緒に避難生活を送ることができない方が多くいらっしゃいました。その理由といたしまして、一見見目にはわからない障害のある方が集団生活をするのがどうしても困難であり、車の中で生活したり、また、壊れた自宅の隅で大変な状況の中で命をつなげていかなければならないというニュースやお話しも伺ったわけであります。

災害により避難生活が必要なときや緊急のときなど、このSOSカードですか、非常に役に立つというか、そう思われます。

最後に、村長にお尋ねします。

本当にこういったカードというのは、村として支え合い、つながりのある地域づくり、また、むら

づくりのために必要ではないかと思ひます。本当に活用していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に今お話しを聞いていて、大事なことだろうというふうにお思ひます。

これにつきましては、一番大事なことは、地域住民がこの制度を知らないというとなかなかそれを提示されても理解できないというような点だと思ひます。

そんな点も踏まえまして、村も社会福祉協議会等々にもいろいろご相談申し上げまして、その啓蒙活動にも力を入れていきたいと、このように思っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、1番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。この時計で10時50分から再開をいたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番小野関武利君の質問を許可いたします。

5番小野関武利君。

〔5番 小野関武利君登壇〕

○5番（小野関武利君） 5番小野関です。

きょうの一般質問であります、3項目について一般質問をいたします。

第1点目ですが、地域創生ふるさと応援事業についてであります。

この事業にあつては、榛東村農産物等をお礼品として活用するわけで、榛東村の農業を応援するなど、まさに地域経済を活性化するための事業であり称賛に値するものであります。

ソフトバンクの子会社「さとふる」と提携することで、ネットによってお礼品の申し込みから代金決済まで完結させることができ、村の職員労力を軽減できると期待しているところであります。

しかし、内容的には、従来から取り組んでおりますふるさと納税とふるさと納税そのものでありますから、お礼品の価値観、高いか安いかということと、その品質によってふるさと納税申込者は大きく左右されるものと思っております。

今回のお礼品であります、寄附額のおおむね50%を計画ということで、他の自治体と比較しても

妥当なものとして理解しております。

さきの臨時議会で修正案に賛成した一人ではありますが、自分の考えは、その中の項目であります旅費と倉庫についての2点が当面必要ではないということでの私の考えでありまして、ふるさと納税そのものが必要ないということでのものではありません。

そういったことで、この事業が軌道に乗って、榛東村の地域経済に伴う財政に大いに寄与することを願っておるものであります。

2点目ではありますが、自然エネルギー推進対策室についてお伺いをいたします。

3点目ではありますが、ことし2月の大雪によって農業施設に甚大な被害が発生いたしました。国を挙げての支援策が示され、復旧にかかる費用の90%を国・県・村が補助すると聞いておりますが、復旧の現状と今後の見通しについてお聞きをいたします。

具体的には、自席に戻って質問をいたします。

○議長（金井佐則君） 5番小野関武利君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 最初に、地域創生ふるさと応援事業についてであります。

最初に、25年度のふるさと納税についてお聞きをいたします。

納税の実績とお礼品目、価格設定などについて、どんな取り組みであったかをお伺いいたします。説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 実績等についてお答えいたします。

平成25年度の実績でございますが、件数においては31件、うち村内が2件、村外・県内が10件、県外が19件でございます。寄附金額は72万5,000円でございます。

次に、お礼品の品目と価格設定でございますが、25年度のふるさと納税、寄附金でございますけれども、まず、お礼品、奨励品についてご説明いたします。

基本は、榛東ワイン2本セットとハムの詰め合わせでございます。寄附金が多い方については、これにお菓子の詰め合わせを加えてございます。価格については、ワイン2本セットが2,450円、ハムの詰め合わせ、Cセットが3,000円、Sセットが5,000円でございます。

1万円寄附の場合は、お礼品としてワイン2本セットを贈呈しております。これは2,450円相当でございます。3万円の場合は、ワイン2本とハムの詰め合わせとお菓子でございます。6,650円相当でございます。

お礼品の価格設定でございますが、寄附金から2,000円引いたものが控除対象額でございます。年収や家族構成により、実際の控除額とは異なります。仮に寄附者が給与収入が500万円の場合、配偶者と子供2人で1万円の寄附の場合は住民税・所得税の控除額は8,000円となります。お礼品と合わ

せると1万450円となります。また、3万円の場合は、住民税・所得税の控除は1万9,500円となります。お礼品は6,650円、合わせると2万6,150円でございます。

この控除はあくまで一例でございますので、家族構成や社会保険料によって控除額は異なるものでございます。

なお、本村における納税制度の経緯でございます。平成21年度から始まりまして、お礼品の贈呈は23年度からとなっております。なお、お礼品については23年度から大きな変更はございません。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 25年度の決算報告のところを見てみたんですけども、総額については72万5,000円ということでもいいんですが、お礼品の総額ということで14万8,240円と記憶しております。これを比率で見ますと20.4%の額になります。ネットで始まった部分について50%という状況を聞いているんですけども、今までの対応はそういう状況ということで理解をいたしました。

次に、10月31日に立ち上げになりましたソフトバンクグループの「さとふる」を活用した地域創生ふるさと応援事業のふるさと納税でありますけれども、冒頭に申し上げましたお礼品の金額の設定はおおむね50%と聞いておりますが、相違ございませんかということと、また、取り扱う品目ですが、榛東産コシヒカリ、榛東産の野菜など、何品目あって、その全てが榛東産の品目という理解でいいか聞かせてください。

それと、この「さとふる」を活用したネットでのふるさと納税であります。要綱があったらお示ししたいと思います。

それから、多くの品目に八州高原何々といったコメントが記載されていると聞いております。その記載の部分が納税者に誤解を与えるといった指摘が出ております。誤解されない対応をお願いすることと、お礼品の品目の設定に当たっては、榛東産あるいは榛東村にかかわりのある品目に限定すべきと考えますが、回答をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村上和好総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 小野関議員さんもお存じだと思っております。少しネットの関係について述べていいですか。

皆さんもお存じだと思っております。村では新たにふるさと納税をインターネットを活用した寄附制度、榛東村地域創生ふるさと応援事業（地域経済循環型ふるさと納税制度）を創設いたしました。寄附していただいた方が地域の特産品を選択できることにより、特産品の中に農産物等をアップし、農家の販路、所得の拡大や昨年実施しました地域循環創造事業等による特産品の販路拡大につながると考え、また、ネットを通じた寄附金制度により利便性の向上や村のPRも活用でき、それによ

り地域活性化につながることで9月の補正予算で計上し可決をしていただいたものでございます。

また、このネットアップにつきましては、八州高原ソフトバンク榛東ソーラーパークの誘致に依頼し、ソフトバンクグループであります株式会社「さとふる」と業務委託契約を10月2日に締結いたしました。

昨年来の地域経済循環型事業の拡充に合わせて、広報等でもお知らせしたとおり、9月3日に全体説明会会議を村民ホールで開催し、本事業の業務提携に基づくお礼品登録と村外企業等を推薦などによるお礼品等の登録を周知させていただくため、申込書を全戸に配布いたしました。

特産品登録でございますが、お米で8農家、下仁田ネギで4農家、その他、イチゴ、リンゴ、卵、ワイン等で20種で延べ50農家などの方が登録をいただきました。それに基づきネットにアップさせていただきました。

また、10月31日より地域創生ふるさと応援事業への寄附金受け付けを行うポータルサイト「さとふる」がインターネット上にアップされ、これが開始されまして、ここでは村の紹介ページやコシヒカリ、牛肉、加工食品など23品目がラインアップされております。

村では、ご寄附いただきました方に、村は寄附金で利益を得ることではなく、お礼品提供者の方に利益を還元することで経済が循環する考えで、先ほど議員がおっしゃったとおり、おおむね寄附金の50%をお礼品として還元するというので価格を設定させていただきました。

榛東産かということでございますが、いろいろ加工品等があります。これにつきましては、全部が全部榛東村産というわけにはいかないのかなと思います。牛肉等もありまして、それからブドウの関係なんかもございます、そういうものについては本村だけの品物というわけにはいきませんので、村外の品物も入っております。

あと、要綱があるかということでございますが、これに関しての要綱はございません。「さとふる」との業務委託契約はもちろん結んでおるわけでございますが、要綱についてはございません。

あと、ネーミングの関係でございます。榛東村の特産品としてネットを見ていた方に知っていただくために、ネーミングとして八州高原を使わせていただきました。特産品のブランド化等の目的に寄与できると考えておまして、榛東と言えば八州高原と思いつかべていただくことが大事であると思っております。そういうことで、ネーミングとして使わせていただきました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） お礼品の品目については、全てが榛東村産じゃないよということではなくて、榛東村にかかわりのあるものが選ばれているということで理解よろしいかなと思うので、この質問は以上で終わりますが、次に、コシヒカリの価格設定、納税金額の50%ということですが、生産者から預かった玄米30キログラム8,000円を精米して、袋詰め、発送などのもろもろの経費を加

算した白米15キロをお礼品として出すということでもありますので、納税してくれる人にとって納得のいく価格であれば問題ないと思いますが、全国的に米の価格が下落しております。26年産米は2割近くの下落の銘柄もあります。そんな中であって、榛東村の生産者を支援すべく玄米30キロ8,000円で預かったその決断に対してはエールを送りたいと思っております。

数量については、さきの臨時議会で、集荷したコシヒカリの数量は1,300袋と聞いております。この数量は生産者の期待のあらわれというふうに思っているところではありますが、この項目については、臨時議会などで内容的に把握できておりますので、価格設定と数量にありましては回答を求めませんが、自分の今話したことが内容に相違があれば指摘していただきたいということ。

さらに、米については、自慢のおいしいコシヒカリという表現でうたっております。サイトに掲載されているようですが、おいしさをあらわす指標として、特A、A、A<sup>+</sup>、B、B<sup>+</sup>と5区分されているようでもあります。食味試験をやったかどうかの有無と、やっていたらどのランクであったかということ、やっていなければ次年度に向けてやはり取り組む必要があるんじゃないかなと考えておりますので、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 価格と数量については議員のおっしゃるとおりでございます。

それと、食味の関係ということでございますが、現在、精米につきましては埼玉のほうの会社に依頼しております。そこは登録されている精米業者ということで捉えています。

また、米の先ほど食味の特1とかという話があったんですけども、それについてはうちのほうでは把握しておりません。ただ、米の袋の後ろに米の表示をするという中で、米の名称、それから原料玄米の産地、品種、産出年、それと内容量、精米年月日と販売者、これが記載されるということでございますので、今、議員がおっしゃっている食味という話の中のやつはこの中には出てこないかなとは思っています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 食味についてはタッチしていないということではありますが、先ほど申し上げましたように、おいしいお米という表現をするからには食味試験等も考えるべきであろうと思っておりますので、ひとつご検討をお願いしたいと。

食味については、官能試験、言ってみれば食べ比べと成分分析の二とおりがあるかと思っております。扱いやすい手法でもってやっていただければなということでの要望をしておきます。

そこで、次の質問であります。集荷した1,300袋の玄米数量、これは39トンになります。精米歩合を九十二、三%と見込んで換算しますと、15キログラムの荷姿に換算しますと、およそ2,400個の

数量になります。全てが納税のお礼品として処分できることを期待するものでありますが、先ほど生産者の期待のあらわれと表現いたしました。その表現を、その期待を裏切らないようお願いするものでありますけれども、先ほどの資料配付の中で、10月1カ月間の数量の件数と金額が出ております。合計では1,725件、1,628万ということでありますから、なかなか健闘しているなど。このさとふるを使った対応については、なかなかよくやっているというふうに思っておりますが、米については、284件であります。284件というと、米をいつまで、1年間お礼品として使い続けるわけではなさそうでありまして、古米になってしまったら、もうこれは価値が当然下がるわけでありまして、短期間のうちにということで、3月いっぱいには米は処分したいという考えを聞いております。

そんな中で、1カ月間で284件ということになると、3月までの5カ月間で1,400ちょっとであります。そうすると、先ほど言ったように、米については2,400件の申し込みがないと消化し切れないうことであるから、1,000件足りないというような状況であろうと思います。その辺について、方が一処分できなかった場合の対応をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

小野関議員もやはり事業としては認めていただいて、本当にありがとうございます。執行職員一丸となってやっているところでございます。

そんな中で、一番心配されるのが、やはり小野関議員が話されますように、米というところに直面するかなというふうに思っております。スタートするときに、まだ米の収穫も始まらない中で、榛東村の農家の手助けするのは何が一番いいかというような観点から、米を主軸にこのさとふるさと納税を進めていこうということで計画が立ち、そして9月に皆さん方に説明を申し上げて、可決をさせていただいてスタートをさせていただいたというところでございます。

それで、先ほど課長のほうからも話されましたように、お礼品に提供できる希望者についてということで募集をとったところ、農家の方が28軒、そのほかがもろもろ集まりました。その中で、農家の方のご意見を聞くと、その制度の中での買い上げは幾らであるんだとかいろいろな議論が出たわけですが、何としても納税の50%は村民の皆さんに還元したいんだというような中で、米をどのくらい出るかということも予測もつかない中でスタートしたというのが現実でございます。

そんな中で、米について希望をとったところ、予想以上の反響で、村民の皆さんの理解を得て集められたということでございます。

その中で、今、議員がご指摘されますように、この量をどうやってさばくんだというようなお話しでございます。今まで出たものについてはいいんですけども、これから対応するべきものは、金芽米、それからBGの無洗米、洗わなくてもできるような、そういった米のほかの地域から見てできない米の提供を行っていくということと同時に、今、さとふるさんが神宮でイベントを組んでおります。



そんな中でもこのお米を紹介させていただいておりますので、これからどのくらいふえるかちょっとわからないんですけれども、そういった事業の中でも期待ができるんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、今回は農家の皆さん方をお願いしたのは、検査を受けない米が多かったというような中で、それをうちのほうも受けたということでございますので、本当に1等米、2等米があるかという、正直言って3等米が多かったということでございます。そんな中で、いい米はほとんどはけるんですけれども、やはりそういったものについて、どういう工夫をして、それから味も変わらないような体制でお礼品として提供できるかということは、非常に毎日頭を悩ませているところでございます。

しかしながら、村民から預かったものについて、執行とすれば、それからまた、担当とすれば、3月ごろまでには何とかお礼品として提供できる環境をつくりながらそれを消化していきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

そして、来年度に向けては、やはりことしの反省を踏まえて、この28人の農家の方を中心に講習会を開いて、やっぱり肥培管理から収穫、そしてまた乾燥、これを徹底した申し合わせの中でやはり進めていかなければと、こんなふうな強い思いをしているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） ちょっと一つ飛びますが、金芽米の部分で、先ほど村長から、これから対応していきたいということでありまして、これは単純に金芽米でのお礼品の提供は考えているのかどうかということをお聞きしたかった部分でありますから、先ほどの答弁の中で、無洗米プラス金芽米というようなことで、付加価値をつけてお礼品に加えたいということであります。村の努力に敬意を表するものでありますけれども、ひとつ処分仕切れなかったというようなことのないようお願いをしたいと思います。

それから、一つ戻りまして、10月以前に納税された方についての部分であります。10月以前というのは、まだネットでの部分も始まっていない段階の話で、その部分で10月以前、お礼品の金額及び納税額に対する比率の説明をお願いしたいことと、11月以降の対応になりますが、ネットでのおおむね50%にそろえる必要があろうかなとは思っております。ペーパーによる納税の部分であります。加えて、お礼品の比率を変更するということになれば、同じ年度で50%に満たない納税者に対する救済措置といいますか、同じ年度で片や20%、ここからは50%だというような話もおかしな話でありますので、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 山本課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 先ほどのちょっと訂正させていただきます。

ワイン2セットと言いましたけれども、ワイン2本セットが1セットでございます。

続きまして、10月以前でございますけれども、それについて、ペーパーという仮のふるさと納税とさせていただきますけれども、11件で39万5,000円でございます。10月以降につきましては、当課の部分については、総務課とお礼品を合わせることで調整してございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） その11件、39万5,000円の部分は、おおむね20%程度の話なんですよ。その救済措置は何も考えていないかということ。

○議長（金井佐則君） 山本課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 特に救済措置は10月以前というか9月以前でございますので、それはその年度の当初の予定どおりということでございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） せっかく納税してくれた善意の11名の方に対して11件、人数はちょっとわかりませんが、11件に対してしょうがないんだということで、20%と50%じゃえらい差があるんだけれども、納税してくれた人たちに対してまことに、何と申しますか、せっかく納税してくれた方に申しわけないなという思いがありますけれども、もう動き始めているんだからしょうがないと。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小野関議員が話されるのは、本当に切実な問題ではないかというふうに思います。

今、課長とも相談して、米が非常にまだまだ余禄があるという中で、その救済は、これからどうしてやっていいかということと同時に、その始める目的が違いましたので、そこいらの整合性がどうかということも検討しながら、できれば小野関議員が話されましたように、今年度中に基地・財政課で受けたものについては、ちょっと検討させて、やるかやらないかはそれはわかりませんが、そういう意味で検討させていただきます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 10月以前の納税者に対しての対応をひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

ふるさと納税の最後になりますけれども、担当部署について村長にお伺いいたします。

実質的には11月から始まったネットによるふるさと納税と、従来から取り組んできたペーパーによるふるさと納税の2本が走っております。

現状、総務課と基地・財政課に分かれているわけでありまして、事務の効率化を図る観点からも、1つの部署で取り組むべき仕事であろうと考えております。村長のご見解をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほども、基地・財政課で扱っているもの、それから総務で扱っているものについてのお礼品にも差が出てきております。そういうところを修正するためには、やはり今指摘されておりますように、一元化したほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

私としては、26年度のアナログでの受け付けは基地・財政課がやっていました。それからネットの受け付けは総務課ということで、これは立ち上げるときに皆さんにもお諮りして了解を得たところであります。

そんな中で、なぜ総務課でやらせたかということは、本当にこれは短期間での、特に専門的な知識も非常に必要だったという中で、事務事業の中では総務課が適当だという判断のもとにやったわけです。これから来年度に向けては、それらをいろいろと基地・財政課で預かっているものの事案・文書、そういったものを精査して一元化にして、これをもっともっと活用させていただきたい、活用していくということでご理解をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 時間も大分押し詰まっちゃったんで、最後までできるかどうかわかりませんが、2点目に、自然エネルギー推進対策室についてお伺いいたします。

最初に、自然エネルギー推進対策室の業務であります。名称からして、榛名カントリー跡地のソフトバンクによるメガソーラー、それと白子の海ソーラーポートが稼働を始めております。

そういった部分で、役目が終わったんじゃないかという村民からの疑問が出されております。メガソーラーの立ち上げや11月から始まったネットによるふるさと納税など、対策室の手腕と行動力に敬意を表するものでありますが、突出した行動は無用な混乱を招くこととなります。新たな取り組み等にあっては、事前に議会へも説明することを要望しておきます。

村民からの疑問に答えるために対策室の業務について説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 業務ということでございますので、皆さんもご存じだと思うんですが、榛東村の行政組織規則の中で事務分掌を定められております。

その中で、2つの係の業務がありまして、まず1つは、自然エネルギー推進対策係ということでございまして、1つとして、八州高原大規模太陽光発電所建設関連管理運営及び普通財産八州高原の管理に関すること。2といたしまして、八州高原エリアの住民協働のむらづくりに関すること。3として、特命財源確保に関すること。4として、自然エネルギーの推進（他課の所管に属するものを除く）に関すること。5として、課の庶務に関することとございます。

また、発電事業係では、4個の事業名が決められておりまして、1つとして、榛東村自然エネルギー発電事業、特別会計の予算及び決算に関すること。2つとしまして、榛東村自然エネルギー発電事業に係る発電所の設置及び管理運営に関すること。3としまして、公共施設の諸エネルギーに関すること。4として、その他発電事業に関すること。以上の9項目の事務分掌となっております、この事業を遂行しているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 村民からそういった素朴な疑問が出ているわけでありますから、さまざまな手法と申しますか、広報等にもこんな事業、こんな仕事をやっていますよといった部分もひとつ掲載するような検討もお願いしておきたいと思っています。

それから、次に、ソフトバンクのメガソーラーとのかかわりであります。

村では、榛名カントリー跡地をSBエナジーに貸すということによって、売電の3%を受け取るという契約と承知しておりますが、発電開始以降の部分で、視察者の受け入れ・案内等の仕事は、自然エネルギー推進対策室で行っております。ここの部分、視察者の受け入れ・案内等にあつては、本来SBエナジーが担う業務というふうに考えておりますが、村長の見解をお伺いしたいのと、また、このことを自然エネルギー推進対策室が続けるとすれば、対応する者の賃金に見合う額を時間数に積算してSBエナジーから支払ってもらわなければならないと考えます。そうした契約は取り交わされているかどうかもお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 幾つか質問が出ました。1つは、あそこは賃貸借だけであるから事業の説明についてはSBエナジーに任せたほうがいいんじゃないかということとございます。

これについては、管理も含めまして、今年度の予算を見てもらえばわかるんですけども、SBエナジーから120万円、管理等負担金ということといただいております。この中でやらせていただいているということとございます。

そして、今指摘のあったように、正職員が今まではやっていたんですけども、臨時雇用の人にもあそこで説明ができるような、今、教育をさせていただいております。ガイドもできるような体制を

組んでおりますので、その中でこれから進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、同時に、あそこで説明されたという中では、自然エネルギーの普及啓発用品ということで、予算では31万8,000円上げてあるんですけども、こういったものも、早く言えば手間、言い方は悪いですけども、手間賃というような中で、資料代というようなことでいただいて対応をさせていただいているということでございます。

訂正します。先ほどの年間の管理負担金というのは120万だそうです。ソフトバンクからいただいております。

[発言する声あり]

○村長（阿久澤成實君） それがだからこの120万の中に入っていると。それで、この120万というのは、発電所の中の管理運営ということでもらっているんで、そのほかは村の地籍でございますので、村の財産でございますので、それはまた別、村でやっているということでございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

[5番 小野関武利君発言]

○5番（小野関武利君） 今、村長の回答で、120万、63万、31万と3つ数字が出ました。何と申しますか、その額が多いのか少ないのかという部分、ちょっと検討してみないとわからないんですけども、どうあれ、村で高額な給料をもらっている者が全て担う話ではなかろうと。今までの状況も臨時等で対応していきたいと村長の回答あったわけでありまして、ひとつ村の経費をかけない方向での対応をお願いしておきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前11時34分休憩

---

午前11時35分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。  
村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） 今、話を聞いていてわかったんですけども、これから臨時職員を充てて進めていくということは、ガイドについてそういった方向にしていきたいというふうに思っております。そして、村では、荒廃した旧榛名カントリー跡地の開発及び企業誘致、また、震災による代替エネルギーの確保、それから重要ないろいろな意味で本村に進出していただいたということでは感謝をしているところでございますけれども、このソフトバンク社の進出による本村のあらゆる可能性、企業等の進出、それから財源確保、自然エネルギー普及の村というものについては、物すごく貢献されているんじゃないかというふうに私自身も思っております。

この良好な関係を今後も続けていくということと同時に、自然エネルギーの普及及び促進について

は、これは村も責任を持たなければならないという観点から、やはり全部の事業を、できるからといって臨時雇用に任せるわけにはいきません。そんな中で、最小限度のこれは正職員はつけなければということになるかというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 時間も押し詰まっちゃったんで、この自然エネルギーの部分については最後でありますけれども、将来展望はということを出しております。

村行政の組織体制を堅持するためには、人事異動を伴うことですので、仕事と人の関係は村長が熟知しているものと思っております。

先ほど役目が終わったという村民からの疑問と絡めて、村長の考えを改めてお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 対策室の将来展望はということだろうというふうに思います。私は、前に目的が終了したら考えますよと言ったことは承知しております。

しかしながら、村民からの発電所建設に対するご相談や村の発電所の維持管理等もしっかり行わなければなりません。また、国において、今回アベノミクスの目玉政策でありますふるさと創生と経済政策が今回の衆議院選の選挙の焦点であるというふうに認識しております。村としましても、選挙結果を踏まえた中でその事業を検索して、村に合った事業展開も考えていかなければというふうに思っております。地域創生ふるさと応援事業も着実に推進していかなければなりません。それらのことから、自然エネルギー推進対策室の処遇については少し時間をいただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 本当に時間なくなっちゃったんで、次に、雪害の復旧状況についてお伺いいたします。

農業用のパイプハウス等の復旧状況について、現状のところを説明お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 時間も押し迫っているので、はしょってご説明申し上げます。

2月の大雪の被害を受けまして、国の経営体育成支援事業でございますけれども、再建を行う農家につきましては53名、72件でございます。内訳はビニールハウスが42件、それから牛舎・蓄舎等が7件、農機具倉庫及び作業小屋17件、その他の設備ということで3件となります。

それから、復旧状況でございますけれども、現在のところ、全体の復旧状況は、完了が15件、施工

中が36件、未着手2件の計53件でございます。

これを、完了の施工中を含めた復旧率は71%ということで、完了の内容につきましてもビニールハウス5件、農業用倉庫は10件というような内容となっております。

資材の関係でございますけれども、農協に確認しましたところ、19ミリあるいは20ミリのパイプについては順調に入っておりますけれども、それ以外の接続部分の部品については非常に入りが悪いということで、難航しているということで聞いております。

なお、業者につきましては、JAが2社、5名ほどの担当来ておりますけれども、なかなかこれについても榛東村だけを集中的にやるわけにいかないということですが、本村としては、資材が入った場合については即座にそういう形でやるよう申し出を行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 現在71%の復旧状況ということで、今後も復旧に向けての村の支援もひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

2番目の部分はちょっと飛ばしますけれども、最後に、補助金の支給状況であります。

補助金がまだ入金されないので、金融機関から金を借りて業者に支払ったという事例を聞いております。補助金の支払いの時期と現在借りている実態を把握しているかどうかをお聞きすることと、金融機関に借り入れした場合の金利について村で助成すべきという考えであります。村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 時間外になってしまいましたけれども、簡潔に答弁をじゃお願いします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これを施工するときに事業者に集まっておりました。その中でいろいろと条件があります。その条件に満たなければ、やはり村としては補助を出すというわけにはまいりません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 以上で5番小野関武利君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。午後は1時より再開いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午後の会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位 4 番 杉井保夫君の質問を許可いたします。

2 番 杉井保夫君。

〔2 番 杉井保夫君登壇〕

○2 番（杉井保夫君） 改めまして、皆さんこんにちは。

自衛隊出身議員の杉井でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、12月の1日に北群馬の県議会議員の高橋正先生の一般質問、これを傍聴させていただきました。地方創生とか、いろいろな質問が出たんですけども、その中でやはり、榛東村の上野幹線の県道化とか、あとは吉岡伊香保バイパスの整備とか、やはり北群馬のために、一生懸命、自治をされているんだなという印象を受けました。本当に感銘をいたしましたし、私自身、榛東村の議員ということで、やはり渾身の力で、命がけで村民、村のために頑張っていけないといけんということで、再認識をいたしました。本日については、まず2月の雪害、これに対する分析、検証、これに基づく村の対応策、これが1点目。

2点目については、衆議院解散の前に、国もこの地方創生の関連法案2案を可決をいたしました。国も、群馬県も、そして榛東村はどのような取り組みをしているのかと、これを2点目に伺いたいと思っています。

3点目につきましては、榛東村で持っているマイクロバスの利用、これと職員の駐車場について、確認の意味も含めて質問をしたいと思います。

4点目は、年を明けますと、村長ももう4年の任期がすぐそこまで来ているという時期になりましたので、阿久澤成實村長の4年間の実績を問うということで、お伺いをしたいと思います。

以降、議席に戻って質問を継続させていただきます。

○議長（金井佐則君） 2 番 杉井保夫君。

〔2 番 杉井保夫君発言〕

○2 番（杉井保夫君） それではまず、2月に未曾有の大雪の災害を本村も受けましたけれども、それに基づく対応策、これは基本的には何か大きな災害等を受けると、行政等については分析とか検証をして、それに基づく課題を出して、課題に基づく改善方法、そしてそれに基づいて対応策を考えていってマニュアルになり、新しい改正版の防災計画になる。こういうのが基本的な流れなんですけれども、本村については、こういう流れで今回の2月の未曾有の雪災害について、実証されたか、されないか、総務課長。

○議長（金井佐則君） 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） ご質問の雪の関係ですが、まず自己分析を行っているかというご質問だと思います。



この関係につきましては、各課に大雪時の課題と対応策について、ご報告をお願いいたしました。その内容につきましては、1として除雪時の対応、2として交通の確保、3として住宅、車庫等の倒壊の対応、4として農業施設被害等の対応などにつきまして、各課に照会いたしました。それで各課からその課題や、今後の対応策につきまして報告をしていただいております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 私は、ここに今、42ページに及ぶ簿冊を持っているんですけども、これについては平成26年度、2月の大雪にかかわる対応状況検証報告書というものを、群馬県が7月に出しました。この中身をちょっと見ると、群馬県の職員の人たち、それと各市町村からいろいろなアンケートをいただいて、8項目に対していろいろな検証をしています。そういう中には、農業をされている方のハウス、こういうものをみんな含んでいます。それに基づいて、基本的には課題を出して、それで改善方法、対応策を42ページにまとめたものですね。そういう中で、群馬県はこの総務部危機管理室というところでやっているんですけども、群馬県はですね、機材を買ったり、あと建設業界との協定を結んだり、こういうふうな流れでいろいろ、同じ雪の災害にも対処していくというような考えでやっておるんですね。それで、中をみると、確か6月だと思うんですけども、この検証報告を出す前に、県議会の総務企画産業常任委員会で審議をやっています、間違いなく。そういう中で、やはり、こういう失敗があったからこういう対策をとるんだよと、こういうのをきちんとまとめておるんですね。また来た、また来た、対処、対処。これでは一つも村はよくなると思うんですよ。総務課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 各課で課題や今後の対策について報告をしていただいたんですが、その内容を含めて、今現在、地域防災計画を見直しておるところです。もちろん、雪害対策につきましても、盛り込むつもりでおります。その中で、雪害対策計画では、除雪のための資機材の確保、排雪場の確保、融雪剤の備蓄などもあります。また、防災体制では、もちろん村道の道路管理者は村長ですので、防災対策本部と連携し、整えるものと考えております。道路の機能の確保では、村内建設業協力会等の協力を得て、防災協定の見直しを図り、実施することで計画に盛り込むつもりでございます。また、避難所等の明示なども、第6次総合計画の地区別座談会でも要望がありましたので、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） スピードを要求するものと、それと今言う第6次総合計画等に入れ込んでい

けるものと、やはりこれを分けて考えていかないと対応できないと私は思うんですね。いつも阿久澤村長が言われているんですけども、今回の2月の災害のときも、やはり村民に動いていただいて自助、自分のところ、皆さんでやる共助、ともに助け合う、これがやっぱり一番必要だと思うんですね。そういう中で、家で持っているトラクターで雪を除雪したり、そういう試みをされた方もいらっしゃるんです。そういう中で一步として、そういう方には保険についてはこうするよ、ああするよというのは、村長何かありますか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご指摘の点につきまして、お答え申し上げます。先ほど課長が話されましたように、ことしの大雪の災害をいろいろな面で検証して、各課にその事案を挙げさせ、それを整理をし、そして全体の計画の中で、地域防災の計画の見直しを今委託しているところでございます。先ほど、指摘されますように、もうまた雪の季節が来ているという中で、喫緊にやらなきゃならないということは当然あるわけでございます。今、ご指摘の地域の機械というか、ブルドーザーというか、農家の人たちが持っているものについての利用というのを、ことし初めて地域の人たちにお願ひしてやったところでございますけれども、非常に効率よく除雪ができたという観点から、行政としては、それらの対策も必要だということで、それに限っては、区長会にお願ひしまして、各区でどういう機能を持った機械があるかということと全部把握をしていただき、その中で道路を走ってもいいというような許可を持ったもの、そういったものをピックアップしていただきまして、そしてそれになおかつ、その使用される機械について、万が一事故が起きた場合にどういう対応ができるかということも含めて、今区長会に早急に上げさせていただいているところでございます。その中で、私としては機械によっては無届けでやられるものもあるんですけども、原則としては、村がお願ひするときには、やはり何というか登録をされているもの、そして保険がしっかり担保されているもの、それで担保されていないものについては、村はどういうふうにしていくのかということ、上がって来た段階で早急に検討して進めていきたい、対応していきたいと、こんなように思っております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） なるべくそういうところまで、深く下げてよろしくお願ひをしたいと思います。

私は、6月の定例会で、例えば災害対策本部の編成を見直してくれとか、あと災害対策本部の地図等で、災害の状況を一目わかるような体制をつくってくれとか、あと社会福祉協議会村でやっている防災マップ等の活用、それと相馬原駐屯地との協定、こういうものを6月の定例会で出させていただいたんです。相馬原駐屯地の協定というのは、こういう話なんです。要は相馬原駐屯地は、15センチ以上雪が積もった場合については、新町からグレーダーが来ます。駐屯地の中をきれいにします。そ

の後に、官舎地域に自衛隊が登庁できるように、出勤できるように、官舎地域まできれいにしてもらおう。そして、村の大きな道路についてはそのグレーダーでかいてもらおう。こういうものを、1歩でも2歩でも自衛隊と北海道の部隊で協定を結んでいるところもありますので、進めていっていただきたいなど、こういうふうにするんですけども、基地・財政課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 自衛隊駐屯地の関係について、お答えさせていただきます。

6月のときにその意見を駐屯地のほうにお伝えしました。その時点では、ちょっと難しいかなというところで、今終わっているところでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 何回も何回もやっていただいて、なるべくそういう方向性をつければ、幾ら雪が榛東村に積もっても、その除雪のマニュアルというのはできますので、その辺も含めて、今後よろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと話がずれるんですけども、先月、高倉健が亡くなりました。私はずっと昔から高倉健の映画を見ておるんですけども、その中で、幸せな黄色いハンカチという、もう好きで好きで何回も見ています。そのとき、ふと思ったんです。このどんな災害が起きても黄色いハンカチ、あと横断歩道ですか、この旗、これを全榛東村の家庭に配っておいて、どっちかですよ、配っておいて、それで大雪が降りました。うちはもう何も食べるものがない。うちは全然大丈夫。大丈夫のうちは黄色いハンカチなりを見えるところへ表示します。要は班長さんも民生委員の方も、黄色いハンカチなりが提示してあるところについては行くことがない。それ以外の掲げていないところ、ここでどうしましたかとかこういう話になるんですね。だから、こんなようないろいろな案もあろうかと思うんです。ですから、私みたいな凡人が考えつくんですから、実はやっているところがあるんです。十日町市の市街からちょっと離れた部落では、全く同じことをやっています。何かあって、地震でも起きた、雪が多い、黄色いハンカチが提示してあれば、あそこは大丈夫なんです。提示してなければ、何かあるよ、こういう十日町市は、今やっています。そういうこともありますので、何らかの情報の伝達も含めて、この辺も考えていただきたいと、このように思います。

それでは、対応策についてはこのぐらいにしまして、続きまして、地方創生について、若干大きいんですけども、9月3日に安倍総理の第2次内閣が発足しました。そのときに、皆さんご存じのとおり、石破茂氏が地方創生の担当大臣に就任をしています。9月3日の同日付で安倍総理大臣を本部長とする地方創生本部が立ち上がっています。それでは、群馬県はどうなんだ。これは高橋先生も質問しておりましたけれども、群馬県は9月8日にこういうものを発足しています。「群馬の未来創生

本部」、こういうものを発足しました。9月8日です。これは本部長が群馬県知事ということです。それで、この地方創生というのは、3つの基本方針があります。1つは、若い世代の就労、結婚、子育て希望の実現、2つ目が東京に一極集中の歯どめ、3つ目が地域の特性に即した地域課題の解決、口で言えば、こんなの全部解決できるんですね。若い世代の就労、企業誘致ってどんどんやればいい。ですけど、この3点は国で考えながら、今やっているところでございますので、そういう面で群馬県が、群馬の未来創生本部というのを立ち上げて、これは何をするかというと、群馬県は平成16年の7月を皮切りに、そのとき203万5,000人、人口がおりました。それからぐっと毎年下がってきています。それを、人口の減少を抑えるのが一番最初なんです、というものの考え方です。この地方創生、群馬県の考え方です。そのためには、群馬県の人口減少の原因は3つあると。働く場の不足による東京など大都市圏への人口の流出と、それと未婚、晩婚化の進展、3点目が子育てによる経済的な不安による少子化の問題、この3つを群馬県は大きな課題として、人口減少の大きな要因として、国とそして県と市町村、この三者一体となってこの減少するのを防いでいます。ある学識ある方たちの集まりの中で、平成22年から平成52年の30年間で群馬県の市町村の人口、女性に対して言いますけれども、二十歳から39歳までの女性の人口は、この30年間で半分になるそうです。こういう危機感を持って、群馬県も今この未来創生本部を立ち上げてやろうとしております。半分ですよ、女性が。それで、2050年までには、この200万体制というのを群馬県はそのまま維持をしたいと、これが本筋なんです。そういう中で、国も県も動いてきました。榛東村は、現在どのような取り組みをしておるのか。課長、お答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まだ新しい法案ということで、なかなか十二分に勉強をしておるところでもございません。しかし、今杢井議員が話されますように、そんなこと言わずにどんどん進めなきゃならないという時期でございます。それで、復唱になりますけれども、この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保、及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を、一体的に推進するという目標がございます。本当に文章で見ればなるほどなというような感じがありますけれども、これを一つ一つ検証しますと、非常に行政としては難しいというか慎重に、しかも早急に進めなきゃなという感じがします。その中で私としては、先ほど来、言われておりますように、人口減少の社会の中で企業誘致はどうだとか、それから少子化対策にもう少しお金をかけるべきとか、そういうような対策もちらほらほかの地域でも出てきております。しかしながら、それも一長一短がありまして、やはり地域に合った政策でないと、これはなか

なかうまくいかないというふうに思っております。そんな中で、そういったものを今、一つ一つ拾い出しまして、この榛東村に合った地域創生の法案に、目的があるんですけれども、榛東村としてどこに重点を置くかというところを検証してこれから進めてまいりたいと、このように思っています。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） あんまり大きく、こういう地方創生については、難しい難しいと私は考える必要はないと思うんですね。例えば人口の流出とか、それとか、今言う結婚、外に行くとなれば榛東村の人口が少なくなるわけですから。とか、小さいところから始めて行く必要が私はあると思う。例えば、結婚して5年間、この榛東村に住んでいただける方については、結婚するときに祝い金を出したり、これがやはり地方創生につながるんです。午前中に小野閣議員も質問をしましたふるさと納税についても、まさにその1つなんですね。ですから、例えば自衛隊の隊員と榛東村の人と結婚させて、祝い金を出すから榛東村に住みなさい、新潟でもそうやっているところはあるんですね。これからという話ではなくて、大きい考えをしないで、やはり一つ一つ小さいところからやっていくのがこの地方創生なんです。それが今、村長の言われたその地域地域に合ったやり方だと、私は思っているんですね。ですので、例えば、基地・財政課が結婚云々、この担当だよという話になって、じゃあ、婚活やるときに、村として補助金を出すか、大きくやってくれと、そのかわり村に残ってもらわないと困るよと、こういう話なんです。その辺も含めて、もう国も県も始めているので、じっくり構えてやるほうがいいのか、いや、とりあえずやれるところからやるという考え方があろうかと思うんですよ。ですから私は、この際、名称は何でもいいんです。榛東村の地域創生課、創生課というのはセクションの話ですよ。税務課の課とか総務課の課と同じです。あと、榛東村未来創生課とかつくって、もう始めたらいかがですか、村長。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まち・ひと・しごと創生法の第10条におきまして、市町村はまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する政策について、基本的な計画を定めなければならないとされております。幾つかあるわけですが、このまち・ひと・しごとについては基本法でございます。理念がありまして、それと国の組織、創生本部、創生戦略、今言った9条については県の組織、10条が市町村のことでございます。これも国の省庁の関係についてはご多聞に漏れず、まず計画ありきということでございまして、県のその辺の計画との整合性を考えて、市町村もつくらなくてはならないということでございますので、課の設置なり、部署の設置については、村長が答えるのが適当かなと思いますけれども、まずは国・県のその戦略がはっきりしないと、市町村はその計画がつかれないということであります。具体的にまだ何をやるというのは、その要綱等が示されてございませんので、今の段階はそんな状況でござ

ざいます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） だから私は言うんですね。補助金の話もそうですけど、今回の災害もそうなんですけど。はい、国が出ません、群馬県は方針を出しているじゃないですか。こういう中で、できるところはやっていかないと、待ち受けで村民のため、こういうふうにはなりませんよということを私は言っているわけです。村長、私が今言った、創生課の発足どうですか、榛東村。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） やはり慎重に、というか、そういうものについては、やはり自分も慎重にならざるを得ないということでございます。ということは、やはり予算も必要ですし、その計画の目的が村としてのはっきりしたものがない。それから先ほど課長のほうから話されたように、国・県の戦略的な指針がまだ示されていないという中で、榛東村だけが突出してそういったものにどんどん進めるといっても、これはございませんので、もう少し時間をかけた中で、榛東村の地域に合ったものを出させていただいた中で、またそういうところも考えていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） よろしくお願いをいたします。国、地方は進んでいないといっても、新潟、あと富山、これの地域によってはこの地方創生の絡みで、どここの高校の卒業生、幹事を全部集めて婚活をして、この土地にみんな残すんだと、こう1歩2歩と進んでいるところもあるわけですよ。そういうものも含めて、頭においていただいて、この地方創生については進めていただきたいとこのように思います。

それでは、3番目の村のマイクロバスの利用、これについて質問をします。

このマイクロバスの利用については、平成25年の3月の議事録を見させていただきました。ここで、南議員が村のマイクロバスをクラブに空いているときは使わせていただきたいと、こういう質問をしたときに、基本的にはできませんと、こういうその当時の総務課長、今の村長についてはお答えをしています。レンタカーではないので、公用車として公務に使用する目的で購入しているので、使用管理規則を設けて管理をしていますと、こう答えています。その使用管理規則には3つあります。1つは、村の機関でかつ公務に15名以上の団体公務で使用するとき。1日の走行距離が300キロ以内。3番目が宿泊を伴わない。これが使用管理規則です。これを全て満たさないと貸し出しませんよと、こういう話なんですね。

ただ、1つ特例があります。村長がこれを認めたときと、こうあるんです。そういう中で、先月もそうなんですけれども、社会福祉協議会が新潟の研修をしていると思うんですね。これについて、村

のマイクロバスを使用していると思うんですけども、総務課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） マイクロバスの使用の関係につきましては、各課から申し込みということになっています。社協が使っているかと言いますと、うちのほうでは子育て長寿支援課のほうからマイクロバスの使用ということで出ているかと認識しています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 社会福祉協議会で使っているんですね。そういう中で、これは今の使用管理規則からいくと、社会福祉協議会は法人ですよ、福祉法人ですよ。そういう中で、これはこの使用管理規則に基づいて貸しているのか、それとも村長の特例で使用しているのか、お答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私もこれは決裁をみております。確か、子育て・長寿支援課から出てきておりまして、その目的はこの関係のところで使うんだということで決裁をしております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 私は、使用しても使用しなくても基本的にはいいと思うんです。ただ、村として考えた場合については、公平公正、これをやはり旨としなければいけないと私は思っているんです。ある地域から、なんであそこだけ使ってるんだよという話はやはりまずいと思うんですね。だから、もし使わせるんなら、そのクラブ云々についても使わせていただきたいし、必要で何とか貸してくれという話ですのでね、私はそう思うんです。あっちは貸してこっちは貸さないという、これは一番悪いと思うんですね。総務課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 規則というのがありまして、規則3項目、先ほど松井議員さんがおっしゃったとおり、この3項目を満たさないという原則論があるわけですが、実際にこの原則論を満たして使用しているところは本当に、平成25年の実績で見ますとマイクロバスは37件使用があるわけですが、実際にこの3項目を満たしているというのは本当にわずかでございます。そんな中で、村長の許可の範疇内ということで使用、貸し出しているところでございます。もちろんこの規則、私も今こう見ているんですけども、弾力的なことの部分とか、いろいろあると思うんですけども、そういうものが欠けているということも認識をしておりますので、その辺も含めて、できれば検討してい

たいと思っています。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 榑井保夫君発言〕

○2番（榑井保夫君） 担当者は、やはり私が今言った、村の人たちから公平公正、これがやはりわかるように、利用なりをやっていただきたいというのが私の本音です。それを含めて、貸し出すなりをしていただきたい。

次に行きます。

現在、職員の駐車場について、年間3,000円を払っているという話を聞いています。この3,000円を取るようになった理由というのは何か、総務課長あるんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 村の職員駐車場の使用料でございますが、平成17年から始めました。これにつきましては、当時ほかの地域も使用料を取っている。他県におきましても、河川敷地にあったわけですが、それが災害で流されてしまって、職員につきましては各自に駐車場を見つけるということで県のほうも言っていると。もちろん村も借地ということでありまして、その借地分の一部を職員にも負担していただくということで、年額3,000円を徴収するというので、平成17年から徴収を始めさせていただいております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 榑井保夫君発言〕

○2番（榑井保夫君） 私は、今回の質問、職員の駐車場を無料化にしていきたいというのが本音です。それで、村を名乗っているところには全部、確認をさせていただきました。現在、上野村については河川敷に置かせていただいているので、土木と調整をして一切取っていません、というところが全部です。どこも取っていません。そういう中で、榛東村の周りはどうなんだということなんです。吉岡町、駐車場代取っていません。渋川市、50台とめるところがあるんですけども、これについては職員の互助会が、50台分を団体として市に要望を上げて3,500円。ただし、その互助会はほかの職員50名以外の職員についても同じく3,500円で、月ですよ、月3,500円、全部互助会が間に入って、若干手数料は取ると思うんですけども、やっているというのが現実です。前橋市、前橋市は一切構いません。個人でどうぞ、毎月5,000円なら5,000円払ってどうぞと、こういう話です。県については渋川市と同じような考えをしているんですね。要は一部は県の駐車場を貸しますけれども、ほかには勝手にやってください。これも、やはり5,000円なり取っているんです。だから私は、行政の独自性、いろいろ言われますけど、吉岡町で取っていない、高山村は取っていない、榛東だけ3,000円取っている。これでは、その分を職員の人に一生懸命働いてもらう。だから榛東は取らない。こういう考えは、村長、どうですか。



○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 職員に聞かせたいようなお話でございます。ただ、私としては、やはり財産管理運営の点から、よそが取っているからやる、よそが取っていないからやらないということより、やはり榛東村には榛東村のやり方というのがやはりあっていいと思うんです。それと同時に、今職員が使われている駐車場については、多額な整地、多額な用地買収、これはかかっているわけです。それをだからもとに戻すのではなくて、やはりそういったことについては、村民と同じような感覚の中で、使用させていただいているんだという感謝の気持ちを持ちながら、やはり応分の負担は求めなくてはならないかなというふうに思っております。ですから、私としては今後も、やはり職員に対しては、そういった面でいろいろと議論があればまた説明を申し上げて、今のことを続けていきたいと、こんなように思っております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 非常に答えとしたりあれなんですけど、もし、本当にそういう取るという話になれば、毎月この近辺ですと、自衛隊が隠れてコヤマハウジングの駐車場を借りるのに5,000円取っていますよ。じゃあ、毎月5,000円取ればいいじゃないですか。そういう話になっちゃうんですよ。もう村として、本当にやろうとするならそれだけ取るんですよ。学校関係もみんな取るんです。ただし、ここはこれだけお金を使ったから、村民に対して少しは3,000円ぐらいももらっていないと格好がつかないというんだったら私はやめてもらいたいと思う。要は職員がそれぐらい一生懸命やるんだと、だから職員から駐車場代なんかうちは取っていないと、こういう村長になってもらいたい。こういう言葉が出てくるようなね。いかがですか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 職員のほうからそういう意見が出れば、また考えなきゃいけないかと思えますけれども、こっちの庁舎に移したときに、駐車場にも足元が明るくなるようにということで、必要以上の街路灯も設置してあります。そういう環境を整えた中での負担は、これは勤めていただいている職員としての1つの責任というか、義務というか、そんな中で、やはり私としては村の財産の中で使われているんだから、そしてその中でお給料をもらっているわけだからそれは負担をすべきだというふうに私は考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 村長、深い気持ちで、やはり年間3,000円ですので、その辺も含めて無料化にさせていただきたいと。自衛隊は会計検査院が来るときには、私は例えば司令部の1番だったら札が

あるんですね。これは私個人に貸しているという意味なんだろうが、ただ検査院が来るとその札を外すんです。国の土地に対して個人のあれを張るとは何事だ、個人には割り当てることはできないよと、こういう話なんですね。だから、この榛東の駐車場についても同じだと思うんですよ。これを個人に与えてはいけない話なんです。だから、要は来た順に入れるとか、そういう試みを実施をすれば、無料化にしても全然問題ない、こういうように思いますので、事後いろいろな方向から検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後の質問になりますけれども、もう正月を過ぎますと村長も4年の任期、村長としての任期が来ます。そういう中で、私は当時の選挙前かな、その辺のときの新聞を見まして、村長はこう言われていますね。これは読売新聞だと思うんですけども、前村長は日赤病院の誘致と、防災対策の充実の強化、これが前村長です。読売新聞ですからね。阿久澤村長は、村の財政の立て直しと、企業の誘致を重要視したいと、このように読売新聞が記載をしています。そういう中で、私は昨年議員になりましたので、例えば白子の海ソーラーポートとか、あとふるさと納税関係とか、プールとか、阿久澤村長がやってこられた実績というのは、今年の4月から見させていただいているんですけども、そのほかにご自分に聞くのも何ですけども、この4年間の実績、これについて村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私は実績ということよりは、第5次計画にのっとり、そしてその中で根幹計画をいろいろな面から検討し、そして職員ともどもそれに向かってきて、その結果が村民が喜んでくれば、安全・安心で暮らせていただければという思いでやってきました。それで、私担当させていただいたときに一番思ったことは、事業を進める上では村民の理解を得ることの難しさ、これを痛感しました。というのは、いろいろ引き継ぎの中で、未解決事案がたくさんあったということでございます。その事案を何しろ村民の皆さんにご理解をいただいて解決をしなければ、第一歩が踏み出せないんじゃないかというような、私は気持ちを持ったときがあります。しかし、それを一つ一つ片づけてから前に出るというのはこれは許されませんので、5次計画の中にある計画を進めながらそれを解決をしていくということでもあります。具体的には、幾つか未解決のものがあったんですけども、今現在では全て解決して、村民が非常に喜んでくれているような事態も見受けられるんですけども、1つとしては自害沢の堰堤工事、それから家屋税の裁判、それからふるさと公園用地買収の約束が守れていなかったのを解決したと。それから本島丸の撤去の件。それから接続道3号線での住民の反対の件、それから八幡9号線のやはり住民の理解が得られなかったんですけども、今月ようやく工事の発注となった。それから、上サ15号線ですか、これも未解決だったのを何とか住民の皆さんの協力を得てできたという、こういったものを解決した後に、やはり進むべきだということを先ほど申し上げたんですけども、やってこられたということは、私自身としては、本当に議員の皆さん初

め、地域の皆さんが協力をして理解をしてくれたんだなという思いで今おります。その上でやはり、先ほどから申し上げておりますように、第5次計画の根幹計画にのっとった中での事業推進ということで、皆様方にも応援をしていただいで進めてきているというところでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） それで、今後継続して実施すべき事項と、今後どのようにしていくんだというものがあれば、お答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） いろいろ膨らまして、私の任期はあと3カ月猶予でございます。その中で、今まで続けてきた継続事案については、平成27年度にまたがるというような事案もございませけれども、平成26年度に向けて解決できるものについて、一生懸命に取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） やはり、来年で第5次総合計画、これが終了します。それで、今担当とは第6次総合計画について、いろいろ練っておるところだと思うんですけども、第6次総合計画を平成28年から10年間始まるわけですから、来年3月に任期を終わって、それで第6次総合計画、これに基づく方向性、これを確実につけてそれから、それからという意味は、第6次総合計画の方向性というのは、来年も選挙に出る、村長選に出るというものの考え方で、第6次総合計画、これに道筋をつけてから村長を引退する、こういうものの考え方でよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 出るとか出ないとかという話ですけども、まだ私としてはそういったものを考える余地はなくて、先ほど申し上げましたように、3月までにやらなきゃならないもの、そしてまた継続していかなければならないものということで、重点項目が幾つかあるわけです。1つとしては、先ほど来言われている榛東村の第6次総合計画の立案の策定、それから2つ目としては生涯学習センターの基本計画、これは土地の移転も含めまして目安をつけなければならぬ。それから3つ目が継続されている観光と経済の活性化事業、それから4つ目としては少子化対策の道筋、そして5つ目としては、先ほど議員から話されましたように、まち・ひと・しごとづくりの創生の設立に当たって、創生総合戦略を早期に策定して創生に関する施策を総合的に計画を立てなくてはならないということ、それから3つ目としては、ふるさと納税の始めた事業を軌道に乗せること、これを3月までにできるものについて一生懸命に取り組んでまいりたい、こんなふうに思っています。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 進退問題については結論を出していただけない、保留ということで回答をいただきました。私は、やはり村長ももう70歳ということで、十分健康には留意されて、榛東村の次の道筋をつけていただきたい。第6次総合計画、これに対する方向性をちゃんとつけて、それでいっていただきたいなとこのように思っています。今までのこの実績については、私は議員としては今年の4月からですが、大きく見れば私もそれなりに勉強させていただいているつもりです。実績としたら素晴らしいものを4年間で残しているんだと、こういう気はいたしております。ただ、いろいろ細部見つけなければならないと思うんですが、大きな流れとすればそういう流れだと私は思っています。ということで、健康に十分留意されて頑張ってくださいとこのように思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、2番松井保夫君の一般質問が終了いたしました。

なお、第4回の定例会には、7名の一般質問者の申し出がありました。残り3名の方については、12月8日に一般質問を行います。

以上をもちまして、本日は通告のあった4名の議員の一般質問を終了いたします。



## ◎日程第5 承認第5号 専決処分の承認について（平成26年度榛東村一般会計補正予算（第7号））

○議長（金井佐則君） 日程第5、専決処分の承認について、承認第5号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは平成26年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。専決第2号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分するものとする。平成26年11月27日、榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございます。榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じたが、特に緊急を要し、

議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものでございます。

3ページをお願いいたします。

朗読させていただきます。

平成26年度榛東村一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度榛東村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,461万5,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ57億9,287万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正につきまして、地域創生ふるさと応援事業に伴う歳入歳出をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

18款寄附金、補正額3,246万7,000円、計3,586万円。1項寄附金、同額でございます。19款繰入金、補正額785万2,000円の減、計6億1,836万1,000円。1項基金繰入金、同額でございます。歳入合計、補正前の額57億6,826万2,000円。補正額2,461万5,000円、計57億9,287万7,000円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額2,461万5,000円、計8億1,258万7,000円。1項総務管理費、補正額2,461万5,000円、計6億5,300万2,000円。歳出合計、補正前の額57億6,826万2,000円、補正額2,461万5,000円、計57億9,287万7,000円でございます。

7ページから8ページは歳入歳出事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

上の枠でございます。18款1項1目寄附金、補正額3,246万7,000円は、説明欄にある一般寄附金で、地域創生ふるさと応援事業によるものでございます。

下の枠19款1項1目基金繰入金、補正額785万2,000円の減は、説明欄にある財政調整基金繰入金で、浮いた財源について、同基金の繰り入れを減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについて、ご説明をさせていただきます。

2款1項6目企画費、補正額2,461万5,000円は、地域創生ふるさと応援事業でございます。8節報償費100万円の減、12節役務費10万2,000円の減は、一般会計補正予算第5号で計上したものを、13節委託料に組み替えるものでございます。11節事業費1,096万円の主なものは、説明欄にあるその他消耗品1,017万円で、寄附金者へのお礼品の玄米購入費を計上させていただくものでございます。13節委託料1,464万4,000円は、説明欄にあるふるさと応援事業業務委託料で、手数料、商品代、送料及びお礼品取り扱い業務委託料を計上させていただくものでございます。

以上で、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番松岡好雄君。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 専決処分の、今説明で聞いたんですけど2,461万5,000円、なんでこれだけ専決したんですか。もっと目いっぱいしてもらってもよかったと思うんですけど、この点について総務課長、お答えください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 歳出の関係でございますが、11月27日から12月7日までという形での見積もりということでさせていただきました。ただし、米につきましては全量購入するということで、米につきましては、全額費用をこの11節の中で計上をさせていただきました。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 今、総務課長からあったんですけど、でも何でこれだけって、実際は四千九百幾つじゃないのか、違うんですか。だからその理由をはっきり、なんで半分にしちゃったのか。専決というんだから、村長の権限だから、これは誰か何か言ったんですか。お答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 別に……………やっているわけではございません。私の責任においてやっているわけでございます。そして、専決というのは本当に最小限の中で、緊急を要するという中で村長が認めたものについて専決をさせていただくということが原則でございます。ですから、あそこも膨らました、ここも膨らましてやってしまえばいいやというような専決の仕方は、これは許されませんので、私としては今回、当分の間の議会に上程され、それが可決されるまでの間の中で、最小限度の

動ける金額を専決をさせていただいたということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 村長は、自分の質問に対して……………と言ったけど、私は村長に対してそんな無礼なことを言った覚えはないし、……………とか何とかなんて一言も俺は発言していないし、その点のことについては、村長、訂正していただきたいと思えますけど、よろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） では、その部分を訂正して取り消してください。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先月行われました臨時会、11月26日ですね、今回の予算の中で、先ほど玄米購入費、その他消耗品費ということで1,017万円、それと商品代として735万5,000円ということがありますが、前回の臨時会の議会の中で、何日までに支払わなければいけないものがあるといったようなお話を聞いたんですが、この専決処分の委託料の中で、幾ら分がその支払わなければならないものとなっていたのか、お答えできる範囲で教えてください。

○議長（金井佐則君） 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほど、皆さんのところに11月31日現在の金額の欄を掲げたと思います。現在、申し込みが1,725件、金額で1,628万円、これにつきまして、村のほうの債務の内容ということでございます。これが、今現在、30日現在の村が債務を負うべき金額ということで捉えています。ただし、金額については、毎日これを31日で割ると単純に52万5,000円が増加していくという計算でおりますので、これは寄附の申し込みがあればどんどんふえていくと、それに伴って村の債務も発生していくということで考えているつもりです。

支払いの関係ということでございますので、これにつきましては、村とさとふるさんで業務委託契約を結んでおります。その中で、お礼品の関係につきましては、購入後、当月中に寄附者に向けて発送が完了したお礼品の購入代金及び配送料、及び消費税及び地方消費税は、翌月5日までに榛東村に請求するということになっております。そのお礼品の発送につきましては、村のお礼品提供業者が配送業者に引き渡したときにこれが完了するということになっておりまして、村はこの請求を受領したときは、購入代金及び配送料、及び消費税及び地方消費税を、請求を受領した月の25日までにさとふるさんの指定口座に振り込むということになっております。

それ以外に、業務委託料ということで寄附した金額の12%というのが手数料ということで、また支払われるということになっております。それに基づいて、そういう契約のもとで払っていくということになっておるわけです。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） その「さとふる」の契約の説明を、今課長からいただいただけでは、ちょっと全容がわからない部分があるんですけども、既にもう支払わなければいけないものがあるということで、確かにその寄附に関しては、歳入に関しては当初の予算200万円ですか、補正予算であって、それを超えても予測以上にふえているという部分はわかるんですけど、歳出に関して地方自治法の232条第3項には、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約、その他の行為、これらを支出負担行為といいます、これは法令、または予算の定めるところに従い、これをしなければならないとあります。すなわち、予算を定めるということは、同じく自治法96条にあるように、議会の議決をしなければならない事件であって、その前に支払いをしなければいけない契約とか、そういったこと、予算の枠がないのに、予算が成立していない段階でそのような約束をする、契約ができるということに関して、ちょっと私は疑問があるんですけども、その部分の根拠について教えていただけますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 12ページの需用費の件で、1,096万円ということでございます。これは、先ほど課長のほうから話されましたように玄米の購入代金ということでございます。これについては、いつ支払われるかどうかという規定はございませんけれども、農家から借り受けたものについても、農協のほうも支払いの決裁が済んでおるといようなお話の中で、村でも農家の人たちに、暮れも迫っているということで、今回事務を進める上で早目に決裁をしていきたいという考えがございまして、今回上げさせていただいたこの需用費でございます。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後2時5分休憩

---

午後2時6分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） これにつきましては、債権債務ということでございますから、9月のときに一応200万円という形で、確か補正のほうの議決をしていただいたと思います。ただ、実際にこれをアップしたところによると、予想以上に寄附の申し込みがあったということでございます。実際



にはさとふるさんとは、手数料の契約ということでございますので、金額が何億円という形での契約ではありません。寄附金が集まることによって、その寄附に対してその手数料ということでお支払いすると、そういう契約になっております。実際にこれをアップしたところによると、予想以上に寄附金が集まったということで、それに対してお礼品が発するというので、その債務に対して前回の11月のときに補正をお願いしたという形になっていると、うちのほうでは考えています。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後2時7分休憩

---

午後2時8分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほども言ったんですけれども、9月のときに200万円を承認していただいて事業を進めたわけなんですけれども、進捗状況を見ておりましたら、この間説明したとおり、寄附が多額にあったということで、その債務に対して村が保証できないということで、臨時会の中で今後予定される歳入歳出ですか、これについて補正をお願いしたということでございます。そういうことで、今回その債務の関係について、再度お願いしたいということで提案しているつもりです。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） ちょっと課長の説明で納得できない部分があるんですが、要は地方自治法へのとって、行政は運営されているとは思いますが、この部分がどうしても地方自治法232条第3項の部分との関係性がはっきりしないというか、説明では納得できないところであります。確か、先ほど午前中、午後と行われました一般質問の中で、お礼品の登録をして申込書を書いていただいていると、お米の農家は28件、そのほかを合わせて50件くらいの皆さんにこの申し込みを、登録をしていただいたという、これは契約といいますか、この部分がはっきりどういうものに該当するのか私にはわからないのですが、今の話の中では寄附していただかないと、結局はいただいたものに対してお礼品を出すというような形ですから、それをこう事前にたくさん集めるということに対して、お礼品の登録をしてくださった方々には、要は担保とか保証とかは一切ないということなのか、そのあたりを教えていただきたいということと、ちゃんとした契約がもしその予算の成立前に契約をやはりしていたということになると、やはりその自治法との解釈というか、そのあたりの根拠をやはりちょっと示していただきたいと思うんですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 課長、わかりましたか。

暫時休憩します。

午後2時9分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

そして、ここで休憩をとります。2時30分より再開いたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 米の関係ですが、村は一応、申し込み受け付けということで進めておりました。支出負担行為については、26日以前はしておりません。あと、今回専決ということで、予算が確保されれば、その形で専決になりましたので、それで担保して支払っていきたいと、そんなように考えています。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） お答えいただいて、今の段階では、口頭というか、ただの申込書ということで契約ではないので、事前でやっても支出負担行為には当たらないという旨の解釈ということで、ただ、これだけ事業が大きくなっていく、それだけ多くの方に申し込みをさせていただいているという中で、どうしてもきちんとした契約を、予算が成立した後、きちんとした契約として、個々の農家の方と幾らで買い取りますよというのを、きちんと文書で取り交わしたほうが今後はいいと思いますし、そのほうがお礼品を提供してくれる方々にとっても、安心できる部分かなと思うので、今の状況だとそれがないというようなお話ですので、そこをしっかりとやっていただければと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 初めてのことだったので、いろいろと皆さんにご迷惑をかけているところでございます。それにつきましては、今後しっかりやっていきたいと考えています。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

3番小山久利君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 去る27日、臨時会の翌日です。自然エネルギー室長が、補正予算が通らなか

ったため、お米を出荷した農家に今回の話はなかったことにしてくれと、おわびをしているのを農家から聞き、そこにまだ室長がいたので、事実関係を確認したのですが、何件か回って断りを入れるということでした。その事實は、総務課長、ご存じでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほど言ったように、予算主義ということでございましたので、今回の11月のときの補正で予算がなくなったということで、農家の方におわびに上がったということで、うちのほうは解釈しています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） その回った農家は何件で、断りを入れた数量というのがわかったら、教えてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） まことに申しわけありませんが、その辺の数量はつかんでおりません。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） この断りを入れた農家の選択した根拠と、全量がわからないということなんです。28件の農家で1,300袋という今回の説明なんです。そこも食い違ってくると思うんですが、その辺もちょっと数字がずれてくるのではないかと思うんですが、明確な説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、小山議員が話されていますことは、私もうわさの範囲には聞いております。ただ、執行がこうにしろ、ああにしろという決断を下したわけではないので、職員とすれば予算が通らなかったから、残念な思いでそういう行動を起こしたんだというふうに私は思っているんです。今、聞いてみると、反響もあるということですので、これは嚴重注意をさせていただきます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今回の臨時会には、私はまことに申しわけなかったのですが、入院のため出席をしていませんでした。そして、入院中に何人からも電話をいただきました、この件で。私も議案書を持っていなかったもので、女房に持ち帰らせたもので、その経緯については詳しく電話を折り返すことができずに、退院してきていろいろ修正案を見たり、議会のテープを聞かせてもらったり、

いろいろしました。それで、その結果一つ、先ほども松岡好雄議員から質問がありましたけれども、これは議運の中で出た話ですから、議長と副議長と村長、3人で話し合っ、それで12月7日までの専決で決めるということでお互い合意したということなんですが、私は議運ですぐ言ったと思うんですが、そんなばかなことができるはずないと、それで事務局長に調べてもらいました。その結果、やはり専決権というのは長が持っているものだから、議会サイドからそういうことを言うことはできないということで、局長から確か聞いたと思うんだけど、相談した群馬県町村議会議長会の人物は、どっちもどっちだという感じだったと、確かにそうなんですよ。そしてもう一つは、否決されたときに再議にかけられるんですよ。それで再議にかければ特別議決3分の2、つまり、再議にかければ予算修正案は否決されたはずなんですよね。私はいなかったから、ちょっとどうかかわからないんですけども。そういういろいろなことがあって、私が残念なのは、私も再議については、今回のことを調べるに当たって、議員必携を読んで、そこに再議ということを見つけて、必携以外にも調べてそれでわかったわけなんですけれども。ただ私が残念なのは、この再議について村長も知らなかった、じゃほかの職員も知らなかったのか。やらなかったということは。だから、村長は少なくとも知らなかったと私に言いました。でも知っていながらあえて再議にかけずにいたんだと、この辺がわたしは、どうもお互いがお互いで、こう理解しないで進めてきた結果、こうごちゃごちゃしちやったような気がするんですよ。そこで、総務課長、聞きますけど、総務課長は再議のことについては認識はなかったのですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 認識はありませんでした。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 財政課長は。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 早坂議員が言う再議というものがどういうものか、ちょっと存じていないので、その部分はちょっとどうかかなと思って、ただ存じ上げていないのは確かでございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） いずれにしても、修正案の提案理由をテープで聞きましたけれども、また修正案に署名した議員の多くの方にも聞きましたけれども、ふるさと納税自体には反対はしていないんだという声が多く聞かれます。修正案の提案理由の中にも、冒頭ふるさと納税には反対するも

のではないですけどということを言って提案理由を述べているんですね。最終的に、私が取るところでは、比率50、30、20の村、財政なら20の部分が足りなかったりだったとか、そういう理由が提案理由で述べられていました。なおかつ、いろいろ問題があるので、きちんと精査して12月議会ですべきじゃなかったかというようなことも提案理由に入っていました。そういうことを考えると、私はこの本体といたしますか、委託料の部分ですね、ここまでゼロにする必要はなかったんじゃないかというふうに考えているわけですね。そこで、村長、聞きたいんですけど、村長の本当の考えはどこにあるんですか。つまり、修正案が出されましたけれども、今言ったように、例えば倉庫しか必要ないというのであれば、倉庫だけゼロにすればよかったですし、私は視察研修費のところはゼロにするので、私自身もいいと思っていました。ところが、この委託料の部分を全部ゼロにしちゃったと、そうすると事業がストップしちゃうと、そういう結果になったわけなんですけれども、それに対して、村長は再議のことを知らなかったから再議にかけなかったということはどうかなとして、でもこのことについて、結果的にはこうなってどう思っていますか。結果的に。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 一番初めに皆さん方に申し上げたいのは、自分たちも一生懸命、村のための中で自主財源確保をしてくるんだという中で、議員の皆様方とともに、9月からやってきた中で、事務方のほうの認識不足もあり、そしてまたいろいろな説明が議員さんのほうから見ればできなかったというお叱りを受けているわけで、その点は反省しております。それと同時に修正案が、一部修正であれば何とか乗り切れていたかなという思いはあったんですけども、ゼロにされてしまったというときに、私としては、それが法に合っているかどうかということより、私としては、これはネットをとめなきゃならないかなというのが一番初めに頭に浮かんだことです。というのは、やはり歳出だろうと収入であろうと予算獲得をしない中でその事業を進めているということは、これは法に触れるか触れないか、それはわからなかったですけども、これは全国の皆さんに発信するべきではないと、一回とめなくてはという思いは強くありました。そんな中で、すぐにそれでは困るからという自分の思いで、議会の正副議長ですか、先ほど松岡さんから話されましたように、私の気持ちとして、そういう気持ちだから何とか専決という話をしました。それで、その専決の話を出した理由は、これだけいろいろ皆さん方にご意見を聞いて、そしてまた執行のほうも反省する点があったと、しかし事業としては進めなくてはならないという思いから、自分も相談をかけた中で、専決をさせていただければご理解をいただけるのかなという甘える気持ちでご相談を申し上げたというのが実情でございます。

いずれにしても、何とか、いろいろな面で皆さん方にもご迷惑をかけたということは、本当におわびをしながら、これから皆さんからいただいた意見についてさとふるの成功につなげていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 12ページ、6目11節の需用費、今までの説明の中で、この1,017万円、米1,300袋の購入費があると、そういう説明を受けてきました。またこの1,300袋は農家28件の数量であると、そういうふうには伺ったんですが、農協分はこの中に入っているんですか。入っていないんですか。その確認です。

それと、地域創生ふるさと応援事業の要綱というものはつくってあるんですか。またあるとしたら、提示してみてください。

とりあえず、それでお願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） まず、11節のその他消耗品の関係です。一般農家と農協さんの分も含めて1,025万円という形で上げさせていただいております。

それから、要綱ということですが、うちのほうの地域創生ふるさと応援事業に対しての要綱は、現在ございません。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 農協の分が含まれているということですが、私が伺っている分については、農協から300袋購入すると。その300袋のうち、榛東村の農家が農協に出荷したのは、42袋であると伺っています。そうすると、残りの部分はどういう米がくるのですか。

それと、この要綱の関係ですが、これだけの事業をやるのに要綱もなくやっていると。決まり事が何も無い中で進めているわけですね。それだからこう、いろいろふぐあいが出てくるので、早急にこの要綱をつくる予定は、村長、ありますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） まず、お米の関係ですが、うちのほうでは管内の米ということで、もちろん検査の通っているお米ということで判断しております。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 要綱については、早急につくり上げてそれにのっとって進めていきたいと、このように思います。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後2時45分休憩

---

午後2時48分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 米の関係については、一応農協さんから300袋ということになっています。今現在、村内の数量としては42個ということです。残りの分については、寄附に基づいて、足りないようでしたら農協さんに管内のお米を調達すると、そういうふうを考えております。もちろん、農協さんには検査等で無料で手伝っております、今回の米の関係についても、いろいろ相談に乗ってもらったりしております。村とJAがこの事業についても共同でやるということも考えて、進めているつもりでございます。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 足らなければ農協からというけれども、この事業の本来の趣旨が、榛東村産の農産物をということで始まっている事業です。そして、けさ提示されましたこの資料でいきますと、11月1カ月の必要量が約150袋とすれば、5カ月で750袋あれば間に合うと、そうすると余裕を見ても1,000袋あれば間に合うという、私は想像できるんですが、それと、農協から供給される、お願いしてあるという部分なんです、これは産地が特定できない、村外の米だということです。こういったものが入ってくるということになると、産地の表示の問題も出てくると思うんですよ。そして、またこの事業の本来の趣旨にも反してくる。そして、また最終的に、村長は3月までで米の供給は打ち切るんだと、そういうことを言っているわけですが、それ以降余った場合、この米をどう処分するんだと、そういう部分まで検討はされているんだかどうか、あわせて答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回、計画したのは、未知数の中で計画をさせていただいたというのが、皆さんにもおわかりいただけたかなというふうに思っております。その中で、1カ月の状況を見ながら、いろいろと各方面にお願いをして、その事業に対するお礼品の調達を行っておると。調達の中で、計画的に初めからわかっていけばそのようにできたと思いますけども、本当に手探り状態で新しい事業だったということで、そんなところから数字にも幾つかご不満な点が出てきているのかなというように思います。それは、地域創生の目的に沿った中で、努力をこれからもしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

それから、米が3月までに余ったらどうかということでございますけれども、お昼前に小野関議員

からもご質問がございました。いろいろ、米の価値観をつけて、何とか3月までにご利用したお米のお礼品としての目的を達成したいというふうに努力をするということで、ご理解をお願いしたいというように思います。

○議長（金井佐則君） ほかに、質問ありますか。

2番 杉井保夫君。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 先ほど、岩田議員のほうから要綱の話が出たんですけども、その要綱にいろいろ含めていただきたいのは、部外の支援業者が、さとふるが入ったり、納税の話なので、ある村では、確か私の記憶では上野村だと思うんですけども、チェック機能をつくっているんですね。村の監査云々以外に、そのチェック機能の中には、納税者も含んだこういうチェック機能を入れて、このさとふるさと納税をやっている村もあるんですよ。その辺も若干頭の隅に入れて要綱をつくる段階で考えていただきたい、このように思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第5号 専決処分承認について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成12名。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第6、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。

請願受理番号6号、群馬県脳脊髄液減少症患者会代表、小野寺都志子氏、紹介議員、清水健一君の脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号22号、第8区区長、深津和市氏、同区長代理、松岡勘氏、村道堀之内3号線道路改良舗装工事の陳情書については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号23号、第15区区長小池剛太郎氏、同区長代理関口輝雄氏、村道宮室64号線改良舗装工



事の陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号21号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情は、資料配付といたします。



## ◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、平成26年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時56分散会

平成 2 6 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 2 月 8 日 ( 月 )

# 平成26年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

---

平成26年12月8日（月曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成26年12月8日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

日程第 3 議案第74号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

日程第 4 議案第83号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について

日程第 5 議案第82号 工事請負契約の変更について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	松岡好雄君
9番	柳田キミ子君	10番	岩田好雄君
11番	岸昭勝君	12番	早坂通君
13番	金井佐則君		

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	岩田健一君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	新藤彰君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	小山美子君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

高橋県議先生には大変お忙しい中を傍聴においでをいただきましたことに感謝を申し上げます。

それでは、ただいまから平成26年第4回榛東村議会定例会2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

11番岸昭勝君、12番早坂通君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順位5番柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

9番柳田キミ子さん。

〔9番 柳田キミ子君登壇〕

○9番（柳田キミ子君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の柳田キミ子です。

現在、衆議院選挙の真っ最中であります。国政を担う大切な期間ですので、憲法を遵守し、活用できる議員と政党を厳選し、投票権を行使することを願わずにはられません。

本日の私の質問は、1つ目、貧困から暮らしを守るための施策の充実として、医療費減免制度の創設と学校給食費の完全無料化の実施、学童保育制度の充実についてという内容でただしてまいります。

以後、自席に戻り続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 9番柳田キミ子さん。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） まず、医療費減免制度の創設をというテーマについてでございますけれども、国民健康保険、例えば医療機関にかかって窓口で国保の場合は自己負担分ということで3割分を窓口で払うことになっております。この3割を一部負担金と言いますが、この制度はこの3割を払う部分を無料にするというものであります。これは国保法の第44条に定められた制度でありまして、その基準には多少の違いはありますが、全国全ての自治体で行わなければならないものに

なっておりますが、まず本村の国保法第44条に当たります44条減免というふうな形での減免の実施状況はどんなふうになっているかお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、お答えをいたします。

国保法第44条に定められた制度でございまして、自治体は実施の義務があるというふうに考えておりますけれども、榛東村では要綱を設定して実施をしております。ただ、先ほど柳田議員が全ての市町村でという話をされましたけれども、群馬県でも平成26年3月31日現在では56%の市町村、自治体が要綱を定めて実施をしている状況でございまして、インターネット等で調べますと、いろいろな考え方があると思っておりますけれども、できるという法律でございまして、その解釈によって必ず実施をしなければならないというような捉え方ではないと認識しております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 本村では健康保険税の滞納が多く、資格者証の発行も多いというふうに私は認識しております。そうしまして、資格者証では病院の窓口では一旦、全額払わなければならないというふうなもので、国保に加入しているというだけのこと、その資格を証明するものであって、医療機関にかかった場合の3割負担といたしますか、保険として住民の方が保険証を持っているので3割負担だけでいいという、残りの6割の分については保険で適用するというふうな、そこが受けられないということになっておりまして、資格証は全額払わなければいけないというふうな状況が以前から結構あると思っておりますが、資格証のことにつきましては、通告のところにはないんですが、もしわかれば今現在でいいんですけれども、榛東村の資格証の発行状況、わかれば教えていただければと思うんですが。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 申しわけありません。通告になかったので、本日、数字は持ってきておりません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） わかりました。

医療費減免制度というふうなことであるということは確かであります。医療費の減免制度につきましては、今どのくらいの方が、この減免制度を利用しているかわかればお願いできませんでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 減免制度ということで、榛東村の制度の名前ですけれども、榛東村国民健康保険一部負担金減免等実施要綱ということで制度ができております。これにつきましては、先ほどから柳田議員がおっしゃっているように国保法第44条で定められております「保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができる」1号としまして「一部負担金を減額すること」2号としまして「一部負担金の支払いを免除すること」3号として「保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予すること」と規定をされている条文でございます。

これに対して村で要綱を定めておるわけですが、現在、村の中で適用者は1人もおりません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 村の中では44条の減免を受けている人がいないという状況ですけれども、例えば国税の滞納者はもちろんおまして、そして保険証を交付されていない資格証の人もいるという中で、この44条の減免を活用していないというふうな実態ということはどういうことか、課長、どういう状況だというふうに押さえればいいのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今、柳田議員がおっしゃる根本が全然違うんだと私は思うんですけれども、この要綱の減免対象になる考え方というのは、震災、風水害、火災、そういった災害により、世帯主が亡くなったとか、それから体に著しい障害を受けたとか、また干ばつ、冷害、そういった農作物の不作、そういうことで収入が大幅に減少したとか、そういったことが生じたときにこの減免制度適用の検討がされるということございまして、先ほどからおっしゃられる税の滞納の関係とは若干内容が違うのかなと、そう思っています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 課長のおっしゃっていること、それが正しいことだと思うんですけれども、私の認識はちょっと違っていたんですけれども、私がこれからお願いしようとしていることは、減免制度というものを、新しく榛東村として創設してほしいということなんです。今ないからつくってもらいたいというふうなことで、課長も含めて村長に見解を伺いたいと思っております。

そもそも国保というのは何かといいますと、憲法25条、この憲法25条というのは、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」そして、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生にうたわれた生存権を保障しなければならないという、憲法25条にあ

りますけれども、その憲法25条にうたわれた生存権を保障するために、国民皆保険制度の下支えをするのが国保というふうなことでありまして、ぜひ減免制度、榛東村でも国保の滞納も含めて、医療機関にかからないということが起きないように、そのために医療費減免制度というものを榛東村として創設をしていただきたいわけなんですけれども、課長、あるいは村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今、憲法の話もございました。また、私も先ほど説明をしたんですが、国保法第44条に定められる減免制度については、群馬県下でも56%でしたか、申し上げましたような市町村しか制定をしていない榛東村国民健康保険一部負担金減免実施要綱ということで、制度を定めて実施をしております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 柳田さんの切実な願いというのはわかるわけでございますけれども、ただ、憲法で定められている中で、その中の今度は国民健康保険法というものがある、その中でまた細部について国は法に照らし合わせてやっているんだというふうに認識しております。

先ほど課長のほうから話されましたように、各市町村でも55%前後だという話でございます。その中で、この国民健康法の44条でうたわれているものについては、震災や災害等に適用されるものであって、柳田さんが要求されておる一般国民健康保険の中での人を対象にしてくれというお話でありますけれども、やはりそこいらは線引きをしておかないというと、これから村の財政負担というものもふえますし、そこいらを考えた中では、今の制度をやっぱり継続していくことが榛東村としてはよろしいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 通告の中で出していないわけなんですけれども、榛東村の中で国保の滞納ということで資格証を発行されている人はどのくらいいるのか、課長わかればお答え願いたいんですけれども。さっき……。最近のというか、もうちょっと時期を広げた範囲内で、少し前の数字でも構わないんですけれども。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 申しわけありません。頭の中に数字が入ってなくて、資料を持ってきていけば、ことしの10月1日でそういうふうに数字を出しておりますので、隠すわけでもないしあれなんです、私の頭の中に細かい数字が入っていないのでお答えできないという状況です。



どうしてもあれなら、後で隠すことではないので、数字も出ていますので、表をお渡しします。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） それでは、国保の減免制度について村民の方がどういうときにこの制度というのは使えるのかとかというふうなことも含めて、減免制度のことを住民の方にはどういうふうな形で知らせているのかというふうなことと、あとは国保の減免制度の申請用紙のあるなしについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 一つ柳田議員、確認なんですけど、先ほどから国保の減免というふうに一言でいいますと、いろいろな減免が考えられて、先ほど村長ちょっと言いましたけれども、村では東日本大震災の関係の国保の関係の一部負担金の減免の制度も要綱ができております。

それから、先ほどから私が申し上げておりますのは、大震災の関係ではなくて、そのほかの関係でも榛東村民の一部負担金の減免制度がある、それもお話をしております。

それから、先ほどからちょっと出ています税の関係も減免制度があります。

今回、今、私が説明を申し上げます榛東村国民健康保険一部負担金減免実施要綱、これについては現在まで大々的に広報した過程はございません。その内容なんですけれども、基準に生活保護法がございまして、基準が生活保護の申請ができるかできないかぎりぎりのところなんだけれども、その状況にないという場合には一部負担金の減額、または免除ができるというような基準になっておりまして、広報等で大々的にお知らせをしても、なかなか厳しい基準がございまして、今まで大きなお知らせはしていないという状況です。

それから、当然、要綱がございまして、申請用紙は要綱の中で基準が定めてあります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 住民の人が国保税をきちっと払えなくて、滞納しなくてはならないというふうな状況になった場合は、健康保険課の窓口のほうに気軽に相談をしに来られて、そしてどういうふうにしていけば健康保険もきちっと手元に置いて、病院にかかりたいときにはちゃんと診察に行けるみたいな、そういうふうな形にはきちっとない大変じゃないかなというふうに思っているんですけども、例えば国保証が手元になくて、資格証なのでというふうなことで、資格証だと病院だとかかった医療費全額をとりあえずはそこで払わなければいけないわけで、それなりのお金がなければかかれないうわけですね。例えばそんなふうな相談に、保険証がなく、資格証なんだけれどもというふうなことで窓口で相談に来られるような事例もあるかどうか。あるかどうかくらいの内容

で構わないんですけれども、現状をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 何かやっぱり話が混じってしまっているんですけれども、税の減免の関係の相談と、今言った一部負担金の減免の相談と話が一緒になっているような気がするんですが、以前の議会のときに柳田議員からやはり質問があったので、そのときお答えをしたと思うんですけれども、税のほうの減免の相談については、資格者証の方、あるいは短期の方、窓口に来ていただいたときに相談を受けて、そのときに相談に応じて対応はさせていただいているというお話はさせてもらったと思います。

それから、資格者証の方についても、そのときにそういう話が出たかと思うんですが、今、資格者証を榛東村で渡している方で、実際、医療機関で10割を払って、その後、自分の負担分以外、7割の還付について役場に相談に来られる方は1人もおりません。

それから、資格者証を持った方が納税の相談で役場を訪れて、またこれから医療機関にかからなければならぬだけどもということで相談に来られた方も、私が担当してからは1人もないと思っております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） そうしますと、国保税の滞納についてはどうですか。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

暫時休憩します。

午前9時24分休憩

---

午前9時27分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 申しわけありませんでした。

それでは、榛東村の現状では医療費減免制度……もう一回少し整理をしながら回答していただきたいんですけれども、医療費減免制度の窓口で支払う一部負担金だから3割なんですけれども、その一部負担金を減免するということの減免制度というものを村としてつくっていただきたいというふうな趣旨なんですけれども、それは意味はわかっていただけますか。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それで意味は十分理解をしているんですが、それに対して村では国保法44条に定められているように、することができる法律なんですけれども、榛東村国民健康保険一部負担金減免実施要綱ということで、要綱を定めて基準に該当すれば一部負担金の減免をしますというふうに村で制度を定めております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） わかりました。本村での国民健康保険制度の中での現状を今話していただいているんですね。そこで私は、だから創設ということなので、ぜひ群馬県内でも少ないというふうなことですけれども、医療費一部負担金の減免制度というものを創設していただいて、その制度の中でいろいろ相談に来ると思うんですけれども、自分はこの制度を利用したいというふうなことで。そういうふうなときに、医療費減免制度があれば、その相談に応じられるというふうな窓口をつくっていただけるための中身ということで、まず医療費減免制度に該当するのは、国民健康保険に入っている人とか、幾つかもちろん要綱に定められると思うんですけれども。

私の考え方として、そもそも国保というものがどういうものなのかというふうなことで、まず国保というのは社会保険など、ほかの保険に加入していない人は全て国保に加入しなければならない人ですよね。社会保険とか、ほかの保険、社会保険だと会社に勤めていてとかというふうなことなので、それ以外の方は全て国保に加入しているわけですので、本当にいろいろな方がいるんだと思うんですけれども、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということと、ここは「国は」というふうなことになっていて、「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」というふうに、国としてはそういうふうに定められているんですけれども……。

○議長（金井佐則君） 時間もったいないよ。休憩するか。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） すみません、ちょっと整理させて。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前9時27分休憩

---

午前9時34分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） ただいま課長のほうから榛東村健康保険の要綱を見させていただきまして、一部負担金減免のところもきちっと出ております。ただ、一部負担金を受けるためには、ちょっと条

件が、もうちょっと変えなければ使いづらいといえますか、榛東村の中にそれを使える条件に合う人がいないというふうな状況なんかもあるのかと思いますけれども、平成23年6月に要綱が適用というか、なっているんですけれども、その後もほとんど減免を利用していないという状況などもありますので、その中身をもう少し条例なりで変更といえますか、どういう内容に変更していただくかはこれからのあれになりますけれども、現在ある一部負担金減免制度、それはきちっとできてありますので、創設ではなくて、中身をこれからももう少し変えていただきたいというふうな形でお願いをしていくようにしたいと思っております。

そうすれば、1番の減免制度の創設の中の申請用紙とか、減免制度とかの周知とかというのは先ほど最初のほうで課長が言われたことで、申請用紙はもちろん制度があるんだからあるということわかりました。

では、次に移らせていただきます。

学校給食費の完全無料化をというふうなことで、学校給食は本当に、例えば榛東村の給食なんかもおいしいというふうなことで、保護者の方も含めて児童生徒たちからも本当に歓迎されている学校給食ではありますけれども、それはそれでいいことなんですけれども、給食費の未納などもある状況もありますけれども、学校給食は本当に義務教育の、教育の一環、重要な柱だと思いますので、義務教育というくくりの中で給食費の無料化、今、村長の公約で第3子以降が給食費無料になっているかと思えますけれども、その公約は公約で、また村として新たに学校給食費の完全無料化というふうなところに取り組みを始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど議員がおっしゃいましたように、学校給食については本当にこれに携わる多くの委員さん、それから調理師さんの努力によりまして、榛東村の給食はおいしいよというお褒めの言葉をいただいております。これには関係する皆様方には感謝を申し上げるところでございます。

本村では平成25年度から、先ほど議員が話されましたように第3子以降の給食費を村が全額負担しておる制度を始めました。また、消費税が8%に上げられましたけれども、このときも給食費の値上げを据え置いて、子育て支援の一助となるようにということで策を施しているところでございます。

給食費を完全無償化した場合、村ではちょっと試算をしてみましたけれども、新たに6,600万円ほどの予算措置が必要ということになります。本村におきましては、今後、優先して実施しなければならない事業等がありまして、財源の確保が本当に難しい状況であります。そんな中で給食費の保護者負担につきましては、今の状況から言うと、やはり現状の制度を維持するというのが精いっぱいかなというふうに考えておりますので、今のところ今の制度で進めさせていただくということでご理解をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） とりあえず、村長の任期までは3子以降は無料化ということで、完全無料化のためには6,600万円必要というふうな現状がわかりました。

それにしましても、学校給食は教育の一環というふうなことも含めて、あとは給食費の未収のこともやはりちょっと問題かなと思うんですけれども、未収状況についてはどんなふうになっているかわかれば。

○議長（金井佐則君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えいたします。

26年11月末の状況でございますけれども、延べ滞納件数につきましては101件、未納金額につきましては223万656円というふうになってございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） この101件、223万656円というのは、その中身は、例えばつかんでいる中で、もう少しこの状況ですか。延べということですので、限られている件数でずっとそれが月を追うごとにふえていくとか、その未納の状況の中身がわかれば、わかる範囲内で。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 滞納の内容というふうなことでございますけれども、これにつきましては平成19年度から今年度まででございますが、滞納されている保護者につきましては実質41人ということになっております。平成19年から年々滞納者数がふえていると。また、高額の滞納でございますが、10万円以上の滞納をされている件数が7人で、これが全体の滞納に占める割合が62.5%というふうなことになっておりまして、こういった高額の滞納者の方に、これからも納付をしていただくようお願いをし今後、徴収の努力を続けていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） わかりました。7人の方で、延べ10万以上とかというふうな中身もあるようで給食費、それでは未納の給食費をどのような形で収納するというふうになって、その努力をしているか、そこの辺ありましたら。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えいたします。

まず、教育委員会、学校教育課のほうで給食センター所長並びに職員で、日常的な訪問徴収、また電話によります納付のお願いをしております。

また、児童手当の支給月につきましては、教育委員会の職員全員で割り当てをいたしまして、訪問徴収をしていると。

また、さらには訪問徴収の際には、児童手当からの天引き、これは同意書が必要なものですから、同意書のお願いをしております。現在のところ3件だったと思いますが、児童手当からの天引きの同意書をいただいております。

また、全庁的な取り組みといたしまして、11月から1月末までの間、全職員で滞納整理に当たっているとございます。今後につきましても、さらに徴収の努力をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） いろいろ未納の徴収のためにも努力をしていただいているようなんですけども、例えば児童扶養手当だとか、そういう手当の中から天引きというのは、もちろん同意を得た上での天引きというふうなことで考えてよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 先ほど議員さんのほうから児童扶養手当というようなお話ございましたが、児童扶養手当からの徴収のお願いはしておりません。うちのほうからは就学援助制度がございますけれども、そういった中に給食費の分も入っておりますので、月々には学校を通じてまた支払いのときに未納分の給食費の納付をお願いしているというところです。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） ありがとうございます。

時間なので終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で9番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

ここで休憩をとります。10時10分より再開いたします。

午前9時49分休憩

---

午前10時10分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番南千晴さんの質問を許可いたします。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君登壇〕

○7番（南 千晴君） 7番南千晴です。

今月2日、第47回衆議院議員総選挙が公示され、各党が連日政策を訴える選挙戦を繰り広げています。今回、自民党は女性がおおのの希望に応じ、家庭や地域、職場においても個性と能力を十分に発揮できる全ての女性が輝く社会の実現を目指し、社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を、少なくとも30%程度とするという目標の確実な実現に全力を挙げると政権公約に挙げております。この目標は第3次男女共同参画基本計画にもありますが、平成15年6月20日に男女共同参画推進本部で決定されたものであり、最近できた目標ではありません。2020年といえば、東京オリンピックが開催される年であり、日本が世界から注目される年でもあります。果たして目標を達成することはできるのでしょうか。

私も昨年より文教厚生常任委員長を務めさせていただき、村などに関連するおよそ20の審議会等の委員を今務めさせていただいております。そこで感じていることは、女性や若い世代の委員が少ないといったことであります。

消滅可能性都市の増田レポートが話題となり、ただの人口減少だけでなく、地方から20歳から39歳の女性の人口の激減が指摘されております。これらの数値を見て、これからの地域づくりには女性はもちろん、若い世代の声もしっかり反映して、推計と違った結果となるようにしていかなければならないと改めて感じました。

本日はそれらを踏まえて、村の考えをお聞かせいただきたく登壇いたしました。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） まず最初に、村の審議会等についてお伺いいたします。

現在、村では多くの審議会等がありますが、それらの委員の選考はどのような方法で行っているのでしょうか。さまざまな審議会等がありますので、一概には言えないとは思いますが、全体的な傾向でも構いません。説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） お答え申し上げます。

現在、村におきましては、地方自治法に基づきます審議会等、これが14あるほか、それ以外についても要綱や規約などにより27の委員会や協議会などがありまして、合計で41の審議会や委員会等がございます。

委員の選考につきましては、多くのものが設置根拠となる法令や要綱等の中で、委員として選任す

る職名が明記されております。具体的には、議会議員を初め、教育関係者や区長のほか、各種団体の長、学識経験者、専門分野の代表者などとなっており、いわゆる充て職による方が委員に選任されるケースが多いというふうに捉えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 充て職による委員の方が多いといった説明であります。第5次の榛東村総合計画の基本計画の中に、むらづくりの計画段階から住民の幅広い意見を聴取できるよう、審議会委員の公募枠の拡大やパブリックコメント制度の導入について検討を行い、住民の参画機会の拡充に努めますと総合計画の中にあります。

現在、公募を行っている審議会はあるのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 古くについてはわかりませんが、最近の例では、現在の役場庁舎の建設に際しまして庁舎建設委員会を組織するに当たって、充て職や各種団体の長以外に4名の方を公募によって人選、委嘱した事例がございます。

なお、現在の審議会や委員会等の中で、公募による人選が要綱等に明記されているものはないというふうに認識しております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 現在の村の審議会等委員の中には公募枠がないということがわかりました。

続きまして、内閣府男女共同参画局が発表しております都道府県別全国女性参画マップの市区町村審議会等委員に占める女性の割合の都道府県別というデータがあるんですけども、こちら全国平均では24.2%女性の割合が全国平均であるんですけども、群馬県は19.2%と全国で最下位の数値となっております。

そこで、本村の審議会等委員に占める女性の割合がどのくらいなのかお聞かせいただきたいと思っております。

先ほど、課長のほうが地方自治法による審議会は14あるということで、多分こちらの内閣府の発表しているデータのほうは、こちらの14の平均値かとは思われるんですが、そのあたりも全体としてどうなのか、また国の発表に対してどうなのか、そのあたり詳しくわかれば教えていただきたいということ、また審議会等委員に占める女性の割合の目標値が村として存在しているのか、そのあたりも説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕



○住民生活課長（早川雅彦君） ただいまのご質問にありましたように、国が定期的に調査をしています地方自治法で定める審議会等委員、これは法律や地方公共団体の条例の定めによって設置されているものでございますけれども、先ほどの全国調査の数値ということで報告申し上げますと、平成26年4月1日現在が基準日となっております。これについては本村にあっては17.9%ということでございます。

しかしながら、直近で、今回の質問に当たって再度調査をさせていただきました。本年の11月末日現在で捉えますと19.1%という数値になっているものでございます。

また、広く要綱などによって設置している委員会等にありましては、同じく17.8%、両者を合わせました全体では、この11月末日現在で18.2%という状況でございます。

それと、女性登用率の目標数値があるか否かという部分でございますけれども、これにつきましては過去平成14年度に榛東村男女共同参画基本計画を策定したところでございますけれども、この計画の中で各種審議会等における女性委員の登用率につきましては、2027年度、これは平成39年度になりますけれども、この年度までに40%にするという目標値は設定されているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 現在の村の女性の審議会等委員に占める割合がどのくらいわかりました。

市区町村別の審議会等委員に占める女性の割合の都道府県別で最下位の群馬県19.2%を榛東村はさらに下回っている状況だと言えらると思います。

また、目標に関しましては、2027年に40%という、まだまだ先の話になりますが、そういった目標があるということが確認できました。

そこでもう一点、本村で年齢別、世代別等を考慮して審議会等委員の選考について行っているのかちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけれども、どこのデータ、内閣府等を見ても、なかなか年齢別、世代別でデータを集計していないようなんですけれども、村の傾向といたしますか、そのあたりの世代別のバランスを考えた選考は行わないのか、そのあたりをお聞かせいたします。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

行政の中には、各種の審議会や委員会などがたくさんありますけれども、その多くは先ほど課長から答弁があったように指定職を委員として選任する手法がとらえております。また、いわゆる充て職以外の委員さんについては、各種団体や専門分野から推薦をいただくなどの方法によって選任させていただいておりますが、その中においてもなるべく多くの女性や若い人に委員に入ってもらおうよう心がけております。

しかしながら、結果としては充て職者が圧倒的に多いため、女性の数や年齢階層などのバランスは

図られない部分もあることは承知しております。そんな中で、今、南議員が話されますことの中で、数値目標に向けてこれからも努力をしていかなければというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 数値目標と努力していかなければならないと村長、考えていただいているようですが、先ほどずっと質問している中で、村の審議会等の委員の選考に関しましての現状がわかったと思います。

今、議会のほうでも執行部機関の審議委員会と議会運営委員会の中で今、見直し等の検討を行っているところなんですけれども、それぞれの審議会等の委員の役割だったり、そういったものによって違ってくると思いますし、必ずしも充て職が悪いというわけではなく、やっぱりその精通した方がいらっしゃるということは必要なことだとは思いますが、今後、住民の方の広い意見、声をむらづくりに反映させるためにも、やはり公募枠、女性、世代別のバランス等も含めて、一度村として審議会等の委員について見直す考えがないのか。見直していただければと思うんですけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 国や県などにおいても男女共同参画社会の実現に向けて女性の登用を積極的に進めているところであり、本村にあってもこれまで審議会等委員の選任にあっては極力、女性委員がふえるような配慮をしたところであります。

また、男女を通じた年齢層のバランスについてでありますけれども、なるべく偏らないような均衡面に配慮しているところでありますが、しかしながら各種の審議会や委員会の設置目的や趣旨を考えたときに、どうしても指定職というか、充て職の方に委員になっていただく必要があったり、また平日の昼間の時間帯に開かれることなどが多い会議への出席のことなどを考えると、おのずと人選に制約が加わってしまうようなことがあるということもやむを得ない一場面であるかなというふうに思っておりますので、その辺はご理解をお願いしたいというふうに思います。

今後については、この質問にある部分について、各会議開催の時間帯などについても工夫を加えながら、よりバランスのとれた構成となるよう人選ができるかどうか、いろいろな面からも研究を重ねていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） ぜひ村として研究しながら、できることから実施していただければと思います。

もう一点、先ほど、村の平成14年にできました男女共同参画基本計画の中で、2027年に40%といっ

た目標があるということで、かなり先の話なんですけれども、段階的に例えば2年後に何人、5年後に何人といった、何%といったことで、この40%に達する間の目標を改めて段階的に設定したらどうかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2027年度の目標が40%というふうに掲げられております。それに近づくよう努力をしなければというふうに思っております。

それで、今現在、村の基本計画では各種審議会等における女性委員登用の目標設定のほかに、地域社会における男女共同参画の推進を図る観点から、地域における各種公職等への女性登用についても促すことなど盛り込まれておるなど、男女共同参画社会の実現と促進を図るためには、行政のほかに地域社会の職域、あるいは家庭など、社会全体での機運を高めていかなければというふうにも思っております。

また、村では来年度以降、新たに男女共同参画基本計画を策定すべく準備を進めておるところであります。その中で改めて女性の登用率や育成方法などについて見直しを行い、効率的に進展を図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、女性の登用という観点から見た場合に、役場職員の管理職においては約30%が女性であり、できることから女性登用を今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほどから私もいろいろな委員に今、仕事をさせていただいている中で、やはり若い女性、世代の意見をいかに反映していくのか。特にこれから今、選挙等でも言われておりますけれども、地方創生、少子化、そういった問題を考える上で、やっぱりそういった方たちの声というのは鍵を握ってくると思います。若い世代が暮らしやすい、ずっと暮らしたいと思えるような村といった視点をやはり忘れてはいけないと思いますので、今後の村の見直し等、また計画等に期待をしたいと思います。

続きまして、給食のアレルギー対応についてお伺いします。

本年10月24日の上毛新聞に学校給食の食物アレルギー対策で、県内35市町村のうち12市町村がアレルギーの原因物質を除去した給食のつくり方などを定めた独自のマニュアルを作成していると記事に載っておりました。

本村の名前がそこになかったのですが、榛東村のマニュアルはあるのか、そのあたり説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えいたします。

本村におきましては、独自のアレルギー対応マニュアルは作成しておりません。群馬県では平成25年9月に学校における食物アレルギー対応マニュアルを作成しております。その中には食物アレルギーのある児童生徒への対応や、学校給食における対応、緊急時の対応などについて細かく定められております。群馬県のマニュアルを準用して対応するよう、小中学校及び幼稚園に対して指示をしているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 県のほうのマニュアルを準用して実施しているということを説明いただきました。給食のアレルギーの対応については、私も以前よりずっと質問をさせていただいているんですが、少しずつできることから現状対応していただけてきております。

改めてそこで村の給食のアレルギーの対応の取り組みについて、現在どのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） まず、近年、幼稚園の新入園児にアレルギーを持つお子さんが多くなっているところから、アレルギー症状やアレルギー食品の把握を的確に行うよう指示をしているところでございます。

また、保護者と幼稚園での対応を明確にするため、保護者と幼稚園でお互いに確認した事項の確認書を取り交わし適切な対応が図られるようにしております。

次に、アレルギーを持つ児童生徒や幼稚園児の対応について、日ごろから理解し、認識することが重要であることから、本年10月23日に独自に研修会を開催いたしました。対象者は同種の研修を受けたことがない臨時職員を含めた教職員を対象に実施いたしました。幼稚園では13名、小中学校では14名、それから保健相談センター職員も受講いただきまして、合計33名の出席がございました。

研修内容につきましては、食物アレルギーの基礎知識、アナフィラキシーの概要とその対応、校内体制について、エピペンの使用方法についてでございます。

今後につきましても研修会等を開催いたしまして、アレルギー対応の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 研修会等を開いて現場の職員、関係する職員の皆様のそういった基礎知識等をしっかりと研修しているということがわかりました。

現在の給食センターなんですけれども、昭和62年に完成しまして、築27年経過しております。平成

21年に学校給食衛生管理基準が施行されまして、従来の基準の大幅な改正が行われました。それらの基準に対応するように施設のほうも改修等を行ってきたり、また職員等が知恵を絞りながら対応してくださっていることは私も認識しているところなのですが、現状の施設ではもう狭く、建物も現在老朽化してきております。給食センターも今後のことを考えていかなければならない状況であると思いますが、建てかえについてどのように考えているのか。

また同時に、もし建てかえる場合については、アレルギー対応調理室も含めて考えていただきたいと思いますが、村の考えをお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 現在、第6次総合計画の策定が進められているところでございまして、その計画の中に盛り込む必要があると考えているところでございます。

担当課のほうでは、給食センターについて、現在、総合計画の中に盛り込む必要がある中で検討しております。

一日当たりの食数ですが1,600食必要でございまして、アレルギー対応食につきましては約一日50食としまして、専用調理室を設けたいと考えております。

また、災害時等の対応も考慮いたしまして、米飯もできるようにした場合でございまして、建物面積については約1,800平米、敷地面積につきましては4,500平米ほど必要になると考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長のほうから建物のほう、第6次総合計画で課のほうとして盛り込む必要があるということで、大体の面積等の内容も教えていただいたんですが、今言っていただいたものであれば、現在の学校給食衛生管理基準がきちんと基準を満たすことができるのか、確認の意味でお答えください。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） そのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 現在の基準を満たすために、課長おっしゃっていただいた面積、今の給食センターから考えると、かなり大規模な、大きな施設になるということがわかりました。学校の関係施設の整備については、耐震に関しましては平成27年度中に南小学校の講堂や外構工事も終わる予定だと聞いております。ほかに学校関係では、先日、人権教育公開授業研究会を行われました北小学校、

こちら北小学校の体育館の空調が、北小学校だけでなく、ヒーター、大型ストーブを現在使用している状況であり、大会の発表のときには音がうるさいため一旦切り、大会が終わるころには大分体育館の中が冷たく冷えていたというような印象があるんですけれども、こういった部分の空調の整備もしていかなければならないのではないかなと思うんですが、学校関係の施設として、給食センターの整備もあります、今後どのような流れでそのあたり進めていくのか。大変お金がかかる事業だと考えますが、村としての進め方に関して、説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

先ほど、南議員もご承知のように、非常に学校教育、義務教育関係にはかけてもかけても、これでいいというところではございません。しかしながら、議員も承知していると思うんですけれども、榛東村の学校教育に対しての施設というのは非常に充実されているというふうに私自身も思っており、またそれに満足することなく、やっぱり生徒さんたち、児童たちが安心して授業が受けられるような体制をこれからもつくっていかねばならない。そんな中で27年度の事業計画としては、先ほど話されましたように北小学校の体育館の改修、それから校舎のトイレの給排水等、それから南小学校での既存の講堂の解体等、それから駐車場整備等がめじろ押しに出てきております。

しかしながら、これからの懸案事項でございますけれども、南北の小学校の空調設備がもう耐用年数を過ぎていたというようなことも見受けられておるところから、改善が必要だなというふうに思っております。

いろいろあるんですけれども、先ほどから話されていますように、築47年もたっている給食センターも、これも早々と対応を考えていかねばならないという中で、私としては義務教育施設の整備基金、これをもう少し充実した中で順次進めていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村長もおっしゃいますように、計画的に進めていかなければ、やはりかなり高額なお金が必要となってきますので、財源の確保を含めて進めていかなければいけない。

先ほど課長のほうから、課としては第6次総合計画にというような話なんです、そのあたり、村長の考えを教えてくださいませんか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まだ何年に何をやるというところまで行っていません。ですから、本当に前期、後期に分けた中でも何年度に何を投入していくかというのは、これから出てきたものについて精

査をしていかなければというふうに思っております。そして、先ほどから南議員が話されますように、必要なものはなるべく早くに計画を入れて財源確保をして、その上でやっていくという計画をこれからも進めていきたいと、このように思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） ぜひ第6次総合計画の中できちっとした計画を立てながら実施していただければと思います。

続きまして、婚活支援について伺います。

「『婚活』時代」といった著書が6年前に発売されて、今やこの婚活といった言葉が当たり前のように使われるようになり、ちょっとしたブームにもなっているところであります。民間だけでなく、行政においても結婚支援や婚活事業を行っているところも年々ふえてまいりました。

本村でも社会福祉協議会が昨年より、であい・夢プロジェクトを始動させております。日本は、特に婚外子が諸外国に比べて極端にどうか、非常に少なく、やはり結婚の減少が少子化に直結していると私は考えられると思います。そして、結婚を希望する若年未婚者の大多数が結婚したら子どもを持つことを希望しております。このことから、結婚や婚活への支援は結果的に少子化対策となると考えますが、村としてはそのあたりどのように考えているのか、見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（金井佐則君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 国におきましても、少子化対策の一環として地域少子化対策強化交付金というのを昨年から始めております。本年度も継続中です。村としましては、その交付金の中でやっている、その補助金の内容は個人の負担金を軽減する内容とか、婚活パーティーなど、飲食を伴う事業は対象外にしているため、講演会やキャンペーンに充てられるケースが多いようです。榛東村としましては、現在、ぐんま赤い糸プロジェクトにも紹介されております、先ほど南議員さんがおっしゃいました、榛東村社会福祉協議会のであい・夢プロジェクト事業につきまして、社協が独自の予算で取り組んでおります。未来を担う若者たちの新たな出会いと自分磨きの場を提供するものです。この事業は24年度に策定しました榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画の中にあります協働による安心安全なむらづくりに社協の活動の一環として明記されていますが、社会福祉協議会の皆さんがいち早く開始したことに深く感謝しております。

村としましては、婚活支援は短期間で成果は得られるものではございませんが、行政としても可能な限りであい・夢プロジェクト事業を支援しなければならないと考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 行政として支援いただけるということなんですけれども、例えば自治体によってはそういった婚活に関する事業を行う団体とか、そういったことに関して一律幾らということで補助を出しているところもあるんですよ。そういった部分も婚活支援事業ということで、ぜひ村としても行っていただきたいなと思っているんですけれども、私、議員になった当初より少子化対策についてはずっと継続して村のほうに質問、提言を重ねてきました。当初は子育て支援に重点を置いてきていたわけですが、さまざまなデータだったり、文献を読んだり、また実際直面している方からの話を聞いたり、当事者世代として、今の現状から考えると、婚活は重要な少子化対策だと思っています。

また、もしそれが結婚に至らなくても、若者の活性化にもつながりますし、また男女交際が活発になると、消費などの需要もふえると、そういったような話もいろいろな部分で聞いております。

また、出産可能年齢の男女の結婚がふえれば、子どもが生まれる可能性も高くなります。今、生涯未婚率が右肩上がりにどんどん少しずつ上がっていて、生涯未婚に対しての少子化対策ということであれば、やはり婚活、結婚支援が一番最も今の段階では重要となる施策ではないかと思うんですが、そのあたり村として婚活支援に対して補助を出すなり、そういった団体を支援するなり、具体的にやっていただけないか、村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当にこの問題は大事な問題であり、先ほど議員が登壇したときに話されました増田レポートによりますと、もう40年後にはものすごく人口が減ってしまうよという中で、榛東村もその中でもやっぱり減少だということで発表されております。

そんな中で、今、課長が話されましたように、社協でいろいろな手を打っていただいておりますけれども、村としまして、私は独自に我々が育った時代を思い浮かべますと、パーティーにお金を出すとか、そういうんじゃなくて、やっぱり地域でのサークル活動を提案して、そのサークル活動の中でやっぱりそこへ補助金を出すなりして、お互いが理解し合える、お互いが触れ合えるというような環境をつくるのが私はいいのかなというふうに、一つの例として思っております。

昔は青年団の活動とかいろいろあったんですけれども、この活動が今では若い男女の交流の場としてなくなっているということもありますので、そういったものを私としては考えていきたいなど。地域の触れ合いというか、イベントをつくった中で、皆さん方が知り合える、触れ合えるというような環境をつくって見たらどうかというふうな思いはありますけれども、いずれにしましても考えさせていただきます、そのような対策は村の将来も考えた中でやっぱり予算づけはしなければなどというふうには思っております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕



○7番（南 千晴君） 村としても考えていただけるということではありますが、未婚化によるやはり少子化対策に関しては、やはり今最も有効な部分がこの結婚や婚活支援だと私は思っていますので、そのあたり対策を立てるころに深刻化しないように、今から現在も私からすると深刻化している状況だとは思いますが、そういった部分きちんとしていただければと思います。

また、未婚化の原因に関しまして、また若者の経済問題とか、雇用問題も背景にあると思いますので、これらもしっかりと考えていかなければならないと思っております。

村としても今後もいろいろな、村長がおっしゃいますような行事といたしますか、企画だったり、そういったことを踏まえて具体的に活動していただきますようお願いいたします。

続きまして、猫や犬の避妊、去勢制度について伺います。

まず最初に、本村におきまして、例えば野良犬だったり、猫に関しての問い合わせや苦情的なものがあるのか、また保健所対応等も含めて、現状について説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 犬や猫に関する苦情や相談につきましては、さまざまなものがござります。特に、犬に関しましては鳴き声に関するもの、野犬や放し飼いに伴うかみつきなどに関するもの、そして捨て犬や子犬の保護に関するもの、道路沿いにおけるふんの放置などに関するものなどがござります。年間50件前後の話が寄せられているところでござります。

また、猫に関しましては、ごみや食べ物の食い荒らしに関するもの、敷地内へのふん被害に関するものなどで、年間10件前後の話が持ち込まれている状況でござります。

なお、こういった中で保健所へ、いわゆる飼い主不明、そういった中で保健所へ送致している、そういったものについては、25年度の実績で申し上げますと、犬で9匹、猫で3匹となっている状況でござります。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村の現状についてわかりました。

日本では、毎年何万頭もの犬や猫が殺処分されている状況であります。捨てられた犬や猫だったり、迷子になった犬や猫だったり、中には飼っていた犬や猫が子どもを産んでしまったり、里親を見つかったり、育てたりすることができない飼い主が保健所などに持ち込んだりするケースもあるようであります。捨ててしまう命や、望まない妊娠をしないためにも、避妊、去勢の手術にかかる費用への助成を行っている自治体がありますが、近隣の市町村の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 本年4月1日時点におけます犬や猫に対する不妊手術費用助成制度

を設けている県内での市町村の数は4市9町1村の合計14市町村となっております。

なお、この榛東村周辺では、前橋市と高崎市が助成制度を導入しております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 県内でも14の市町村が実施しているということであります。本村でもこのような制度、先ほど課長のほうからいろいろな年間に関しましての問い合わせ等のお話があったんですけども、村としても導入する考えがあるか、村長にお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

犬や猫などのペットについては、飼い主の責任の中で飼い方をお願いしたいということがまず第一であります。中には、飼い主が望まない形で子どもが生まれてしまうケースも多々ありますけれども、そういう現状だというふうに思っております。

また、不妊手術については、性格が穏やかになったり、野良化する犬や猫の数を減らす効果が期待できるという部分はあるというふうには考えておりますけれども、それが直ちに被害等の減少に結びつくかどうかについては、これから検証することも必要ではないかと考えております。

助成制度については、飼い主のニーズや導入済み自治体の実績を把握することもありますけれども、村としてはまずやらなければならないことは、改めて飼い主に放し飼いの指導を徹底することがまず第一ではないかというふうに思います。そんな中で導入の見極めを行っていきたくと、こんなふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 犬の場合は、猫もそうなんですけれども、家の中で飼っている犬、猫にしましては、飼い主の方が飼い方にもよりますけれども、野良犬、野良猫と一緒にいる機会が少ないと思うんですが、猫の場合はやはりほとんどが首輪につなぐわけでもなく放し飼いの状態で、また猫のほうが妊娠する期間が年間を通じてあるというようなお話もちょっと聞いておまして、そのあたりも含めて今後状況を見ながら導入していくか、ぜひ村としても検討していただければと思います。

最後に、浄化槽の補助について伺います。

まず、現状の補助金制度の内容と実績について説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 浄化槽の補助金について、現状についてですが、榛東村浄化槽整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、公共下水道及び農業集落排水地域外での合併処理浄化槽設

置の10人槽以下の専用住宅に対して、一戸建てに対して新設また改造補助金を予算の範囲内で交付しております。

実績ですけれども、平成24年度につきましては5人槽を12基、7人槽を4基、計16基、285万6,000円ほどを交付しております。25年度につきましては5人槽を6基、7人槽を3基、計9基164万4,000円ほどの交付になっております。

また、単独浄化槽及びくみ取りを合併処理浄化槽へ転換した場合につきましては、エコ補助金がさらに10万円ほど追加となっております。

26年度の予算ですけれども、5人槽につきましては新設で3基、7人槽につきましては4基、10人槽につきましては1基、計8基、転換につきましては5人槽が4基、7人槽が3基、10人槽が1基の8基で、予算のほうを計上させていただいております。

財源の内訳ですけれども、国の補助金が3分の1、県が新設の場合5分の1、転換が3分の1の補助となっております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 専用住宅の一戸建てに関しての10人槽以下に関して、村のほうでは補助を行ってくださっているということなんですけれども、近隣の市町村も同様なのか、村以外の部分で補助を行っている市町村がないのか、ちょっと簡潔に説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 近隣の状況ですけれども、榛東村専用住宅だけが補助対象ですけれども、専用住宅以外の補助対象ということで、渋川市さんにつきましては店舗併用住宅2分の1以上が居住面積があれば補助対象、50人槽以下の旅館に対して補助しております。

また、前橋、高崎、吉岡町もそうなんですけれども、店舗併用住宅2分の1以上の居住面積があって、10人槽以下であれば補助対象になっている状況でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 近隣の市町村では専用住宅以外に店舗併用住宅に関しても浄化槽の補助が出ているということがわかりました。

特に、ただ店舗だけ、そういった部分に関しては行っていないということがわかるんですけれども、本村でも公共下水道や農業集落排水エリア以外は浄化槽地域となっております。村長は以前よりふるさと公園周辺の活性化を図ろうという形で取り組んでいたりと、上野幹線の県道昇格を目指していたり、そのあたりしているんですけれども、上野幹線なんですけれども、一部公共エリアもあると思うんですが、ほとんど浄化槽エリアといった認識で間違いはないですか。そのあたり教えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 公共下水については、上野幹線以下ということで認識しております。

それから、長岡の農集排については、北方のほうでその幹線より上が整備されております。それから南については、ちょっと係のほうからお願いします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 広馬場地区の農集排の面積につきましては153ヘクタールということで、上野幹線上位部の工業団地以下下の黒髪神社周辺までエリアに入っております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 大体の、全てではない浄化槽、上野幹線より上はほとんどが浄化槽地域ということで、一部入っているという状況もわかったんですけども、私も先日、この上野幹線のところに飲食店を出したいと考えていた方がいらしたんですね。ただ、飲食店はすごい大きな浄化槽を入れなければならないくて、何百万とか、1,000万近くすると、そうなる単純にやはり出せるものではなくて、どうしても初期投資の段階でかかるということで、そういった地域から条件が悪い地域と言いますか、初期投資がかかる地域ということで、なかなか選んでいただけないような話をお聞きしました。

先ほど併用住宅に出しているという部分もあるんですけども、村長も企業誘致というようなことに取り組んでいらっしゃるんですけども、小さい店舗だったり、併用する店舗だったり、そういったこともそのエリア、浄化槽地域にできるということは、それも一つの企業誘致じゃないですけども、積み重ねていくことは必要ではないかなと思っております。

現状では特に浄化槽地域について、そういった候補地として条件がよくない状況として、やはり村としても併用住宅、店舗などを含めて、この浄化槽の補助を拡大していったらどうかなと思っております。村長の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 浄化槽の設置要綱等も踏まえながらやらなければいけないのかなというふうに思いますけれども、平成27年度からは、今まで宅地開発に伴う専用住宅は補助外としていたんですけども、やはり人口増とか、それから新しい人が入ってくるのはいいことだということで、対象を広げました。一般住宅と同じように扱うようにしました。

それから、今、ご質問の営業される方のお店の建設費の2分の1をどうかというお話でございます。やはり飲食店につきましては、店舗面積によって、それから人数がどのぐらい入るんだということに

よって設定されます。

私も、私事ですけれども、あそこへお店を出したときに約1,000万かかっているんです。浄化槽が。そんな状況で今、南議員が心配されるように、企業誘致の一環であるというような観点を考えますと、やっぱりそういったところもこれから進めていかななくてはならない。それから、まして私も今、県議にもお願いしてある上野幹線の県道昇格、それについて観光の振興と、経済の活性化を図りたいという考えもありますので、そこいらはもう少し考えさせていただいて、前向きには考えますけれども、もう少し考えさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 前向きに考えていただけるということで、特に併用住宅に関しては近隣の市町村も出しているという中、榛東村だけ出していないとなると、やはり土地の価格、いろいろな部分を比較したときに、どうしても榛東、条件がよくない、その時点でそういうことが考えられると思います。

また、併用住宅に関しては、そこに住んでいただけるということで、それも一つの村としても利点となるかなと思いますので、ぜひこの点に関しましてしっかりと考えていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（金井佐則君） 以上で7番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

質問順位7番山口宗一君の質問を許可いたします。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君登壇〕

○4番（山口宗一君） 4番山口宗一でございます。

本年度最後の一般質問となりました。しばらくの間おつき合いをお願いいたします。

ことしを振り返ってみますと、村の重大ニュースのトップになるのではないかとと思う2月の大雪かと思えます。ビニールハウスや駐車場、そういうところが大きな被害を受けました。その復興と補助の進めが早く行けばいいなど、そのように思っております。

また、6月には県会議員でありました大林さんが逝去されました。私たちの仲間の高橋正さんが補選で見事当選され、県に出られました。1週間前の12月1日には、一般質問がありまして、大勢でお邪魔しまして、質問の内容では県、また郡、そして村のためにご尽力いただけるような、力強いお話を聞いてきました。

また、議会活動では、オスプレイの決議とか、それから8月5日の霞山カントリーの減額問題とか、また直近ではふるさと納税に対してお互いの意見を交わしたところがございます。

いずれにしても、議員皆さんはいろいろな角度から研究され、村の発展のために発言、いろいろお考えを示されたのではないかと、そのように考えております。

ことしも3週間余りで終わりとなりますが、午年から末にかわるわけです。来年がどういう年になるかわかりませんが、自然災害のない、また議会においては執行と議員が良好な関係を保ちながらも、村の発展、健全で希望の持てるむらづくりに尽力することが重要かと、そのように考えております。

きょうの私の質問の内容ですが、ご案内のように少子化対策を含め3問を質問させていただきます。以降、自席に戻り質問します。

○議長（金井佐則君） 4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） それでは、通告に従い、質問させていただきます。

最初は少子化対策についてですが、本題に移る前に、ちょっと村の人口の状況についてお示しいと思います。

この村の人口に関しては、3カ月前の定例会において住民課の早川課長にお願いして資料をまとめていただいたものをお示しすることです。早川課長には大変ご苦労いただいたことをここにお礼申し上げます。

まず、約10年間の推移なんですが、平成16年度の村の人口が1万4,532人でした。その約10年後なんですが、ことしの3月末の人口が1万4,614人、結果的には82人の増加となっていました。なおかつ、字別に見てみました。長岡地区が1,725人で99人の減となっています。それと同じように、山子田地区は2,959人で213人の増加、同じく新井地区に関しては5,524人で51人の増、それと広馬場地区は4,406人で83人の減少となっております。

渋川地区に近い長岡、また高崎地区に近い広馬場のほうで減少を見たんですが、中心部である新井、山子田地区には増加傾向が見られたかなど、そのように考えております。

さらに、区別ですが、大幅に増加したところは5区で520人から665人と145人の増を見ました。また、20区に関しては減少が一番多い区でして798人から693人と105人の減少が見られました。

このような状況の中で、村の人口が平成22年度1万4,720人で、これをピークに緩やかに減少傾向に入っております。この要因は何かと考えられるか、担当課長にお伺いします。

○議長（金井佐則君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 人口減少の担当課でございます基地・財政課で答えさせていただきます。

住民基本台帳において平成22年度末と平成24年度末の増減は日本人と外国人を含め106人減少してございます。主な要因でございすけれども、出生から死亡を減じた自然動態がマイナス70人ということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ただいま担当課長からお話がありましたように、やはり出生数が少なくなったことというのが一番の要因ではないかと思います。この少子化についての質問の中で、前回の質問者と、きょう南議員も質問された中で重複する部分があるかと思えますけれども、せっかくの機会でするので、いろいろ質問させていただきます。

安倍政権の地方の問題に軌道修正を転機となったのが、先ほどからもお話しの出ている元総務大臣、座長を務めた増田さんの人口減少問題検討分科会による消滅する自治体リストと、ストップ少子化地方元気戦略の公表でした。これは5月8日に公表されたわけですがけれども、公表と同時に、やはり国の対応もかじ取りが変わってきたようです。

それと、6月の定例会においては、各自治体の首長がやはりこの問題に対していろいろな角度から対応が大変だったと、そのように聞いております。

そうした中で、村が消滅するという、非常に怖いような表現なんですけれども、そういう自治体が出るということで、調査の対象になったということは福島県を除く1,800市区町村を対象に調査をした結果なんですけど、そのうち約半数の896市町村で20歳から39歳の女性が半分以下になると、当然若い女性というんですか、子どもを産んでいただける女性が少なくなるということは、やはり地方が疲弊するというんですか、過疎化するというふうな、そういう一因になるかと思えます。

そういった中で、村の少子化対策、6月以降どのような考えをここに持たれているのかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

まず、現状分析や将来人口推計並びに人口減少対策について検討する委員会を庁内に設置しました。この委員会の報告書等を参考に施策をこれから実施したいというふうに考えております。

その中で、105件の意見がございまして、それを今調査しているところでございます。

また、現在、6次榛東村総合計画を策定の作業を進めているところでありますので、検討委員会も第6次総合計画と整合性を保つため、必要な調整を図るとともに、可能なものについて事業の実施に努めるということを進めていきたいと思っております。

また、短期的にはこの検討委員会の報告書等を参考に施策を実施していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 委員会の105件の意見が出ているということで、これからいろいろな角度で検討を進められると思います。その委員会での実効が出ることを期待しております。

それで、11月16日の上毛新聞に出ていました。やはり少子化問題を扱った内容でした。その中には、群馬県内の婚姻率とか、離婚率とか、そういうものを含めていろいろの角度で少子化対策をどういうふうに進めていくのか、各自治体の内容も含めた資料が載っていました。参考までに、去年、2013年の群馬県内における婚姻件数が9,031件ということでした。逆に離婚した数が3,511と、結構離婚も多いのかなと思っております。

榛東村に関しては、結構婚姻率が高くて、上位3位だったと思いますけれども、5.4%という、逆に離婚も上位5位ということで2.1%ぐらいで、吉岡町とその比をすると、やはり1%ぐらい、この差が榛東村のほうが高いような、そういう気がいたしました。それが直接、少子化とか何かに結びつくかどうかわかりませんが、やはり先ほどからもお話が出ているように、結婚ということがやはり少子化の対策というんですかね。それをやはり子どもが生まれてくる可能性というのは当然出てくるので、その出会いの場というんですか。調査の内容を全国的に見た内容ですと、89%の女性と96%の男性が将来は結婚をしたいと、しかし出会いの場がないというような、そういう意見が多くを占めていました。そういうところで、先ほどからもお答えは聞いておるんですが、村がもうちょっと積極的に、そういったことを進めることが必要じゃないかと、そのように考えていますが、その辺についてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど南議員からも同じような質問があったと思うんですけれども、その中でも答えさせていただきまされたように、昔からお世話をするというような方がなかなか昨今少なくなり、そしてまたお世話をしても、それが相手に喜ばれるかどうかということもあって、今、行政とすれば出会いをできる場所の提供ということであろうかと思えます。

そんな中で、お金を出したから、じゃやってみようかというようなことでなしに、実効性のある対策というか、そういう環境をつくるということで、私は先ほど一つの例としてサークル活動なんかを考えてやったらどうかというような思案もあるわけですが、いずれにしても、先ほど申し上げた105件の中にもそういった事案がございますので、それらをよく精査して、それに結びつくようなものであれば、早急に対策を考えていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ぜひ、環境整備ということをお願いいたします。

そこで、村の対応も非常にいろいろな角度から見ると、結構支援をやっていただいております。やはりこの少子化対策の重要なところは、雇用の場と、やはり子ども、子育て支援という、そういう施



策ではないかと、そのように考えています。

村も第3子の保育料の無料化と、幼稚園の無料化、さらに第3子の給食費の村負担とか、いろいろなことを実施されております。そういう中で、新聞に載っていた各市町村の現在行っている内容というんですか、取り組みについてちょっと紹介してみたいと思います。

1つは、中之条町の取り組みですが、これが出会い子育て応援宣言ということで、中之条町がこの8月に立ち上げた結婚や子育て支援の専用サイトです。町は本年度、少子化・子育て対策室を設置し、結婚から子育てまでの総合的な支援に乗り出したとのこと。結婚イベントを開く民間事業者への補助金制度を創設し、町も交流行事を主催しているとのこと。中之条町の先ほどから出ている婚姻率というのは3.3%ということで、群馬県平均より1.3%ぐらい下がっているということで、その対策室の担当者は、出会いのきっかけづくりをしたい、そのようにおっしゃっているとのこと。そういうことを中之条町が5月8日に出された消滅というふうな、そういうことからすぐ対応をしたというんですが、この辺のことについて村はどう進めていきたいか、お聞かせ願えますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほども話しましたように、今、山口議員の話されているように、中之条町では出会いのきっかけをつくって、そしてそのところで専用サイトを設けて進めているということは、非常にうちのほうの村にとってもためになる提言じゃないかというふうに思っております。

先ほど来申し上げておりますように、やはり出会いのきっかけ、それにはやっぱりくどいようですけれども、サークル活動とか、そういった中でお互いが話し合いながら触れ合える、それから異性同士が意見の交換ができるというような環境をやっぱり整えていかなければというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ぜひ、そういうふうに進めていただきたいと、そのように願っております。

2つ目なんですが、上野村の取り組みなんですけれども、上野村は25年前から転入者の定住促進に力を入れ、宿泊施設などを運営する上野振興公社やきのこセンターなどを立ち上げ、雇用の創出を努めてきたそうです。担当者は結婚祝い金や子育て支援のほか、U・Iターンの多さを理由に挙げております。U・Iターンというのは、Uターン就職とか、Iターン就職ということで、Uターンの場合は大学とか、そういうことで一旦村を出るんですけれども、卒業して地元に戻って就職をするというのがUターン就職らしいんです。Iターンというのは、村に関係なく、よその地域からその場へ行って就職活動をするというふうな、そういうふうに理解をしています。このU・Iターンを積極的に進めていると、そういうことでした。村の考えはいかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先日、私もこの問題で町村会でいろいろ取り上げた中で研修ということで参加させていただきました。長野県の下條村です。これはテレビでもいろいろと放映されて、人口増に貢献していますという施策を打ち出して、小さな3,000有余の村が一举に4,000人近くなったというような話でございました。なぜなったかという、隣町に、ちょっと市は忘れたんですけども、大きな市があるんですけども、その下條村の対策としては、子育てをする環境をものすごく整えているんです。ただ、永住につながるかどうかという対策は考えていなかったというように私は認識しております。ですから、急には入るけれども、20年後、それから30年後になるといって、それがUターンじゃないんですけども、帰ってしまうんじゃないかと。入っている中で保障がないから、子育てはするけれども、帰ってしまうというような、私はそういう思いをしてきたんです。

そんな中で、今挙げられている上野村では、その対策として、やはり雇用をしっかりして永住ができるという対策を講じているところに、やはり魅力はあると思うんです。

前、この間の一般質問で梶井議員が話されましたように、政府でも地方創生という中で、まち、それから人、仕事という3つの目標を掲げてやっております。私はまさにこれから地域に合った国の政策ではないかなというふうに思いますので、今、法案が可決されてスタートしたばかりですから、それらを村でもいち早く研究をして、今、山口議員が言われる上野村でやられているような雇用を含めた中での人口増と、それから移住、Uターンを狙っていったらいいんじゃないかなというふうに今は思っているところです。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 下條村の、そういうことでその地域地域にいろいろな特色があるので、一概に榛東村が全て今申し上げたような関係が取り入れられるかどうかというのは疑問なんですけれども、やはり今回の地方創生に関する一つの考え方というのは、市町村が知恵を出し合って、国のほうに申し出て、そのお金を補助金でなく、要するにどうにでも使えるような交付金をいただくというのが趣旨のようです。だから、国が何かをしてくれるとかというような、そういうふうな考え方を持っていると置いていかれるんじゃないかなと、そういうことも考えられます。

もう一点、太田市と伊勢崎市の取り組みなんですけど、これは取り組みというよりも、地形とか、そういう関係で自然に製造業があそここのほうに進出しているのかなと思うんですけど、婚姻率の高い太田市や伊勢崎市は製造業が盛んで、両市の担当者は雇用の場があり、若い世代が多いからではと、そのように言っております。

また、婚姻率2位の吉岡町は、ご存じのようにベッドタウンとして発展し、増加率では県内一であると、そのようなことになっています。

やはり雇用の場の確保ということになると、やはり製造業とか、そういった企業が来てくれるとい

うことが必要になってくるのではないかと思います、なかなかこの企業誘致というのは大変なことだと思います。これに関しては、2年ほど前に私も日光市とか、足利市の取り組みについてお話をさせてもらいました。やはりトップセールスということが大事で、やはり100社とか、200社をリストアップして、そこの企業に行って誘致作戦というんですか、懇願をしたと、そのように聞いています。

数日前、企業誘致委員会が開かれました。具体的な進め方に関してはこれからになるのかなと思いますけれども、やはりどういうふうにして企業に来てもらえるか、榛東村に合った企業を選択するか、そういうことが重要なことだと思うんですが、それに関して企業誘致の委員長を務めている副村長にお伺いします。

○議長（金井佐則君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 山口議員さんも企業誘致の委員という形で参画いただいております。非常に難しい状況にあると思います。今の大型の企業というんですかね。製造業だとか、そういうふうなものはある程度の基盤を用意して、初めて来てくださいというふうなことが言える状況にあります。当村においてはそういうところは1カ所もございません。その中で、今までのこの村に合ったものというのは、これだけの傾斜があるという、大型な整地が非常に難しい、費用もかかり過ぎると、たとえ土地が安くても、非常に難しい状況が一番最初に出てきます。

またあと、企業はさまざまな補助金だとか、そういうふうなものを申請しながらやったところで、先行投資というような形で道楽で企業がやっているところは1社もございません。そういうふうな中で今後進めていくのには、やはり小さな企業というんですかね。その中から、あるいは今の企業のこれだけ地震大国でございますので、そういうふうな中の頭脳集団、そういうふうなものを当村にどういうふうにしたら移動させていただけるのかというのが究極の企業を引っ張ってくる状況での村の施策になってくるのではないかと。

ただ、そんなことを言っていましても、大型の企業というのはなかなか難しい状況であります。そういうふうな中で、そういうふうな目的の中においてとりあえず、その前段として小さな企業でもいいから、たとえ幾らでもというふうな、先ほどの南議員さんですか、家内労働的なものでもいい、人口をふやしながら、良質な要するに人口というんですか、すばらしい就業する人たちを教育によってつくっていく、まずそれから始めていかなければ、当村の実情はないのかなと。

あるいは、優良企業に勤められるような形で、勤められる教育をしていくほうが、あるいは先かなというふうなことを私は思っています。来ていただくよりも、まずそういうところに勤められる人材をつくっていくほうが、そして吉岡でも、前橋でも、そこに勤めながら、基盤ここの生活をしていくというふうな形のほうが先かなと。ありとあらゆるものを総合的に鑑みながら、今後は取り組んでいかなければならないかなと、そういうふうな形の中から、阿久澤村長も非常に努力をさせていただきまして、実情に合ったという形の中で、太陽光発電ですか、そういうふうな形を取り入れてきたんだと

いうふうに思っております。これからも、皆さんの力をおかりしながら、どこに行っても働ける人材をつくるのがまず先決だと私は思っております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ただいま副村長からお話を伺ったように、やはり傾斜地という言葉が一つのネックになっているようにうかがえます。傾斜地ですけれども、やはり企業が来て、雇用が初めて始まる。そこに若いお父さんとかお母さんが来て、子どもを生んでもらうというのが一つの少子化対策にもつながるのではないかと、そういうふうに考えています。

せっかく立ち上げた企業誘致の関係委員会ですので、私たちも積極的に参加させていただいて、ぜひ残された任期の中で1つでもそういうことがかなうように頑張りたいと、そのように考えております。

そこで、つい最近なんですけれども、子育て支援のほうに関することなんですけれども、朝日新聞の配信で11月28日のニュースで、ご承知だとは思いますが、政府与党は昨年、子育て支援のため、幼稚園児と保育園児の保育料を無料にすることについて5歳児から段階的な導入を目指すことで合意していました。文科省と厚生労働省は、まず年収360万円未満の世帯の5歳児を対象にする案をまとめ、5歳児の約2割となる約23万人を対象で話し合ってきたということです。

しかしながら、これも多くのお金がかかるということで、今のところだめになったというふうな、そういうお話です。下村文部大臣は、その中心にいる方なんですけど、360万円がだめなら、年収が270万円以下の人を対象にして、その幼稚園児に相当するんだと思うんですけれども、そのところをまだこれから今検討中だということです。

村のほうでは、270万円未満の収入で、その世帯に何人ぐらいの5歳児がいるのか、わかったら教えていただけますか。

さらに、例えばそこを無償化した場合に、どのぐらいの財源が必要なのかもあわせてお聞きします。

○議長（金井佐則君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 一応、この朝日新聞の中では幼稚園というふうには書いてあるんですけれども、一応、保育園として試算しようと思ひまして、電算センター等と打ち合わせしたんですが、保育料は保護者の所得税や住民税によって計算されております。そのシステムの中に収入枠のデータというのはございません。年収ごとに区分するのは電算センターで税務課のデータと突き合わせしながら求めなければなりませんので、ちょっと日数的にかかるというお話を伺っていますので、現在、私の手元にはデータはございません。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 国がつかんでいる人数というのがここに出ていまして、国がどういうふうにつかんだのかわからないんですが、各国から県、県から地方自治体のほうに、そういうデータを求めてきているんじゃないかと私は思っているんですが、そうでないとどのような数字が、人数とか、金額とかが出てきたのかちょっとわからないんですけども、特に今のお答えの中ではつかんでいないというふうな、そういうお話なので、もしわかれば後で結構ですので、教えてもらえればと思います。

子育て支援に関しては最後の質問になるんですけども、今、村が第6次総合計画を進めております。第5次総合計画を進めるに当たって、平成18年3月に発行された人口の推計というのが出ていまして、平成22年の推計人口は1万5,500人というふうに設定されていました。さらに、来年度は1万6,500人となるような、そのような数字と記憶しております。

先ほども申し上げましたように、平成22年度の人口は住民基本台帳で1万4,720人、目標としていた1万5,500人との差が780人あるわけです。この差はどのような関係か、わかったらお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まず、平成22年度1万5,500人でございますけれども、この推計でございますけれども、統計的手法コーホート法回帰分析という統計手法によりまして出した数字ということでございます。平成2年、平成7年、平成12年度と国勢調査、かなり人口がふえてございます。この流れの中でふえていったのかなと思っております。

現在人口との乖離でございますけれども、先ほどお話ししましたけれども、出生数の減、死亡数の増加等によります自然動態の影響が大きいものと考えております。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） なかなかこの数値というんですかね。予測するのは難しいかと思えます。結果は結果として受けとめて、人口が少しでもこういうふうに減少が食いとまるような施策をやっているかなければならないと思えます。

最後になるんですけども、この件に関して、今、6次をやっている中で、例えば平成27年度とか、32年度、さらに37年度の国勢調査に合わせた数値目標は設定するんじゃないかと思うんですが、32年度をどのぐらいに置いているのか、もし数値がわかれば教えてもらえますか。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 現段階では、榛東村総合計画策定審議会がございまして、その前に庁内に榛東村総合計画策定委員会、各課長職等とワーキンググループで設定しているものがござ

います。そこで示されたものでございますけれども、37年度について一つ目標とすれば1万4,076人、これに若干加味した数値、丸めまして1万5,000人ということで、今現在検討中でございますので、決定ではございませんけれども、そういう数字、平成37年度におきましては1万4,076人、これは施策を何もしないとすればこういう数字ということでございますので、総合計画については施策を加味した数字にするのか、しないのかというところで、現在のところ先ほども申しましたとおり、庁内の職員で検討委員会で検討中ということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 1万4,000とか、1万5,000という数字が出ました。ぜひ、その目標に向かって一丸となってこれは進めていかないと、達成といたらあれなんですけれども、維持はかなり難しいのかと思いますけれども、目標に向けて頑張っていきたいと、私も含めて、そのように思っています。

次に、健康増進について質問させていただきます。

平均寿命の伸長で、国民の健康水準が向上する中、人口の高齢化、生活環境の変化により、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中など、生活習慣病が大きな問題となっております。

こうした人口の高齢化及び疾病構造の変化を勘案すれば、疾病の早期発見や治療にとどまることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を強力に推進し、壮年期死亡の減少及び認知症、もしくは寝たきりにならない状態で生活できる期間が健康寿命が延びるというんですか、図っていくことが極めて重要と考えております。

そうした中で、村の一次予防に対する考え方をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 一次予防ということでございます。この問題につきましても、以前にも山口議員から質問があったのかなと認識をしておりますけれども、群馬県の健康寿命は全国的に見ると決して低いほうではございませんが、これに対して村では平成15年に健康日本21榛東村計画というものを策定しまして、その後、さらにこの計画を継承しまして、新たな榛東村の健康づくりの指針として、平成23年度から平成27年度までの5年間で計画期間として策定をしました健康プランしんとう21に基づきまして、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す村として、各種施策を計画し実施をしております。

健康増進部門では、健康に関する意義づけ、それに伴う各種検診の実施、検診後の事後指導の充実等に努力をしております。

また、介護部門では一次予防事業としまして、はつらつ教室、基本チェックリストの実施、要介護

状態になるおそれの高い人を対象とした2次予防事業、生き生き教室とか、健康運動指導講師による介護予防教室を実施しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 村でもがん検診とか、健康診断も阿久澤村長になってからワンコインとか、今年度は無料化になるなど、いろいろ健康に関しての進め方が他市町村よりも進んでいるように思います。あとは、受診率とか、そういった向上につながればよいのかと思います。

健康寿命というのは、平均寿命と違まして、当然ご存じだと思うんですけども、今年度発表になった中では、男性の場合が71歳、細かく言うと71.19歳とかということです。ですから、平均寿命と9歳ほどの差があるかと思えます。女性に至っては74歳という、そういうことなんですけれども、やはり健康寿命から平均寿命に至る、男性の場合ですと9年間に関しては、介護を要する可能性がある、そういうようにならないようにやはり国、あるいは県のほうからもお話は来ているかと思えますけれども、適度な運動とか、それから規則正しい食事と、それから喫煙に関しても云々というようなお話も来ています。

いずれにしても、生きていくという、寝ていることも生きていくのに相当するんでしょう。元気で食べ物もおいしく食べたり飲んだりできる、そういう期間が延長、長くなるということが非常に大事なことではないかと思えます。そういった中で、ぜひ村のほうでも健康増進、そういうことを進めていっていただきたいと、そのように考えております。

大分時間が迫ってきまして、最後の質問をさせていただきます。

財源の確保なんですけど、今までいろいろ申し上げてきた中で、道路をつくるとか、あるいは教育の問題とか、福祉の問題とか、いろいろなことをやるのも、やはり財源が必要です。その財源を確保するということは、先ほどからも企業とか何か、そういうことも含めていろいろなこういう施策があるかと思うんですけど、阿久澤村長になってから、自主財源をどのようにふやしていくか、そういうことの対応として太陽光によるエネルギーのそういった対策とか、また最近ではふるさと納税とか、そういうところで期待ができるかと思うんですけども、そういったところの自主財源を今後どのように求めていくのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に自主財源確保というのは重要なことでございまして、これから普通に行っても、政策的経費に充当できる一般財源というのは大幅に減ると思うんです。というのは、やっぱり交付金等が今見直されて減額ということになってきておりますので、このままで行ってもどんどんと依存財源というのが減って、自主財源率の比率を求められる時代になってくるというふうに認

識しております。

そんな中で先ほど議員もおっしゃいましたように、太陽光の発電事業につきましても、初めはああいった土地を利用ということで始めましたけれども、その反響が村内に広がりまして、今現在、太陽光に係る事案というのが15件ありまして、その中で10件が稼働しております。先ほど副村長が話されましたように、私としては雇用は生まれなくても、枯渇されている農地を活用した中での住民の収入、そしてまたひいては財政に対しますところでは固定資産が入るというような仕組みをこれからも進めていかなくてはというふうに思います。

また、ふるさと納税につきましても、皆様のご協力を得まして、これからも本当に真剣になって取り組んでいきたいと、それと同時にネットにオファーをされた方については迷惑のかからないような中で、村の税収を上げていきたいと同時に、地域にあってもそれを活用した中で活性化を図れば、地域が潤い、その後には、何年後かわかりませんが、やっぱり財源確保につながっていくんじゃないかなという思いをしておるところでございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ただいま村長がお答えになりました。平成25年度の自主財源比率も46%余りと、いろいろな施策をしてぜひ50%を超えるような、そういう状況になればいいなと、そのように思っています。

最後の質問なんですけれども、24年7月1日から始めた太陽光の発電量というんですかね。3%、あるいは白子の海とか、そういうところでのどのぐらい自主財源が獲得できているのか。さらに、最近始まったふるさと納税などを含めて、来年度はどの程度合わせた財源を見込んでいるのか、わかれば教えてください。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まず、ソーラー発電のほうでございますけれども、平成24年度決算書の数値でございます517万7,800円でございます。25年度が372万4,600円でございます。

もう一つのほうですけれども、来年度ということでございますけれども、八州高原のほうのソーラー発電のほうに要求額という段階でご認識をいただきたいと思っておりますけれども、また数字だけがひとり歩きしないような形でご配慮をお願いいたします。太陽光のほうに349万8,000円、地域創生ふるさと応援事業のほうに300万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） どうもありがとうございました。



これで私の一般質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で4番山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった7名の議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時より開会をいたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、午後の会議を再開いたします。

---

◇

◎日程第3 議案第74号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第74号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきまして中学校駐輪場整備に伴う災害復旧事業債及び災害復旧費国庫負担金、歳入歳出につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、障害者福祉費のサービス費及び通所給付費などをお願いするものでございます。

議案書22ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額1,999万8,000円、計7億215万2,000円、1項国庫負担金、補正額1,994万1,000円、計3億6,722万8,000円、2項国庫補助金、補正額5万7,000円、計3億3,074万3,000円。

16款県支出金、補正額1,664万4,000円、計8億3,283万円、1項県負担金、補正額1,118万5,000円、2億460万3,000円、2項県補助金、補正額545万円、計5億9,256万2,000円、3項県委託金、補正額

9,000円、計3,566万5,000円。

18款寄付金、補正額4万5,000円、計3,590万5,000円、1項寄付金、同額でございます。

19款繰入金、補正額3,941万5,000円、計6億5,777万6,000円、1項基金繰入金、同額でございます。

22款村債、補正額510万円、計2億4,672万3,000円、1項村債、同額でございます。

歳入合計でございます。補正前の額57億9,287万7,000円、補正額8,120万2,000円、計58億7,407万9,000円でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額201万6,000円の減、計9,437万1,000円、1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額7,043万円、計8億8,301万7,000円、1項総務管理費、補正額7,041万8,000円、計7億2,342万円、5項統計調査費、補正額1万2,000円、計896万3,000円。

3款民生費、補正額4,445万5,000円、計18億2,884万4,000円、1項社会福祉費、補正額4,213万3,000円、計11億7,115万3,000円、2項児童福祉費、補正額4万7,000円、計6億5,388万5,000円、3項災害救助費、補正額227万5,000円、計380万6,000円。

4款衛生費、補正額507万6,000円の減、計3億1,241万6,000円、1項保健衛生費70万円の減、計1億9,374万4,000円、2項清掃費、補正額437万6,000円の減、計1億1,867万2,000円。

6款農林水産業費、補正額246万3,000円、計8億2,377万4,000円、1項農業費、補正額234万6,000円、計8億330万5,000円、2項林業費、補正額11万7,000円、計2,046万9,000円。

8款土木費、補正額1,794万3,000円の減、計4億1,420万4,000円、2項道路橋りょう費、補正額1,130万円の減、計2億5,567万7,000円、5項都市計画費、補正額664万3,000円の減、計1億3,071万6,000円。

9款消防費、補正額427万7,000円の減、計2億5,375万2,000円、1項消防費、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、補正額63万9,000円の減、計9億1,831万1,000円、1項教育総務費、補正額34万2,000円の減、計5,832万7,000円、2項小学校費125万1,000円の減、計2億3,536万1,000円、3項中学校費、補正額21万円、計9,071万3,000円、5項社会教育費、補正額16万3,000円、計2億9,319万3,000円、6項保健体育費、補正額58万1,000円、計1億3,447万6,000円。

12款公債費、補正額619万5,000円の減、計3億808万4,000円、1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額57億9,287万7,000円、補正額8,120万2,000円、計58億7,407万9,000円でございます。

25ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

10款5項社会教育総務費、事業名、中央コミュニティセンター整備事業、金額1,871万7,000円でご

ございます。基本設計、業務委託は年度内に完了しない見込みであることから、翌年度に繰り越すものでございます。

26ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

中学校駐輪場の災害復旧に伴う災害復旧事業債でございます。

起債の目的、災害普及事業債、借入限度額は510万円でございます。

起債の方法でございます。証書借入又は証券発行となっております。

利率は年3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利子の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率というものでございます。

償還の方法は、政府資金につきましては、その融通条件により、銀行その他には、その債権者と協定する。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借りかえることができるというものでございます。

31ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

主なものについてご説明させていただきます。

上の枠、15款1項1目民生費国庫負担金、補正額959万2,000円の主なものは、2節障害福祉費負担金896万3,000円で、説明欄2行目の障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金507万円は、歳出の障害児通所給付費の利用が増加したことによる国庫負担金でございます。

この下の段、4目災害復旧費国庫負担金、補正額1,034万9,000円は、説明欄にある公立文教施設災害復旧費国庫負担金で、中学校駐輪場の整備を行うものでございます。

下の枠の下の段、15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金、補正額はゼロでございます。同交付金の基金事業においては、一旦、同基金に積み立てて事業の必要とするときに必要額を同基金から繰り入れるもので、道路改良工事分を減額し、同額を基金に積み立てるというものでございます。

下の段でございます。

16款1項2目民生費県負担金、補正額1,118万5,000円は、1節社会福祉費負担金で、説明欄の1行目、国民健康保険基盤安定県負担金は国の制度改正により軽減額が拡大されたことによるものでございます。

33ページをお願いいたします。

真ん中の枠でございます。19款2項1目基金繰入金、補正額3,941万5,000円は、説明欄1行目、財政調整基金繰入金998万8,000円は、今回の補正により浮いた一般財源について、同基金の繰り入れを減額するものでございます。

2行目、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金4,938万4,000円は、15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金のところでご説明したことにより、歳出の8款2項3目道路新設改良費に

充当するものでございます。

一番下の枠、22款1項2目災害復旧費、補正額510万円は、第3表 地方債補正で説明したことによるものでございます。

36ページをお願いいたします。

上から2段目、6目企画費、補正額6,776万5,000円の主なものは、25節積立金6,860万円で、歳入の15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金のところでご説明したことによるものでございます。

また、19節負担金、補助金及び交付金86万7,000円の減につきましては、渋川地区広域市町村圏整備組合負担金で、主に運営費等の変更見込み及び25年度決算額数値等に置きかえたことにより変更となったもので、以下、各目の渋川地区広域市町村圏整備組合負担金の説明は省略させていただきます。

38ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額938万円は、28節繰出金、同額で歳入の16款1項2目民生費県負担金、国民健康保険基盤安定県負担金等に村負担割合を加えて繰り出すものでございます。

3款1項3目、補正額2,237万円の主なものは、19節負担金、補助金及び交付金2,168万7,000円で、説明欄、障害福祉サービス費等負担金1,154万7,000円及び次のページをお願いいたします。説明欄の一番上の行、障害児通所給付費等負担金1,014万円で、利用が増加したことにより、各給付費を計上させていただくものでございます。

4目福祉医療費、補正額892万4,000円の主なものは、20節扶助費同額で、福祉医療費の増加見込み額を計上させていただくものでございます。

少し飛ばしまして43ページをお願いいたします。

下の枠、8款2項3目道路新設改良費、補正額1,130万円の減は、17節公有財産購入費920万円の減は、1号計画道路、22節補償、補てん及び賠償金210万円の減は、1号、2号計画道路で各節それぞれ前年度において事業が完了したことにより減額させていただくものでございます。

44ページをお願いいたします。

上の枠の下の段でございます。8款5項3目公共下水道費、補正額706万9,000円の減は、28節繰出金で公共下水道事業特別会計の工事費等の減額見込みにより繰出金を減額させていただくものでございます。

少し飛ばしまして49ページをお願いいたします。

下の枠、12款1項2目利子、補正額619万5,000円の減の主なものは、23節償還金、利子及び割引料で、平成25年度借り入れ分の借入利率の確定により、利子償還額を減額させていただくものでございます。

50ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） まず、36ページですね。防災行政無線費の説明欄のところなんですけれども、防災ラジオ附属品等設置工事となっているんですけれども、これはどういうことですか。ラジオ自身の附属品なのか、外スピーカーの関係の附属品なのかお尋ねします。

それと次、50ページですね。給与明細書というのが一覧で出ているんですが、特別職のところと、それに議員、その他の特別職というところになっていて、その他の特別職の方が883人ということなんですが、ちょっとこれはどういう特別職の方なのかお答えください。

以上です。

○議長（金井佐則君） 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） まず、防災無線の関係、36ページの関係、補正額10万円の内容なんですけれども、内容につきましては防災ラジオで聞きづらい箇所があるということで、それを試験的に5カ所ぐらい、アンテナを設置して性能を検査するというところでございます。

それと、夜中にノイズが入るといふ、そういうことも言われていますので1カ所、ノイズを切る附属品がありますので、それを設置して試験的にそれでどんな効果があるのか、それを点検するというところで今回補正を上げさせていただきました。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑……失礼しました。

総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 給与費の明細の関係でございます。その他特別職というのは区長さんとか、そういう特別職の関係の方です。

○議長（金井佐則君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

6番松岡稔君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 6番松岡稔です。

歳入のほうで32ページの農林水産費の群馬県農地集積の補助金と、36ページの弁護士費用、それと38ページの報償費の報償金。

最初から行きます。群馬県農地集積、これ農地中間管理機構の補助であるのか。

それともう一つが弁護士費用の10万、これ委員会のときに課長からちょっと説明を受けたんですけども、聞き漏らしたのでもう一回お願いします。

それともう一つが、38ページの報償費、この間の委員会のときに成年後見人のことなんですけれども、これももう一度説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） それでは、松岡稔議員さんの質問でございますけれども、まず97万2,000円の補助金でございますけれども、これにつきましては利用集積等の補助金ということではなくて、要は9月から利用集積ということで正式に県の農業会議が中心になってシステムが動いたわけなんですけれども、そういった形で村と県とのシステムの互換というんですかね。情報交換をする、この作業が出てきました。そのシステム改修ということで補助金を10分の10いただいて改修するというところでございます。

したがって、現在の農業委員会が持っているデータと県の農業会議とのやりとりということで、それが全県的に必要ということで、こういった事業がまた違ってきたということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 36ページのその他委託料の関係です。

これにつきましては国家賠償請求事件、家屋の課税の関係でございます。これが原告の取り下げにより終了いたしました。それに基づきまして顧問弁護士に同事件の報酬を支払うということで、今回10万円を上げさせていただきました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 38ページの報償金の関係です。

短期入所中の障害者で認知症進行に伴う成年後見人を立てまして、その後の成年後見人への報償金ということで在宅で2カ月間を一応予算計上しております。一月在宅で2万8,000円ということで2カ月です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 先ほどの36ページの弁護士費用なんですけれども、当初予算に弁護士委託費

用ということで約100万の予算が組んであります。その予算と今回の取り下げた弁護士とのあは、別の弁護士ですか。それとも村の顧問弁護士ですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） この事件につきましては、当初15万円をお支払いしています。今回10万円ということで、トータルで25万円のこの裁判に係る費用ということです。弁護士さんは顧問弁護士の方に頼んであります。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） では、村で委託してある顧問弁護士さん、当初予算で約107万円ぐらいと私記憶しているんですけども、そのほかに支払ったということ、それとこれでもう解決済みということではないですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） この事件に関係するのは25万円ということです。それ以外の通常の顧問弁護士料ということでたしか60万円とってあると思うんですけども。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 山口です。

45ページですけども、教育費の学校管理費の中なんですけれども、中国から来た小学生の方に日本語を教えるということで19万余りの費用を計上しているんですが、この費用というのは村が100%持つものなのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この費用につきましては、村が全て持つということになっております。文科省のほうから外国人児童生徒の受け入れの手引きというふうなことで受けていまして、この生徒については小学校6年生なんですけれども、全く日本語が話せないということで、授業を受けることができないので、午前中の3時間だけ中国語を話せて日本語も話せる方をお願いしました。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 今、教育課長のお話しの中では100%自治体が持つということなんです、

こういうケースは初めてのことなのか。例えば、外国人が大勢で来た場合に、こういった負担が相当生じた場合、村の負担というのが相当かかるんじゃないかと危惧するんですけども、それで国のほうがこういうことに対して全くお金を出さないということになると、受け入れとか何かに対して榛東村だけじゃないんでしょうけれども、例えば群馬県の中では大泉町なんかは多くおるかと思うんですけども、その辺の対応とか何かというのを今後どういうふうを考えているのか教えてください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今回のケースは全く外国籍ということで、緊急に対応しなければならぬということ、こういう形になったわけです。毎年、群馬県教育委員会のほうでは、外国籍で日本語を指導する児童生徒という調査がございまして、こちらから申請すれば100%ではありませんけれども、県費負担のそういう外国語のできる教職員を配置していただきますけれども、現実的にはさほど多くない。特に、今お話しにあった大泉のほうはかなりの人数がいるものですから、県費負担のそういう指導のできる先生を配置しているということでございます。

現在、この子については、日常的な会話はほとんどできるということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

11番岸昭勝君。

〔11番 岸 昭勝君発言〕

○11番（岸 昭勝君） 31ページの……

○議長（金井佐則君） 岸君、マイクを上げて。

○11番（岸 昭勝君） すみません。

31ページの説明欄で国民健康保険基盤安定県負担金で577万5,000円というんですけども、これが制度改正によるものと説明を受けたんですけども、その内容をちょっと説明していただきたいと思えます。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 国の制度改正による軽減率の増加ということで補正をさせていただくものですが、国民健康保険税の改正、今回の改正は国民健康保険税の中の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げるもの、それから介護納付金課税額に係る課税限度額も2万円引き上げるものということで、これがことしの3月に条例改正をお願いしまして説明をした案件なんですけれども、課税限度額を2万円引き上げたことで、課税をされる人数が減ってくるということですよ。介護も2万円引き上げて、後期高齢者も2万円を引き上げたということで、そういったことによりまして国保税の中の介護の部分と国保の部分下がったことによって、市町村の収入



が下がる、保険者の収入が下がるということで、国から基盤安定国庫負担金、一番最初の歳入の上にある62万9,000円もその関係なんです、国と県がそれぞれ保険者に対して基盤安定国庫負担金、基盤安定県負担金ということで補助というか、負担金を出して国保の運営を助ける、そういうものです。

○議長（金井佐則君） いいんですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田です。

44ページの2目公園費、13節委託料、この人材派遣委託料ですが、内容の説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） それでは、ご説明申し上げます。

この関係でございますけれども、13節委託料につきましては現在、ふるさと公園のふるさと館について、これを借用したいという業者さんがおります。そういったことで27年度から開所したいというような希望がございます。よって、公園の中の整備を行うわけで、具体的には施設管理委託料ということで、これはシルバー人材センターの委託費ということでございます。周辺の木々の伐採、あるいは施設の清掃、相当汚れていますので、そういったものを含めて人材派遣と、シルバーセンターに委託して、27年度の4月以降に備えるということで予算を計上させてもらったわけでございます。

以上です。

〔「休憩」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後1時32分休憩

---

午後1時34分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） よく説明がわからないんですけども、13節では、しばらく空き家になっていたふるさと館の内部清掃、それと周辺清掃という解釈でいいんですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） そうですね。そういう形で主にそういったシルバー人材に充てるた

めの委託料ということで計上させていただいております。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これにつきましては、先ほど課長が話されましたように、27年度からふるさと館を貸してくださいという方が出ました。それで、委員会でご足労していただきまして貸すほうがいいだろうという結論を得まして、そしてご案内のように、あのままでは貸せないと、どうだろうということで、それを使用される方に行政ができることでどんなことをしてほしいと、借りる条件としてということでご案内を申し上げました。そうしたら、今言われるように中の機材とか、それから外の景観をもう少し環境整備はしてほしいという要望が出ました。その中で最低限の整備をさせていただく費用として計上させていただきました。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） それについての貸借条件と、もう一つ向こうにバーベキューハウスがあるんですけども、そちらのほうは計画はあるんですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 大変申しわけないんですが、これ新年度予算にかかわる形ですので、細かい内容については今申し上げるのはあれかなと思っております。契約だとか、あるいは個人もやはり借りるわけですから、経営的な戦略もありますので、ここで申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。

それから、施設につきましては、ふるさと館とそれからあずまやですかね。この2つを借りたいというご希望がございますので、それにしても27年度予算がまず通ることがあれですけれども、そういったことで今調整を進めているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第74号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第83号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第83号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、地域創生ふるさと応援事業に伴う歳入歳出をお願いするものでございます。

なお、歳入の不足額につきましては、財政調整基金の取り崩しで賄うものでございます。

121ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

18款寄付金、補正額1,000万円、計4,590万5,000円、1項寄付金、同額でございます。

19款繰入金、補正額12万6,000円、計6億5,790万2,000円、1項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額58億7,407万9,000円、補正額1,012万6,000円、計58億8,420万5,000円でございます。

122ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額1,012万6,000円、計8億9,314万3,000円、1項総務管理費、補正額1,012万6,000円、計7億3,354万6,000円。

歳出合計、補正前の額58億7,407万9,000円、補正額1,012万6,000円、計58億8,420万5,000円でございます。

124ページから125ページは歳入歳出事項別明細書総括でございます。省略させていただきます。

127ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

上の枠18款1項1目寄付金、補正額1,000万円は説明欄にある一般寄付金で地域創生ふるさと応援事業によるものでございます。

下の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額12万6,000円は説明欄にある財政調整基金繰入金で、同基金を取り崩し歳入の不足する財源を繰り入れるものでございます。

129ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

2款1項6目企画費、補正額1,012万6,000円は、地域創生ふるさと応援事業でございます。13節委託料同額で、説明欄にあるふるさと応援事業委託料で手数料、商品代、送料を計上させていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第83号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第82号 工事請負契約の変更について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第82号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約5,000万円以上の工事の変更契約でございます。

工事名、契約金額、契約の相手について朗読し、説明にかえさせていただきます。

工事名は、平成26年度相馬原飛行場周辺整備統合事業、南部コミュニティセンター改修工事。

契約金額、変更前は1億1,232万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額は832万円、変更後は1億1,841万1,200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額877万1,200円。

契約の相手、住所は群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7、商号等は佐田・ぐん・せい・岡部特定建設工事共同企業体、代表者は佐田建設株式会社代表取締役社長、荒木徹。

以下、詳細につきましては、工事担当課長であります生涯学習課長より説明いたします。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、平成26年度相馬原飛行場周辺整備統合事業の南部コミュニティセンターの改修事業の工事変更契約についてご説明いたします。

本工事は8月5日の理事会において本契約となった内容に変更が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、天井の補強工事において補強鉄骨柱と既設の空調ダクトが緩衝し、空調ダクトの一部改修が生じたこと。

ステージの背面壁及び天井に補強が必要となったことが判明したため、壁面及び天井の一部の改修が生じたこと。

工事着工後に玄関の風除室で雨漏りが発生し、調査したところ風除室と多目的ホールとの壁面付近であるため、今回工事に含まれない壁面の改修が生じたこと。そして、その壁はキャノピーと緩衝していることが判明したことから、来年度工事に支障がないよう、今回の工事で風除室及びキャノピーの改修工事を先行実施したいこと。

電気工事において工事が2カ年にわたることから、来年度分に生じるキュービクルの一部増設を今回工事で実施いたしまして、来年度工事に支障ないよう実施したこと。

多目的ホールの増築部の基礎工事において、地下水位が高く地盤が軟弱であるため、平板載荷試験による地盤支持力検査が実施できないことが判明しましたので、現状の地盤では設計強度が得られな

いという結論でした。改善策として、地盤改良を行う必要が生じたことから、セメント凝固を行い、所要の強度を確保する対策をとったこと。

その他、変更は出来高の実施数量等の変更見込みによるものです。

このことによって609万1,200円の変更の増額をお願いするものであります。

なお、建築確認申請の許可が当初予定していた時期よりおくれたことにより、工期を12月15日から平成27年2月20日に変更するものでございます。

以上で工事の変更の内容とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番早坂です。

ちょっと確認なんです、契約相手のところで佐田・ぐん……これで間違いないですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） ぐん・せい建商さんなんですけれども、ここへポツが入るので、入れさせていただきました。

○議長（金井佐則君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第82号 工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎散 会**

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議された案件は全て終了いたしましたので、平成26年第4回定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時48分散会

平成 2 6 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 1 5 日 ( 月 )



# 平成26年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

---

平成26年12月15日（月曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成26年12月15日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第70号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第71号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第72号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第73号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第75号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第76号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第77号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第78号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第79号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第80号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第81号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 請願・陳情について
- 日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程に同じ

追加日程第1 発委第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書について

追加日程第2 発委第6号 「手話言語法制定を求める意見書」について

## 出席議員（13名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	松岡好雄君
9番	柳田キミ子君	10番	岩田好雄君
11番	岸昭勝君	12番	早坂通君
13番	金井佐則君		

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	岩田健一君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	新藤彰君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	小山美子君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成26年榛東村議会第4回定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

11番岸昭勝君、12番早坂通君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

### ◎日程第2 議案第70号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第2、議案第70号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由を申し上げます。

根拠法令の名称変更により、条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。例規集は995ページ、新旧対照表は1ページでございます。

議案書の14ページをお開きください。

朗読して説明にかえさせていただきます。

榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例。

榛東村営住宅の管理に関する条例（昭和37年榛東村条例第12号）の一部を次のように改める。

以下、新旧対照表をごらんください。

条例の第5条、入居者の資格の中の5号で、現行中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を改正案では中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるものでございます。

議案書の14ページに戻りまして、附則の欄です。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第70号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第3 議案第71号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第71号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由をご説明いたします。

防災広場の整備に伴い、都市公園として管理をするためでございます。例規集は1,237ページ、新旧対照表は2ページでございます。

議案書の16ページをお開きください。

朗読して説明にかえさせていただきます。

榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例（平成25年榛東村条例第14号）の一部を次のように改める。

別表中の公園の名称及び位置で、反田公園の下に改正案では名称は防災広場、位置は榛東村大字新井784番地1を加え、改めるものでございます。

附則です。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第4 議案第72号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第72号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、健康保険法施行例の一部が改正されたため、条例においても所要の改正を行うものでございます。

議案書の18ページをお願いします。

榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の3ページをお願いします。

左側、改正案、右が現行でございます。出産育児一時金、第6条第1項中、下線部分でございます。現行39万円を改正案では40万4,000円に改めます。これは出産育児一時金に加算される産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6,000円に1万4,000円の引き下げがされ、出産育児一時金の総額は42万円に据え置かれるため、健康保険法施行令が改正されたことによるものでございます。

議案書の18ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日。1、この条例は平成27年1月1日から施行する。適用区分。2、この条例の施行の日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。例規集は第2款の1,071ページからにございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

暫時休憩。

午前9時10分休憩

---

午前9時10分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

議案第72号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第5 議案第73号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第73号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

榛東村立学校の所在地の更正を行うものでございます。

議案書20ページをお願いします。

榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。例規集につきましては1,301ページでございます。新旧対照表につきましては4ページです。

榛東村立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表中、上段の表、改正前を下段の表、改正後に改めるものでございます。榛東村立北幼稚園の所在地、改正前では山子田1261番地とありますが、この所在地は北小学校の所在地で、現在の北幼稚園は昭和55年3月に現在の山子田1322番地1に建設移転をしたもので、所在地を更正するものでございます。また、榛東村立南幼稚園並びに榛東村立榛東中学校の所在地で、改正前では番地の後に平仮名の「の」が表記されていますが、現在の表記に合わせ、改正後では「の」を削除するものでござい

す。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第73号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第75号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第75号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) についてご説明を申し上げます。

歳入の主なもの、支払い基金からの前期高齢者交付金の交付額確定によるものでございます。

歳出の主なもの、療養給付費等の増額見込みに伴うものでございます。



議案書の54ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

6款前期高齢者交付金、補正額2,345万9,000円、計3億6,103万4,000円。1項前期高齢者交付金、補正額、計とも同額です。

10款繰入金、補正額938万円、計1億657万8,000円。1項他会計繰入金、補正額938万円、計1億657万7,000円。

12款諸収入、補正額5万円、計283万円。4項雑入、補正額5万円、計29万6,000円。

歳入合計、補正前の額18億3,993万8,000円、補正額3,288万9,000円、計18億7,282万7,000円でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、補正額32万4,000円、計1,135万6,000円。1項総務管理費、補正額32万4,000円、計611万3,000円。

2款保険給付費、補正額5,126万円、計11億2,771万5,000円。1項療養諸費、補正額4,200万円、計9億9,107万5,000円。2項高額療養費、補正額800万円、計1億2,533万円。4項出産育児諸費、補正額126万円、計966万円。

3款後期高齢者支援金等、補正額1,172万1,000円の減、計2億1,430万7,000円。1項後期高齢者支援金等、補正額、計とも同額です。

6款介護納付金、補正額257万6,000円の減、計9,409万3,000円。1項介護納付金、補正額、計とも同額です。

9款基金積立金、補正額444万8,000円の減、計1億7,771万円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

11款諸支出金、補正額5万円、計614万4,000円。2項指定公費負担医療費立てかえ金、補正額5万円、計29万円。

歳出合計、補正前の額18億3,993万8,000円、補正額3,288万9,000円、計18億7,282万7,000円でございます。

57ページからの歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

60ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

6款、1項、1目前期高齢者交付金、1節の前期高齢者交付金2,345万9,000円は、支払い基金からの交付額確定による歳入増でございます。

10款、1項、1目一般会計繰入金、これは一般会計の補正予算のときにも説明をさせていただきましたが、補正額938万円は、国の制度改正による軽減対象が拡大されたことによる歳入増と、出産育児一時金繰入金につきましては給付実績による増額見込みによるものでございます。

12款、4項、5目指定公費負担医療立てかえ金、補正額5万円は歳出での補正が計上されたことに

よりまして、国保連からの同額の歳入を計上するものでございます。

続きまして、62ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

1款、1項、1目一般管理費、13節委託料32万4,000円は、法令改正によりまして70歳以上の被保険者の軽減特例措置が段階的に廃止されることに伴いまして、国保データベースシステムが改修の必要となったものでございます。

2款、1項、1目一般被保険者療養給付費、3目の一般被保険者療養費、2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、4項1目出産育児一時金、これはそれぞれ上半期の給付状況から、給付費の不足が予測されることから増額補正をお願いするものでございます。

次に、64ページをお願いします。

3款、1項、1目後期高齢者支援金、19節の負担金補助及び交付金1,172万1,000円の減は、納付額確定による減額でございます。

6款、1項、1目介護納付金、19節の負担金補助及び交付金257万6,000円の減も納付額の確定による減額でございます。

9款、1項、1目国民健康保険基金積立金、25節の基金積立金444万8,000円の減は、特別会計内の歳入歳出額の資金調整による減額でございます。

65ページ、11款、2項、1目指定公費負担医療立てかえ金5万円は、下期の執行見込み額により増額をするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第76号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)について

○議長(金井佐則君) 日程第7、議案第76号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

歳入は後期高齢者医療保険基盤安定負担金額の確定による一般会計からの繰入金増額、歳出は保険基盤安定負担金額確定による後期広域連合への納付金増額でございます。

議案書の67ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額124万円、計3,356万7,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額1億504万7,000円、補正額124万円、計1億628万7,000円。

続きまして、68ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額116万3,000円、計1億434万9,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計とも同額です。

3款諸支出金、補正額7万7,000円、計8万3,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億504万7,000円、補正額124万円、計1億628万7,000円でございます。

69ページからの歳入歳出事項別明細書(総括)の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、73ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

3款、1項、2目保険基盤安定繰入金、1節の保険基盤安定繰入金、補正額124万円は、説明欄、県負担金93万円分と市町村分31万円でございます。

次に、75ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節の負担金補助及び交付金116万3,000円は、保険基盤安定負担金額の決定による負担金額増額でございます。

3款、1項、1目保険料還付金、23節償還金利子及び割引料7万7,000円は、被保険者の過年度所

得の修正申告によりまして、保険料が減額となりましたので、還付をするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第77号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第77号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

歳入につきましては保険料の歳入増額見込みによるものでございます。

歳出は保険給付費の増額見込みによるものでございます。

77ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款保険料、補正額69万円、計 2 億2,813万6,000円。1 項介護保険料、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正前の額11億1,715万9,000円、補正額69万円、計11億1,784万9,000円でございます。次に、78ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、補正額9万円、計2,083万9,000円。1 項総務管理費、補正額9万円、計961万円。

2 款保険給付費、補正額60万円、計10億4,692万8,000円。1 項介護サービス等諸費、補正額60万円、計 9 億5,461万2,000円。

歳出合計、補正前の額11億1,715万9,000円、補正額69万円、計11億1,784万9,000円でございます。

79ページからの歳入歳出事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

83ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして説明をさせていただきます。

1 款、1 項、1 目第 1 号被保険者保険料、2 節普通徴収保険料69万円は、徴収実績による増額補正でございます。

85ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

1 款、1 項、1 目一般管理費、7 節の賃金9万円につきましては、臨時的任用職員の任用がえによる臨時職員の引き継ぎ期間の賃金でございます。

2 款、1 項、1 目住宅介護福祉用具購入費60万円は、上半期の給付状況による増額見込みによる補正でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第77号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第78号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号) について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第78号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号) についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号) についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では平成26年度汚水処理交付金補助金の補助率の変更と消費税還  
付見込みによる減額の補正でございます。

歳出では、補助金の補助率の変更に伴う工事費の変更と起債償還の利子の確定による減額補正で  
ございます。

87ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算。

補正、歳入。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略さ  
せていただきます。

3款国庫支出金、補正額6,270万3,000円の減、計1億1,823万3,000円。1項国庫補助金、同額です。

5款繰入金、補正額706万9,000円の減、計1億2,003万5,000円。1項繰入金、同額です。

7款諸収入、補正額486万7,000円の減、計301万2,000円。2項雑入、補正額486万7,000円の減、計  
301万1,000円。

歳入合計、補正前の額7億283万6,000円、補正額7,463万9,000円の減、計6億2,819万7,000円。

88ページ、歳出です。88ページをお願いいたします。

2款建設費、補正額6,848万8,000円の減、計4億5,655万5,000円。1項建設費、同額です。

4款公債費、補正額615万1,000円の減、計1億3,711万6,000円。1項公債費、同額です。

歳出合計、補正前の額7億283万6,000円、補正額7,463万9,000円の減、計6億2,819万7,000円。

90ページ、91ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては同額のため説明を省略さ  
せていただきます。

93ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

3款、1項、1目国庫補助金、補正額6,270万3,000円の減、計1億1,823万3,000円。説明欄の汚水処理交付金、補助率が50%から40.3%に変更されたものでございます。これにつきましては3カ年の年度間調整による変更によるものでございます。平成24年度が51%、25年度が62.9%、26年度が40.3%になったものでございます。

5款、1項、1目一般会計繰入金、補正額706万9,000円の減、計1億2,003万5,000円。説明欄の一般会計繰入金の減額でございます。

7款、2項、1目雑入、補正額486万7,000円の減、計301万1,000円。説明欄の消費税還付金の見込みによる減額でございます。確定申告による見込みとなっております。

95ページをお願いいたします。歳出です。

2款、1項、1目建設費、補正額6,848万8,000円の減、計4億5,655万5,000円。内訳につきましては、15節工事請負費、特定環境保全事業、舗装復旧工事で1,000万円の減、公共下水道事業、新管の築造工事で3,578万7,000円の減、舗装復旧工事で2,270万1,000円の減となっております。いずれも補助金の補助率の変更に伴う事業費の減額となっております。

4款、1項、2目利子、補正額615万1,000円の減、計4,911万2,000円。内訳につきましては、23節利子償還金615万1,000円の減、これにつきましては前年度の借り入れ分の利子の確定による減額でございます。利子が3%から1.4%に確定になったことによる減額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第78号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇  
◎日程第10 議案第79号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正

## 予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第79号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましては、長岡、広馬場処理場の汚泥の流入量の増加に伴い、電気の使用料が増加し、電気料の不足が見込まれるために今回の補正をお願いするものでございます。

97ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は、省略させていただきます。

3款繰入金、補正額137万4,000円、計1億1,264万1,000円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額1億4,156万5,000円、補正額137万4,000円、計1億4,293万9,000円でございます。

98ページをお願いいたします。歳出です。

2款管理費、補正額137万4,000円、計4,257万4,000円。1項管理費、同額です。

歳出合計、補正前の額1億4,156万5,000円、補正額137万4,000円、計1億4,293万9,000円。

100ページ、101ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため、説明を省略させていただきます。

103ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

3款、1項、1目繰入金、補正額137万4,000円、計1億1,264万1,000円。一般会計繰入金となっております。

105ページをお願いいたします。歳出です。

2款、1項、1目管理費、補正額137万4,000円、計4,257万4,000円。内訳につきましては、11節需用費の電気料137万4,000円となっております。処理場の汚泥の流入量の増加により電気料が不足するものでございます。長岡処理場分が30万6,720円、広馬場処理場の分が106万7,040円となっております。



以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第79号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第11 議案第80号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第80号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、議案第80号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書107ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額42万8,000円、計7,742万3,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額 1 億4,988万円、補正額42万8,000円、計 1 億5,030万8,000円。

続きまして、108ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、補正額42万8,000円、計7,043万9,000円。1 項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額 1 億4,988万円、補正額42万8,000円、計 1 億5,030万8,000円。

109ページから111ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書（総括）でございます。説明は省略させていただきます。

113ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

3 款、1 項、1 目、一般会計繰入金、補正額42万8,000円は、歳出に伴い繰り入れを行うものでございます。

115ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款、1 項、1 目総務費、11節需用費、補正額32万4,000円は、機械器具修繕費で、6月から10月にかけて食器洗浄機や調理室、冷蔵庫等の修繕が多くあり、今後の対応に備えるために補正をお願いするものでございます。12節役務費につきましては、今後受信、電信料の不足が見込まれるものでございます。14節 1 万6,000円の減額につきましては、NHK放送受信料が不用となり減額するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第80号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 2 議案第 8 1 号 平成 2 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第81号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3条予算の収益的収入及び支出につきまして、修繕費の増額と補正に伴う消費税の減額の補正でございます。

117ページをお願いいたします。補正予算3号、実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明をさせていただきます。なお、既決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業費用、補正予定額277万7,000円、計2億7,692万8,000円、1項営業費用、補正予定額300万、計2億6,051万3,000円。2目配水及び給水費、補正予定額300万円、計5,573万4,000円。2項営業外費用、補正予定額22万3,000円の減、計1,450万円。2目消費税、補正予定額22万3,000円の減、計395万4,000円。内訳につきましては、118ページ、説明書の修繕費の執行見込みによる増額及び消費税の補正に伴う減額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第81号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をとります。

10時10分から再開いたします。

午前9時54分休憩

---

午前10時10分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程第13 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第13、請願・陳情についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

4番山口宗一君。

[総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇]

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 総務産業建設常任委員会に付託された請願・陳情の審査報告をお知らせいたします。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第4回第22号。付託年月日、平成26年12月5日。件名、村道堀之内3号線道路改良舗装工事について。

委員会の意見。本路線は、中学校グラウンドに隣接する道路である。中学生の登下校並びにクラブ活動時には生徒の自転車及び徒歩による往来が多くあります。しかし、未舗装のため、凹凸があり、また幅員も狭く、軽トラックのすれ違いも厳しく、安全性も懸念されているところであります。本路線を整備することにより、中学生徒の安全の確保、中学校グラウンド周辺の環境改善が図られます。

よって、本陳情は、採択とする。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第4回第23号。付託年月日、平成26年12月5日。件名、村道宮室64号線改良舗装工事について。

委員会の意見。本道路は、県央第一水道北に位置する縦道である。周辺は宅地化が進み、交通量もふえている。しかし、幅員が狭く、未舗装のため、車両などの通行に支障を来しています。また、側溝も整備されていないため、たび重なる降雨で路面が傷み、その都度碎石などで補修しております。本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られる。

よって、本陳情は、採択とする。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第2回第8号。付託年月日、平成26年6月10日。件名、村道宿61号線改良舗装工事について。

委員会の意見。本路は、19区コミセンの西に位置する横道である。本道路は、行きどまりの未改良の道路で1軒の出入り口として利用されている。本路線を整備するには1軒のために多額の投資が必要となる。将来周辺地域が宅地化が進んだり、行きどまり道路が解消されるときには投資も考えられるが、現時点では不採択とする。

審査結果、不採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第3回第16号。付託年月日、平成26年9月3日。件名、規制改革会議農業ワーキンググループ、農業改革に関する意見に対する自民党並びに政府への働きかけのお願いについて。

委員会の意見。5月14日、政府は農業改革に関する意見を示した。内容は、信用共済事業の分離、組合員への新たな利用制限の導入、全農の株式会社化、中央会制度の廃止など、組織の理念や組合員の意見とかとかけ離れた内容であり、JAグループの解体につながるものと受けとめざるを得ず、極めて大きな問題である。また、JAぐんまは今後5カ年を対象とした農業の成長産業化と地域の活性化に向けたJAグループ営農改革プランに基づき、鋭意努力しているところである。

よって、本陳情は、採択とする。

審査結果、採択。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成26年第2回第3号。区分、請願。提出者、原水爆禁止群馬県協議会、代表理事 滝沢俊治。件名または要旨、2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。平成26年第4回陳情受理番号第22号は、審査の結果、採択との報告がございました。ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。平成26年第4回陳情受理番号第22号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。平成26年第4回陳情受理番号第23号は、審査の結果、採択との報告がございました。ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。平成26年第4回陳情受理番号第23号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。平成26年第2回陳情受理番号第8号は、審査の結果、不採択との報告がございました。ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

平成26年第2回陳情受理番号第8号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成11名。反対1名。

よって、委員長報告のとおり不採択に決定しました。

平成26年第3回陳情受理番号第16号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

平成26年第3回陳情受理番号第16号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

暫時休憩。

午前10時23分休憩

---

午前10時23分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

平成26年第2回請願受理番号第3号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時24分休憩

---

午前10時24分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ここで手話通訳者の方に同席を求めています。

続いて、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第4回第6号。付託年月日、平成26年12月5日。脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書。

委員会の意見。現在、ブラッドパッチ治療は保険適用ではなく、1回の費用も高額であり、患者の負担が大きい。国は平成19年度に研究班を発足している。現在、平成25年から27年度まで研究期間が延長され、診療ガイドラインの研究を行っている。現在も患者がいることから、引き続き研究と解明を行っていくことは必要と考える。

本委員会での審査の結果、全会一致で本請願は採択とします。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第3回第5号。付託年月日、平成26年9月3日。件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。

委員会の意見。手話を使う聴覚障害者にとって音声言語と同様に、手話は大切なコミュニケーションの手段である。手話は言語といったことを広く普及し、障害のある方が社会のさまざまな場面において確実に意思伝達や情報を獲得できるようにするためにも、この手話言語法は必要な法律である。

本委員会の審査の結果、全会一致で採択とします。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第3回第14号。付託年月日、平成26年9月3日。件名、私立幼稚園就園奨励費補助事業実施のお願い。



委員会の意見。現在、本村には村立の幼稚園が2園あり、いずれも定員に満たない状況である。群馬県内ではほとんどの市町村で私立幼稚園就園奨励費補助事業を実施しているが、本村と同様に、公立幼稚園だけある町村では実施していないところもある。保護者のニーズに応えることも必要であり、就園奨励費補助事業を実施すべきとの意見や、村や保護者それぞれの立場に立つと、答えを出すのは非常に難しいといった意見もあった。しかし、村の現状から考えると、就園奨励費補助事業を実施することによって村立幼稚園に通う園児が減少するといった懸念があることから、現時点での就園奨励費補助事業の実施は難しいと考える。

本委員会審査の結果、本陳情は不採択とします。

審査結果、不採択。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成26年第3回第15号。区分、陳情。提出者、一般社団法人群馬県私立幼稚園協会会長 原徳明。群馬県私立幼稚園PTA連合会会長 菅原豪。件名または要旨、子ども・子育て支援制度等に対する要望について。

以上です。

○議長（金井佐則君） ただいま南文教厚生常任委員長より審査の報告がありました。

平成26年第4回請願受理番号第6号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

平成26年第4回請願受理番号第6号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定しました。

平成26年第3回請願受理番号第5号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

平成26年第3回請願受理番号第5号の採決に入ります。

この請願に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第3回陳請受理番号第14号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

平成26年第3回陳情受理番号第14号の採決に入ります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり不採択に決定しました。

平成26年第3回陳情受理番号15号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

以上をもちまして、日程第13、陳情・請願についてを終わります。

---

◇

## ◎日程の追加

○議長（金井佐則君） ここでお諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、日程を追加し、日程の順序を変更して、これを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議する

ことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

---

午前10時38分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

---

◎追加日程第1 発委第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書について

○議長（金井佐則君） 追加日程第1、発委第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

南文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 提出理由。

ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、これに対して早期に医療保険を適応し、「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」を継続し、「医療ガイドライン」を早期作成とともに、子供に特化した研究及び周辺病態の解明を着実にを行うよう、意見書を提出したい。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、平成24年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、同年7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1、ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、これに対して早期に医療保険を適用すること。
  - 2、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を継続し、「診療ガイドライン」の早期作成をとともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を着実にを行うこと。
  - 3、脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
  - 4、ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を、各都道府県に1カ所以上設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

榛東村議会議長 金井佐則

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣  
厚生労働大臣

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎追加日程第2 発委第6号 「手話言語法制定を求める意見書」について

○議長（金井佐則君） 追加日程第2、発委第6号 「手話言語法制定を求める意見書」についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

南文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 提出理由。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」の制定を求める、意見書を提出したい。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、

手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

榛東村議会議長 金井佐則

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣

厚生労働大臣

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 字句の訂正なんですけれども、多分提出者も気づいたと思うんですけども、最後の、よって本県市町村議会はというところを、榛東村議会もしくは本議会には訂正すべきだと思います。

○議長（金井佐則君） 7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど口頭では本議会はということだったので、その部分は訂正したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） 早坂議員、いいですか。

○12番（早坂 通君） はい。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第6号 「手話言語法制定を求める意見書」について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前10時52分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

---

◇

◎日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） お諮りします。

日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを、会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第14から日程第16までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

◇

◎日程第17 議員派遣について

○議長（金井佐則君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣につきましては、榛東村会議規則第113条の規定により、議会で議決することになっております。

現在、北群馬郡町村議会議長会、中毛町村会主催の研修会が確定しております。したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した件名のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

◇

## ◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

5日から開会以来、本日まで11日間、7名の議員からの一般質問、条例の一部改正、一般会計・特別会計等の補正予算、請願・陳情などについて熱心な審議、活発な質疑・討論がなされましたことに對し、深く感謝を申し上げる次第であります。

昨日の開票で、全国から注目され、群馬5区から立候補した小淵優子氏は、みずからの政治資金問題で、これまでにない逆風下での選挙戦を制し再選されました。「もう一度スタートラインに戻って、一からやっていく覚悟です」と誓ったように、一連の政治資金問題については国民に説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思ひます。

さらに今、国は重要な政治課題が山積しています。アベノミクスの経済対策、中国や韓国との外交政策、集团的自衛権や特定秘密保護法の制定など安全保障にかかわる政策、原発再稼働、地方創生と人口減少対策などです。小淵代議士には、今まで以上に国のため、地元のために頑張ってもらいたいと思ひております。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、健康にご留意され、よい年をお迎えになられますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で、平成26年第4回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ありがとうございました。

ご苦勞さまでした。

午前10時56分閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 岸 昭 勝

榛東村議会議員 早 坂 通